

第八十回 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和五十二年四月二十六日(火曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

柄谷 道一君

補欠選任

中村 利次君

四月二十二日

辞任

遠藤 要君

補欠選任

今泉 正二君

四月二十六日

辞任

中村 利次君

補欠選任

柄谷 道一君

辞任

橋本 繁蔵君

補欠選任

遠藤 要君

目黒今朝次郎君

補欠選任

村田 秀三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

政府委員

厚生大臣官房長

厚生大臣官房会

計課長

厚生省公衆衛生

局長

厚生省医務局長

厚生省業務局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭

局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

社会保険庁年金

保険部長

事務局側

常任委員会専門

員

警察庁交通局交

通企画課長

文部省初等中等

教育局特殊教育

課長

農林省畜産局衛

生課長

運輸大臣官房参

事官

山下 眞臣君

持永 和見君

佐分利輝彦君

石丸 隆治君

上村 一君

曾根田郁夫君

石野 清治君

八木 哲夫君

木暮 保成君

今藤 省三君

森 郷巳君

齊藤 尚夫君

新井 昭三君

沼越 達也君

本日の會議に付した案件、

○社会保障制度等に関する調査

(透析患者に関する件)

(医療類似行為の制度化に関する件)

(未熟児網膜症に関する件)

(診療報酬体系の是正に関する件)

(救急医療に関する件)

(健康保険制度の改正に関する件)

(スモン病訴訟に関する件)

(年金制度の改正に関する件)

(小児歯科医療に関する件)

(新鮮血の供給に関する件)

(老人医療に関する件)

(盲導犬に関する件)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○母子保健法の一部を改正する法律案(相原ヤス

君外一名発議)

○児童福祉法の一部を改正する法律案(相原ヤス

君外一名発議)

○戦時災害援護法案(片山甚市君外二名発議)

○委員長(上田哲君) ただいまから社会労働委員

会を開会いたします。

社会保障制度等に関する調査を議題といたしま

す。

この際、厚生省の政府委員から発言を求められ

ておりますので、これを許します。厚生省持永会

計課長。

○政府委員(持永和見君) 先ほど、当委員会です

でに御説明を申し上げました昭和五十二年厚生

省関係予算の概要につきまして、その後内閣にお

きまして修正がされましたので、その修正部分に

ついてお手元にお配りしております資料によりま

して御説明を申し上げます。

その第一は、厚生年金保険、船員保険、国民年

金につきまして、消費者物価のアップ率九・四%

の物価スライド改定の実施時期をそれぞれ二カ月

繰り上げることになります。

第二は、福祉年金、児童扶養手当を初めとい

います各種手当あるいは戦没者の遺族等年金につ

きまして、年金額または手当額の改定等の実施時

期をそれぞれ二カ月繰り上げることによ

り、生活保護

の被保護者、各種社会福祉施設の入所者等に對し

ましても、臨時の追加給付措置を行うことによ

ります。

以上の修正によりまして、厚生省関係予算の総

額は五兆六千二百五十七億五千八百万円と、前回

要求額に對しまして三百五十三億百万円の増加、

昭和五十一年度の予算額に對しましては一八・

七%の伸びと相なっております。

なお、二枚目の資料に、今回の予算修正に關連

いたします厚生省所管特別会計の歳入、歳出を記

したものがございまして、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長(上田哲君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜本万三君 きょうは透析患者の問題、それか

らその他二、三の問題につきまして質問をいたし

たいと思います。

先日、私選挙区の方に帰りましたところ、腎臓

を患っておられる患者の皆さんのうち、透析の治

療をやっておられる方がたくさん見えて、窮状

を訴えられました。その趣旨は、透析患者は非常

に苦しい闘病生活をしておるので、さらに一層政

府の施策の充実を要望するという内容のものでご

ざいました。ことし、厚生省では予算の説明を伺

いましたときに、透析患者の対策を昨年よりも若

干強化されておるといふ事情は承知しておるわ

けであります。なお一層その改善を希望する立

場から質問をいたしたいと思っております。

まず第一は、わが国の透析患者の実情でござい

ますが、患者の方々のお話によりますと、一万三

千人以上いるのではないかと、お話がございま

す。厚生省はかつて昭和四十六年に患者の実態調査をなされた経験があるのですが、最近の調査は行われていないというふう聞いておるわけでございます。現在わかっております透析患者の実態についてお話を承りたいと思っております。

○政府委員(石丸隆治君) 人工透析の実態でございますが、先生御指摘のように、われわれの方といたしましては特にそのための実態調査ということとは実施いたしておりませんが、人工透析研究会が一九七六年六月に実態を調査いたしております。その数字をもとにわれわれいろいろ対策を講じておるところでございますが、現在透析を実施いたしております患者は一万五千六百七十五名という数字になっておるところでございます。この内訳を申し上げますと、昼間に透析をしている患者が一万二千二百四十四名、夜間に透析をしている患者が三千三百三十二名、家庭で透析をいたしている患者が九十九名、かような実態になっておるところでございます。これらの患者さんのうち最も長期間透析を実施している患者さんは九年八カ月という、かような実態になっております。

○浜本万三君 いま伺いますと、大変たくさん患者の方が透析の治療をされておるといことがわかるわけなんでしょうが、私が聞きますところ、この透析をされておる患者の方々は、一週間に多い者は四回も五回もやらなくては生きていくことができないというような窮状を訴えられておるわけなんです。この透析患者の特徴というものはそのように厳しいものであろうと思っておりますが、その特徴とそれから透析をしております実情、それからその費用など等につきましてお尋ねをしたいと思っております。

○政府委員(石丸隆治君) 人工透析を実施いたしております患者の実態でございますが、この患者さんはいくつという患者さんであるかという点については、先生よく御承知だと思っております。透析ということとは腎臓の機能不全によって生じます尿毒症症状に対しまして、その対症療法として行っておりますわけでございます。したがって慢性

腎不全でございます。保存的療法では尿毒症症状が改善されない場合に、継続して定期的な透析を行っているというところがございます。この慢性腎不全患者に対しまして透析は、通常週二ないし三回行っております。一回の透析に要します時間は五ないし六時間というふうになっております。それで、その数等につきましては、先ほど御答弁申し上げたところでございますが、人工透析を週何回行っているかというその透析回数、一週間当たりの透析回数の分類で申し上げますと、四回以上実施いたしている患者が一・九％、三回実施いたしている患者が二九・三％、二回実施している患者が五六・三％、週一回の患者さんが一二・五％ということになってございまして、先生御指摘のように四回以上の患者さんが約二％おるわけでございますが、大部分は二ないし三回の透析でございます。

それで、この透析患者の社会復帰率でございますが、週四日以上勤務しながら透析をされている患者さんでございますが、昼間透析におきましては三〇・九％、約三三％が週四日以上勤務をしております。それから、夜間透析を実施している患者さんでは七八・八％、約七九％が勤務している。家庭透析の患者さんは七六・七％というところになってございまして、これは全患者さんから見ますと、四一・三％、かような結果になっております。かように、その実態は非常にまちまちでございますが、非常に患者さんは経済的、時間的な苦痛を伴っております。

○浜本万三君 いまお話を聞きましたも、働く時間が非常に少ない。全体の四一・三％が四日以上勤務であるというお話でございます。しかも、一週間に何回も透析をしなければならぬというふうな、経済的にもそれから治療の面でも非常に苦痛を味わっておられるということなんです。私が伺いましたところによりますと、そういう患者の方で世帯主の人が非常に多いということも伺っております。これは働けないし、治療しなければならぬし、家族を支えて生きていくために

は相当やっばり生計に困難を来たしておるのではないかという気がするわけなんです。患者の生計状態というものは一体どういふふうな把握をされておられるでしょうか。

○政府委員(曾根田都夫君) 患者の生活実態につきましては、厚生省としてまとめた調査を実施いたしております。と申しますのは、この内部障害も含めた身体障害者の実態調査というの、五年に一回やっております。すけれども、昭和五十年の実態調査の際には、一部関係団体の協力が得られませんでした。調査が全国的にできません結果、そうなるのでございまして、今後この実態調査——身体障害者の実態調査という形でもやらなければならぬかどうか、さらに検討をいたしたいと思っております。

○浜本万三君 調査の問題が出ましたので、これ大臣にちょっと決意を伺いたしたいんですけれども、先ほど一番最初に質問いたしましたように、わが国の透析患者の実情も四十六年以降調査をされておられません。実態を明確につかんでおられない。さらには、透析患者の生活状態なりというものも調査をしなければつめないということなんです。これまでに身体障害者の調査をやるうとしたんですけれども、まあ日本の主要都市でみんな断られちゃったという事情がありまして、われわれも政府の方がその趣旨を徹底して調査をしなかつたというところに、調査に協力をしてもらえなかつた原因があるのではないかと、このことを反省をしておるわけなんです。むしろこの際、身体障害者全体を引くくめて調査をするという方法もあるでしょうが、個々にこの困っているという重なる患者の皆さんを対象に早急に調査をいたしまして、その対策を期するというのが当面必要なんではないかというのを私は考えるのです。いろいろ問題はあろうけれども、早く急に調査をしてもらいたという気を持っております。大臣いかがでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) この実態調査でございますが、この腎不全患者に対する対策として、人工透析と同時に、今後の問題といたしましては、われわれ腎移植の問題も考えておるところでございます。もう一つは、そういう総合的な観点から、実は腎不全患者さんの登録というふうなことで五十二年度予算では考えておるところでございます。そういう患者さんの実態、また生活上の問題等につきましては、社会局の方とも十分連絡をいたしまして、今後対処してまいりたいと考えております。

○浜本万三君 ざひとつ、早く登録制によって実態把握するというのも一つの方法かも知れませんが、早く実態をつかまれるような調査活動を要望したいと思うわけなんです。

次の問題は、どういふ医療保険にこれらの患者の方々がかかっているかということなんです。私が健康保険組合の人から話を聞きますと、透析患者一人に対して百五十万円の費用がかかる、もう少し政府はこういう患者に対して公費でもって援助をしてもらえないだろうかという希望が出ておりました。したがって伺うんですが、医療保険にかかっている各医療保険ごとの割合でございまして、そういう内容と、それから、その中で公費で負担をされておる医療費があると思うのですが、詳しいことはわからないといたしたとしても、大体目見当がつくような調査があれば御回答をいただきたいと思っております。

○政府委員(八木哲夫君) 現在、社会保険診療の対象といたしまして人工透析が療養の給付の対象となつておるわけでございます。皆保険でございますので、医療給付として人工透析が対象になっておるといふことで、先生ただいま百五十万というお話ございましたが、私も承知しております。これは症状等によって、ケースによっていろいろ異なると思っておりますけれども、平均的なおおむねの額をいたしましては一月七十万円程度が請求をされているというふうな承知をしております。それから被用者保険につきましては、本人の場合にはこれは全額保険の方で費用が賄われる

ますが、この腎不全患者に対する対策として、人工透析と同時に、今後の問題といたしましては、われわれ腎移植の問題も考えておるところでございます。もう一つは、そういう総合的な観点から、実は腎不全患者さんの登録というふうなことで五十二年度予算では考えておるところでございます。そういう患者さんの実態、また生活上の問題等につきましては、社会局の方とも十分連絡をいたしまして、今後対処してまいりたいと考えております。

けでございませし、被用者保険の被扶養者、それから国民健康保険につきましては七割給付ということとございませすので、三割は自己負担になります。しかし、現在高額療養費の制度が創設されておりまして、三万九千円までは自己負担いたただくということ、それ以上はすべて保険で見るということになっておりますので、三万九千円までの範囲の問題ということになるかと思ひます。

公費負担の問題につきましては、関係局の方から。

○政府委員(會根田郁夫君) 透析患者の公費負担につきましては、たとえば身体障害者福祉法に基づく更生医療あるいは児童局関係の育成医療、これらで自己負担分について公費負担を行っておりますところとございませす。

○浜本万三君 大体、事情が把握できるお答えをいただいたんですが、そこでこの厚生省の対策につきまして何うんですが、先ほど申しましたように、若干の前進は私も認めておるわけですが、まだまだ不十分だといふふうに思ふんですが、一応五十二年の厚生省のこれら患者の皆さんに対する対策が出ておるようございませすが、特徴的なものがあれば伺いたいと思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) この腎不全対策といひましては、先ほどお答え申し上げましたが、二つの方法をとっておりますわけございませす。そのうちの一つの人工透析についてお答え申し上げます。現在わが国では働きながら透析を受けるという、そういった方法をとっておりますところとございませす。したがって、透析を実施する医療機関の数ができるだけ全国的に存在いたしまして、患者さんのできるだけの便宜を図ろうといふふうに考えておるところとございませす。そのために人工透析に従事する技術者を養成することが必要とございませす。昭和四十七年度から医師、看護婦等を対象といたしましてこの研修を行っておりますところとございませすが、昭和五十二年度におきましても引き続きこの技術者の研修を実施する予定になっておるところとございませす。

○浜本万三君 伺いますと、確かに人工腎臓従事職員指導者研修費というのと、それから新たに腎移植登録検査等という経費が計上をされておるわけなんでしょうが、この際特に患者の皆さんからの要望がございませすので、要望をしておきたい二、三の問題がございませすので、それに対する前向きな御答弁をいただきたいと思ひわけございませす。

いまお話がございませしたように、透析患者の皆さんが非常に不便を感じておられますのは、透析医療機関が各地にない、そのために地域的に偏在をしておる、したがって、それを早く解消いたしまして短時間に透析ができるような体制を整備してほしいという希望が一つ出ております。

それから、腎臓移植の普及のための法的、行政的、医学的な体制をぜひ早急に確立してほしいという要望もございませす。また、当面早急に解決をしてほしいという要求の一つに、通院費の負担が非常に多くて困ると、私が伺ったところでは五千円以上の人が全体の患者のうちで三二・八%、一万円以上の人が一〇%もおるといふふうに伺っておりますわけとございませす。したがって、その通院費の負担を軽減するように、何か御配慮をいただきたいという希望がございませす。

それから第四は、先ほど局長からお話がございませしたように、夜間透析の普及及び実施をやってほしいという希望があるわけとございませす。これらの要求以外にもまだあるとございませすが、私がお伺いしたところ、そういうところが大きな要求事項ではないかと考えられます。したがって、これらの諸要求に対しましてぜひひとつ前向きな積極的な答弁をいただきたいと思ひわけとございませす。

○政府委員(石丸隆治君) 四つの点についての御質問でございませすが、まず第一番の透析医療機関を全国的に偏在しないように存在させるといふ御意見でございませすが、この点につきましてはわれわれも従来から努力いたしておるところとございませす。ただ透析という問題につきましては、その

施設の問題等いろいろ技術的な問題がございませす。やはりある程度高度の技術を持った医療機関でないといけないという問題もございませす。したがって、われわれといたしましてはできるだけその医療機関を増加するという方向でさらに努力したいと思ひませす。同時に、先ほど御答弁を申し上げましたように、人工透析の従事者の養成ということに今後とも努力を圖つてまいりたいと思ひませす。

それから、腎臓移植の問題でございませすが、やはりこの腎臓移植を今後わが国で特に普及させるためには、従来のように生体腎、すなわち生きて居る人から腎臓を取ることだけではなかなかこれは普及させにくいと思ひわけとございませす。今後は死体腎、死体から腎臓を取ってこれを移植するといふ、そういう方向に進まざるを得ないといふふうに考えておるところとございませす。そういう点につきましては希望者の登録制度とか、あるいは事前にこの患者さんとの提供者との組織が会うというふうな、そういった検査を事前に行つておくというふうな経費につきまして、五十二年で予算要求を行つたわけとございませすが、さらに法的な整備等につきましては今後研究会等を設けて、さらに検討を進めてまいりたいと思ひませす。

それから三番目は、通院の費用でございませす。医療費につきましては先ほど答弁があつたような状況でございませすが、やはり医療費以外に通院に要する経費が相当あるかと思ひわけとございませす。この点につきましては身体障害者等、ハンディキャップを有する者の経済的負担の軽減について、年金等の所得保障を充実する方向で対処すべきではないかといふふうに考えておるところとございませす。

それから、四番目の夜間透析の問題でございませすが、これはもうぜひそういった医療機関が増加することをわれわれも望んでおるわけとございませす。一つは、やはりその医療機関に従事している医師あるいは看護婦等の確保の困難性という問

題があるわけとございませす。やはり一晩じゅう起きてそういった患者さんのめんどうを見るといふようなことは、非常に労働対策としてはむずかしい面があるわけとございませす。それともう一つは、その透析を受ける患者さんでございませすが、やはり腎不全患者でございませすので、通常の健康体の人とはやはり違つたところでございませす。そういった点も考慮しながら、さらに今後その対策を煮詰めてまいりたいと思ひませす。ただ、外国等におきましては、病院における透析以外の方法といたしまして、家庭透析が非常に普及しておるところとございませすが、わが国におきましてはまだ経費の点、いろんな点で家庭透析が普及いたしておりませせんが、今後そういった点についてもさらに検討を進めてまいりたいと思ひませす。

○浜本万三君 いまの通院費の問題なんですが、相当自治体では対策を講じておるところがあるわけとございませす。公共交通などのバスにつきましては無料化、それから私営のバスについては半額の割引があるところが相当あるわけとございませす。したがって、患者の皆さんが要望してまゐるのは、国鉄の——せめて半額割引ぐらいでも制度化してほしいという要望がございませす。これも国務大臣としての厚生大臣が積極的に取り組んでいただくように私は要望しておきたいと思ひませす。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 浜本さんの人道的な立場の御意見はよくわかるんでございませすが、御承知のように身体障害者でも手足のうんと不自由な方とか、目の見えない方とか、そういう方には割引がございませす。しかし、内部疾患の場合はなかなかどこでどういふふうに決まりをつけていくかというのはいささか問題もございませす。人工透析だけでなくて、それじゃ心臓の悪い人もその他の人もいろいろな問題もございませすので、技術的な問題を含めて検討してみたいと、かように思ひませす。

答弁だとぼくは思うわけなんです。そういう点から考えてみますと、むしろ私は制度化をいたしまして、早く法律で保護される業として認める方が正しいというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(石丸隆治君) この療術行為が非常に範囲が広い、これは従来から伝統的に持っているいろいろな行為があるわけございまして、その一部が従来のあんま、はり、きゅう等と重なっている、あるいは理学療法あるいは作業療法等と重なる部分があるわけございまして、そういう部分についてちょっと申し上げたわけございまして、そのほか全然重ならないものもあるわけございまして、そういう点、さらにその区分等について十分検討してまいりたいと思っております。

それから、あんま等の晴眼者と視力障害者との関係でございますが、これは先生おっしゃるとおりのような実情にはなっております。視力障害者が五・二％、それから晴眼者が四八・八％という、こういう数字で、先生おっしゃる通りに、ほぼ同数のことになっておるわけございまして、まあこれは私はそういう団体からいまい意見が出てくるその点を申し上げたわけございまして、そういう点があるという点も今後十分参照してまいりたいと考えております。

○浜本万三君 昭和五十二年二月から専門家による調査研究班で調査研究しておると、その結論を待ってというお話なんですが、これはいつごろ出るんですか、大体。もう二年間やっておるんじゃないですか。十年やって二年間やるといふのはぼくはちょっと長過ぎると思えますがね。これは大臣の決意をひとつお願いしたいと思います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 経過、いきさつはいま医務局長から言ったとおりなんです。しかし、十年間も結論が出ないというのには、これは怠慢じゃないかというそしりを免れぬかもしれない。だめならだめ、いいならいいと、こういうふうにするべきだと私も思うんです。

そこで、療術行為を認めるということについては反対のあることも事実です。これは、事実ですが、しかし、法律上取り締まる方法がないということになれば、野放しということになるんであって、そのことの方がむしろ弊害が多いんじゃないのかと、だから何とか工夫できないかと。これは各党に、自民党にも社会党にも私知っておるんです、民社党にもいるんです、熱心な人がいる。このへやるべきであるという意見の人がいる。したがって、そういう人の意見を聞いてみると、このままやっぱり放置しておくの方がむしろ弊害があるんじゃないのかと。技術的に非常に何百種類もあると言っている、これ。そんなに認められないから。じゃこの療術行為をやっている団体の中で何グループかにきちっとね。政府が管理監督するからにはもう野放しみたいなのはできっこないんで、ある一定しほりかけなきゃならぬ。それで研究班がずっとやってきているから、結論が近く出る、なるべく早く、国会でも終わらね、結論を出して、その結論に基づいて案を厚生省でつくってみると、厚生省で。それでまあともかく、何とかこの法的な体制をつくれるような方向に厚生省が持っていけないかということを私指示してあるんです。大体、そういう方向でそう遠くなく、まあ遠くなく近いうちだから、一年とはたさない。じゃ何カ月だと、一カ月になるか五カ月になるか、そこらところは確約できませんが、いずれにしても近いうちに案をつくりましますから、つくらせましますから、その上でまた御相談ということにさせていただきます。

○浜本万三君 厚生大臣、もうちょっとはっきり日限の明確な答弁があると思っておつたんですが、一カ月になるか五カ月になるかわからぬように、これは土台、おしりがいいわけなんです、私の希望としては、四十七年の六十八国会でも早うやんなさいと、四十九年にもさらに早う早う要望が出ておると、それから四十九年十月の総理府の世論調査でも、やはり早く制度化してはどううかという世論が反映されておるわけなんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 大臣の言っているのはどうもしりが抜けているのじゃないかと言いますがね、しりは抜けてないのですよ、しりは。年とは言わない。そこでもう決まっています。十年も前から、もっとそれよりも近いうちと。十年もこれ争っているやつですからね、すぐと言われても、きょうあしたというわけにいかないのです。しかし、結論は出して、案をつくりましますと、もうそれは近いうちですと、近いうち。ですから、常識的に御判断をいただければ、大体もうここらでわかったじゃないですか。

○浜本万三君 わかったという答えは私の方からできないんですが、要するに、国会が終わりまして、秋までにやってもらうように希望をさせていただきます。

それから次の質問、未熟児網膜症の問題で、時間が来ましたので、簡単に要点だけを質問させていただきます。

まず伺うんですが、せんだって未熟児網膜症で苦しんでおられる子供さんの父兄が来られました、深刻なお話を私ども伺いました。そのお話によりますと、現在全国で約四百六十一人の患者の方がおられる。親たちは、その治療とその子供の将来の教育のために大変苦勞をしておるといってお話を伺いまして、早急にこういう子供たちが生まれないような対策も講じなければならぬし、それから、現在困っていらっしゃる子供たちにも温かい手を差し伸べて、その要求をできるだけ実現をしてあげなきゃならぬという気持ち強くしたわけでございます。

そこで、端的に伺うんですが、アメリカの場合には、ニューヨーク州等の資料を見ますと、昭和三十年代に未熟児網膜症の問題はすでに克服をしておる。ところが、日本の場合にはそれよりも約十数年おくれまして、ようやく今日克服をしようとする、こういう事情であると思えますが、なぜアメリカに比べて日本の対応が遅かったのか。それから、日本で最近減少しておる理由はどこにあるのかということをお願いいたします。

○政府委員(石野清治君) 第一の、アメリカでは早くから未熟児網膜症を克服しているではないかと、こういうお話でございます。確かにおっしゃる通りに、一九四〇年代と申しまして、一九四六年から五五年、この間におきまして、未熟児の網膜症がアメリカでも多発をいたしました。それに対しまして、酸素の投与について厳しい抑制をいたしましたわけでございます。確かに、未熟児網膜症の発生は減少いたしましたけれども、同時に、一九六〇年代になりました。逆に死亡が非常にふえてまいりました。これはちょうど一九六〇年代にアメリカのドクター・クロスという方が統計的な観察をいたしまして、一九五一年から六九年の間の死亡と未熟児網膜症の発生との関係を調べておりました。それによりますと、一人の未熟児網膜症の発生を防止するために、逆に十六人の死亡の代償を払ったと、こういう報告が出ておりました。そこで、一九七一年にいろいろ問題になりました。初めてこれが小児学会でも取り上げられて、未熟児に対しまして酸素療法に關しまして報告が出された、こういう経過があるわけでございます。決してアメリカも一回の療法で完全に停止したわけではございません。

一方、日本のことでございますけれども、昭和四十七年、四十八年、このころからようやく未熟児網膜症の問題が学界の内部で注目されるようになりまして、その後、多くの研究報告が行われて

おりますけれども、未熟児に對します酸素の投与の問題につきましては、未熟児網膜症というものとそれから呼吸困難、こういうものとの関係で非常に学問的にもまだまだ解明されなかりやならぬ点が多いわけでございまして、酸素の過剰になりますとこれは網膜症が発生いたしますけれども、同時に希薄になりますと死亡なりあるいは脳障害というところを起すわけでございまして、その幅の、非常に狭い幅の中での医療行為でございますので、慎重に取り扱わなければならないというふうな考へておるわけでございまして、学界内部でもこれについて統一の見解を出しにくいという面がございまして、まだまだ研究の余地があると思つておるわけでございまして、

なぜ、じゃ日本では未熟児網膜症が減少していると言われるのかと、こういうことでございまして、いま申し上げました経緯もございまして、医学医療の進歩に伴ひまして未熟児の医療も大変進歩いたしてまいりました。未熟児の呼吸機能やあるいは循環機能など客観的に判断し測定します技術が進歩したことが大きな原因ではないか、こういうふうな考へておるわけでございまして、

○浜本万三君 私ここで日本の未熟児網膜症が減少した理由は、酸素の投与について十分な管理をしたということが中心ではないかというふうな思つておるわけなんです。

そこで、保育器とそれから酸素流入量の調節の二つの問題に分けて問題の焦点を伺いたいと思つておるんですが、保育器そのものの機能をいろいろ伺つてみますと、一つは保温だ。それから二つは感染予防の措置だというふうな伺つておるわけでございまして。そういう二つの目的を持った保育器というものは、多少医療機器の進歩によって進歩はしておるけれども、この二つの本旨というものはそんなにむずかしいものではない。したがって、残るのは酸素流入量の調節という医師の判断というものが未熟児網膜症というものを起すか起さないかの最大の理由だと、最大の条件だというふうには私は伺つておるわけなんです。

ういふふうな理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生御指摘のとおりだというふうな考へております。ただ、この医療器械等の進歩は非常に著しいものでございまして、現段階におきまして大部分の保育器というものは先生御指摘のような状態にあらうかと思つておるんですが、さらに今後の問題といたしましては、動脈の中の酸素の量ををはかりながら、自動的に流入する酸素の量を調節するというような新しい器械等も開発されておるような段階でございまして、現段階におきましては先生のおっしゃるようなことだというふうな考へております。

○浜本万三君 そういたしますと、アメリカの医学界では相当以前に、別な意味での死亡率の増大であるとか、あるいは脳障害の子供が多くなつたとかいう結果は出ておるといふ話なんですけれども、いずれにしても未熟児網膜症という病気を克服することができた。そういう情報は早く日本の医学界にも伝達をいたしました。全きを期するといふ責任は、これはやっぱり行政当局の責任だといふふうな思つておるわけでございまして。それから一方、酸素の流入量の調節によってそういう病気の発生を防ぐということになってまいりますと、これは病院と医師の責任というものが非常に重大になってくるのではないかと、いふふうな思つておるわけでございまして。

そこで、これらの問題に対する裁判例などを見ますと、未熟児網膜症に対する一応の治療方法や看護義務が一般に確立されたのは昭和四十三年から四十五年だといつたしまして、事例がそれ以前であるか以後であるかによって医師に要求される注意義務というものが異なりました。判決の内容が変わつておるといふふうな、私は判決の内容で承知しておるわけなんです。つまり、未熟児網膜症は、酸素の流入量の調節ということが最大の要因であるとするならば、いまだたくさん病気がなつておられる子供たちに対して、国や医師は責任を持つべきではないかという考へを考へるんですが、その点はいかががでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) 非常にお答えしにくい御質問でございまして、どういふふうな御答弁申し上げていいか非常に困つておるところでござい

ますが、一つの問題といたしましては、確かに未熟児網膜症というものは保育器の中に流入する酸素の量によってその発生が起るわけでございまして。そういう意味においては、この酸素の量を調節するということは非常に大きな仕事だといふふうな考へておるわけでございまして、その酸素の量の調節というものは、個々の未熟児の状況によって異なるというふうな考へざるを得ないわけでございます。そして、これは医学的判断だけでもないといふふうな考へるわけでございまして、そのほかのいろいろな判断がこれに加わつて判断せざるを得ないといふ、こういう実情にあらうかと思つておる。すなわち、先ほど児童家庭局長から御答弁いたしましたように、片一方においては酸素の量が少なれば死亡するといふような例もあるわけでございまして、また、少し多いと未熟児網膜症になるという、そういう事例、そういう点において非常に最後の判断の場合においては、これがいわゆる脳性小児麻痺になるのか、あるいは未熟児網膜症になるのか、そこをどちらを選択するかという、あるいは片やまた死亡につながる問題もあるわけでございまして、そういう点、その判断が非常にむずかしい問題にあらうかと思つておるわけでございまして、いずれにいたしましても、最終的には……

○委員(上田哲君) 答弁にあらぬぞ、そんなことは。○政府委員(石丸隆治君) 高度の医学的判断によつて、これを判断せざるを得ないといふふうな考へておるところでございまして。

ただ、昭和四十三年以降の問題について申し上げますと、特に外国とわが国の違つた点は、かつて分岐といふものが、いわゆる施設分岐がわが国においては非常に少なかったわけでございまして、最近に至りまして施設分岐が非常に増加した、こ

ういふ実態があるわけでございまして、やはり施設分岐の場合に保育器あるいは保育器の使用に伴う未熟児網膜症の増加といふことがあるわけでございまして、その年次の関係につきましては、そういうふうなアメリカとわが国の実態の相違というものが大きく作用しているのではないかと、いふふうな考へておる。

○委員(上田哲君) 医務局長、時間がないんだから、そんな専門家としてわけのわからぬことを言つてはだめだよ。もうちょっとしっかりした答弁をしてください。

○浜本万三君 結局、医務局長、話の焦点というのは、酸素の流入量の調節の責任は医師にあるということにははっきりしたわけなんです。それから、そのアメリカや日本の学会の正しい研究もまだ十分であるといふこともはっきりしたわけです。そこで、私は言いたいのは、いま十分なら十分な中で酸素の流入量の調節並びに管理の責任は病院と医師にあるといふことは、もうはっきりしておると思つておる。だから、その医師の判断が間違えれば未熟児網膜症になるかあるいは脳性麻痺が起るか死亡するか、どっちかなんです。だから、医師の責任は重いといふことはわかるんですけれども、判断が誤つてたまたま未熟児網膜症になつたという事実は、これは逃げることもできないと思つておる。だから、その責任はどうかということをお私は何つておるわけなんです。

○政府委員(石丸隆治君) その点、この診療に従事した医師が最終的に判断をする責任を持つていふことは、先生御指摘のとおりでございまして、そういう点で医師が判断をせざるを得ないわけでございますが、そういう場合、そういう知識を一体いつ国がそういう医者に知らせればよかつたかといふことでございまして、個々の事例についてはそういう医師の判断に責任をせざるを得ないといふふうな考へておる。○浜本万三君 だから、私はさつき判決のことを言つたんです。四十四年から四十五年を境にい

たしまして、それ以降は看護義務というものが一般化されておるとい判断で、裁判例は患者を救済するとう立場をとっておられるんですから、したがって、四十五年以降というものは看護義務の、看護体制の一般化というものが一応確立された。そういう時点に立つならば、私はこの問題は医師にも責任があるだろうけれども、政府も放置することはできないんじゃないかという気持ちを持っていらっしゃるんですよ。だから、そういう患者を起こした医師を全部処罰しろという意味じゃないに、私の気持ちといたしましては、たとえ予防注射で国が国家的な援護措置を講じたと同じような方法で、国がこういう問題について医師とともに共同責任を負って、早く救済する方途を講じたらどうかということをお願いしたいわけなんですが、それはどうでしょうか、大臣、時間がないので私はその点だけ結論を申し上げまして、大臣の向きの答弁を伺いたいと思っております。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは非常に学問的な問題もあるし、いま私が結論的なことをここで申し上げられないと思います。しかし、先生が御指摘になるように、この未熟児網膜症あるいは脳性麻痺というものは、これはなくさななきやならぬ。ですから、やはりどの程度の量かはつきりしていいのか、個人差もあることだし、いろいろ学問の世界ですから、もう少し勉強をして、からよく専門家の意見も聞いて、どうしたらいいか方針を決めていきたいと思っております。

○浜本万三君 答弁が非常に不十分なんで、また次の機会に時間がないので譲りたいと思っております。最後の質問になるんですが、文部省の方は来ておられますか。文部省に一つだけ伺いたいと思っております。盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律施行令というのがあるんだと思うんですが、そこでそういう子供に対しては、備前に要する交通費を年に三回か何か支給しておるといふことを伺っておるんですが、それだけでなしに、この回数をさらにふやすこと、それから当然父兄の付き添いというものが必要になってまいりますので、付き添いに要する交通費もそれに準じて見てほしいという希望が父兄の側から出ておるんですが、これに対してはどういうお考えでしょうか。

○説明員(齊藤尚夫君) 盲学校、聾学校及び養護学校の就学奨励につきましては、かねてからいろいろと腐心をいたしておるところでございます。御質問の寄宿生の帰省に要する交通費の問題でございますが、法律制定当初は学期末に一度帰るということで三回の帰省回数の補助を行っておりまして、昭和四十九年にこれを五回に引き上げました。昭和四十九年から実施してきたわけでございますが、本年度からはこれを七回にしたいというところで、今回の国会で御審議いただきました予算にそのように計上いたしておるわけでございます。

それから、寄宿生の帰省に要する付添人の交通費でございますが、小学部、中学部の児童、生徒の付添人につきましては、その交通費は補助をいたしておるわけでございます。

○浜本万三君 時間が来ましたので、さらに善処を要望いたしまして私の質問を終わりたいと思っております。

○委員長(上田哲君) 委員長から要望いたしました。ただいま問題になりました未熟児網膜症の問題は、世論が大きく注目している重大問題でありますし、また、すでに質問通告もあることでありますから、専門行政担当者としては十分なひとつ用意をされて、時間のむだのないように責任ある答弁を御努力されるように強く要望いたします。

○委員長(上田哲君) この際、委員の異動について御報告いたします。

去る二十二日、遠藤要君が委員を辞任され、その補欠として今泉正二君が選任されました。また本日、橋本繁蔵君が委員を辞任され、その

補欠として遠藤要君が選任されました。

○片山基市君 初めに少し御質問を一般的にしたいと思っておりますが、日本医師会の発行する「日医ニュース」というのを見ました。ところが、衆議院予算委員会第三分科会での有島重武委員の質問に対する回答として、昭和五十二年三月十七日厚生省が回答しておる「現行の診療報酬体系における点数制の矛盾点について」という、「一、現行の現物給付による出来高払方式における点数制の問題点として指摘されているのは、次のような事項である。」という、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)とあり、「二、健康保険法では、予防措置が保険給付とされていないが、保険給付とすべきであるという意見がある。」という、(1)の答え。続いては医師会の方では意見がある、こういうふうになっておるのでありますが、厚生省はこのような問題点の矛盾点については、その後医師会からこういう意見があったので変えられたのか変えられないのか、今日も同じなのか、ということについてはまずお伺いをしたいと思います。

○政府委員(八木哲夫君) 経過等も含めまして御説明申し上げたいと思っておりますけれども、衆議院の予算第三分科会におきまして診療報酬の体系の問題につきまして有島先生から御質問がございまして、時間等の関係もございまして、最後に有島先生の方から、いろいろな問題点があるだろうと。その問題点につきましては十分分析した上で報告してほしいというようなお話があったわけでございまして。そこで私も、現在の診療報酬体系につきましては、日本の場合には現物給付出来高払方式をとっているわけでございまして。診療報酬体系につきましては、各国あるいは制度によりましていろいろなやり方をとっておるわけでございまして、現在の日本におきまして診療報酬体系というものは、昭和十八年以来採用されている制度でございまして、わが国では定着した制度であるわけでございまして。しかし、どの制度も長所、短所と

いろいろがあるわけでございまして、現在の診療報酬体系につきまして、従来から各方面からいろいろな御意見なりあるいは問題点というものが御指摘されているわけでございます。そういう意味で、有島先生に長所、短所というものを御説明しました上で、どういような問題点があるかということの御指摘がございましたので、質問者の御意思に沿いまして、通常言われております問題点という、こういう問題点があるんだというのを文書でお渡ししたというふうな次第でございまして、問題点の指摘ということを上げた次第でございまして。

○片山基市君 いや、この問題点というものは変更されたのか、問題がなくなったかというように考えられたのかどうかという質問をしているわけなんです。

○政府委員(八木哲夫君) 制度につきまして、各方面からの問題点の指摘があるわけでございまして、そういうふうな問題点の指摘というのは当然あるわけでございまして、そういう御意見があるのは当然のことでございます。

○片山基市君 それでは、その同じニュースのところに、常任理事会の声明に対し——というのは、これはけしからぬという声明ですが、これに対し翌日四月六日の日、厚生大臣は武見会長に電話をして、「厚生省という名が使用されるのはあたりまえである。知らなかった。怒られるのはあたりまえである。部下役人のしたことであったまことに申しわけない」と陳謝されたということになり、武見会長は「あなたの部下は病院団体問題に関しては医師局長、予防接種に関しては公衆衛生局長、今度は保険局長と全く真実を無視した行政であり、その背後には議員の言動とマスコミの動きにだけ注目して、国民の福祉と真実を忘れていく」ということを言ったようでありまして。そこで、この文書は「その後厚生省側から実情の報告を会長は受けている。」というところで、「この怪文書」などというところで言っておるんですが、「有島議員が原稿を渡して、厚生省名でこの文書を出した」な

ね。私はそんな失礼なことを言う根性はありませ
んから、御安心をお願いしたい。

それで、実はきょうは医師法第十九条について
お聞きをしたいと思います。正当な事由が
なければ診療の求めを拒んではならないとしてお
りますが、これはいわゆるここにありませうように、
十九条は診療に應ずる義務等と書いてありますので、
私たちは平易な言葉で言うところの医師の応招義務
というものになっておると思う。この規定は厚生
省及びいま偉大なおっしゃる、おっしゃらな
かったけれども、私はもう非常にりっぱだと思
うが、日本医師会との間では十分に努力をされて、
守られておると思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(石丸隆治君) この医師法第十九条の
規定は、古くからあるものでございまして、そう
いった点では、日本医師会に対して従来から十分
説明しておるところでございまして、われわれと
してはできるだけ努力をいたしておるところで
ございませう。

○片山基市君 それでは、応招義務を實際決めら
れておるんですが、これを免責される正当な事由
ということについては、私の手元では、厚生省が
昭和三十年八月十二日に、次のような都道府県知
事あての通知を出しておると思ひます。医師法第
十九条に言う正当な事由のある場合は、医師の
不在または病氣等により事実上診療が不可能な場
合に限られると言われておりますが、これに間違
いございませうか。

○政府委員(石丸隆治君) この十九条の医師応招
義務についての解釈につきましては、前後三回の
通知が出ておるところでございまして、その一つ
が、ただいま先生御指摘の昭和三十年の通知で
ございませう。そのほかに、昭和二十四年に一度出
ておるところでございませう。ただ、この昭和二十四
年の通知は、これを裏返しにして通知をしておる
ところとございまして、こうこうこういう行為は
正当な理由に当たらないという、そういう行為を
羅列いたしておるわけでございます。

それを読んでみますと、五つあるわけでございます。

第七部 社会労働委員会会議録第七号 昭和五十二年四月二十六日【参議院】

まして、医業報酬の不払いをもって直ちに拒むこ
とはできない。それから、診療時間を限定し得る
場合でも急患の診療を拒んではならない。三番目
といたしまして、特定の場所に勤務する人々のみ
の診療に従事する医師または歯科医師であつて
も、近辺に他の医療機関がなければ、緊急の治療
を要する患者の診療を拒んではならない。それか
ら四番目といたしまして、天候の不良等も、事実
上往診の不可能な場合を除いては正当の理由に該
当しない。それから五番目といたしまして、これ
がまあ最近ちょっと問題にならうかと思ひます
が、標榜科名以外の疾病についても、患者がこれ
を了承しないで、依然——依然という引き續い
てという意味の依然でございませうが、依然診療を
求めるときは、応急措置その他でできるだけの範囲
のことをしなければならぬ。こういうことが昭和
二十四年に出た通知と、それから、ただいま
先生御指摘の昭和三十年の通知と、それからさら
にその後社会情勢の変化に伴ひまして昭和四十九
年に出た通知と、これは非常に長い文章でござ
いませうのでかいつまんで申し上げますと、地区
医師会等で休日夜間診療センター等をつくってお
る場合には、その当番に当たらない医師は、
その休日夜間診療所等で診療を受けるように指示
すれば、それで免責をされるという、こういう通
知でございませう。

○片山基市君 親切に教えていただきまして、大
体それでわかりました。
そうすると、いま昭和二十四年と言われるのは、
こういうものでしょうか。厚生省が昭和二十四
年の九月の十日に都道府県知事あての通知として出
しておるうちで、「医師が自己の標榜する診療科名
以外の診療科に属する疾病について診療を求めら
れた場合も、「患者が「依然診療を求めるときは、
応急の処置その他でできるだけの範囲のことをしな
ければならない。」というところについて先ほど御説
明があった、こういうふうな理解をしてよろし
うございませうか。

○政府委員(石丸隆治君) 五つあるうちの二つ

が、ただいま先生御指摘の点でございませう。
○片山基市君 そうすると、結局、救急患者等に
ついては、この救急患者を運ぶために、それぞれ
自治省が仕事をしておるんですが、消防庁の調
べで私の方の手元にあるのは、専門外としてい
わゆるお断りしたというものが昭和五十年じゅうには
一七・一％というように載つておるんですが、こ
れが事実とすれば、厚生省のいままでの立場から
言つて、医師法第十九条違反となるのではないかと
思ひますが、これはどのようにお調べ願つて、そ
の結果、どのような処分というものをされたか、
これについての数字と状況についてお知らせを願
いたいと思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) 昭和五十年の転送理
由、これは消防庁の調査でございませうが、専門外
の理由というものがこの全体の件数三万八千六百
六十八件のうち六千六百二十二件というところで、
ただいま先生御指摘のように一七・一％という数
字になっておる。この事例について、個々の
調査というものは実施いたしておりませう。した
が、いまして、その内訳がどういふものであるかと
いうことは数字的に御説明できないところとござ
いませうが、まあ一つのこととして考えられるのは、
やはり専門外の患者でございまして、さらに専門
の医者に転送した方がよいと判断をして転送され
た部分もこの中に含まれておるというふうな解釈
いたしておるわけでございます。この一七・一
％、六千六百二十二件のうち、応急措置をしな
かったものがどれだけあるか、あるいはそういう
善意の転送と申し上げましょうか、それがどのく
らいあるかという点については、残念ながらわれ
われその数字を握っておりませう。

○片山基市君 そうすると、いま問題になつてい
ますから、せっかく善意でそういうふうな措置を
とつておる医者までが、何か門前払いを食らわし
た、こういう感じを受けますね。それは医者の
ためにも、非常に御苦勞願つておる方々に対して
失礼になると思ひます。これは私は、都道府県を使
うことができる厚生省ですから、これ調査をして、

全部やれとは言ひませんが、いま六千六百二十二
件のうち、實際上専門の病院に、入口で会つたけ
れども、これはすぐにあすこに行つてくたさい、
うちでうろろするより早いですが、こういうふう
に言つたとすれば、大変りっぱな医者だと思
うんですね、実際。それで、私も電話をかけてと
かなんとかいうような形をした人が六千六百二十二
件のうち一人でも二人でもあるというところは、い
ま医師に対する不信感というものをなくするため
にも、厚生省がとるべき調査案件でないかと思
うんですが、いやですか、やりませうか、どうしま
しょう。努力しなさいよ。

○政府委員(石丸隆治君) 六千六百二十二件、こ
れは昭和五十年の数字でございまして、これにつ
いての調査というところは過去にさかのぼるもので
ございまして、非常にむずかしいかと思ひますが、
やはり先生御指摘のように、いろんな実態を今後
把握するということは必要だというふうな考
えおる。それともう一つは、五十二年、度予算からはこの
第一次救急、第二次救急、第三次救急というふう
に新たなシステムづくりを考へておるところと
ございまして、そういうシステムができれば、何ら
の措置をせずに、ただいたずらに転送するとい
うことはなくなつていくというふうな考へておる
ところとございまして、われわれとしてはそういう
実態が生じないように今後とも努力してまいり
たいと思ひます。

○片山基市君 それじゃ、私の調査をしてくれと
言つたのについて、今度五十二年の予算が通れ
ば、そのようなことが起こらないようになる、い
わゆる門前払いはなくなるようなシステムにな
つておる、だから見てください、こういうことであ
りませう。これが一つ。
二つ目に、そういうことで医師法第十九条に違
反ということで処分をした医者はないのかあるの
か、簡単に答えてください。
○政府委員(石丸隆治君) 昭和五十二年を初年
度とする三カ年計画でございませうので、五十二年

度はその初年度でございます。三カ年のうちになくしようというところで努力をいたしておるところでございます。

それから、医師法第十九条違反で行政処分の事例は、いままでのところございません。

○片山基市君 そうすると、応招義務違反というのは、医師法第七条に「医師としての品位を損するような行為のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて医業の停止を命ずることができ、又は規定があります。先ほど申しました門前払いというのは、いわゆるその規定の対象となると考えます。厚生大臣はこれを適用するに当たって、いわゆる医道審議会の意見を聞かなければならないことになっていくので、すけれども、これまで応招義務の違反で医師法第七条の適用を受け処分された医師は何名おられるのかおられないか、こういうことについてお伺いします。

○政府委員(石丸隆治君) 医師が応招義務を反覆するような場合におきましては、理論的に医師の行政処分の理由たり得るといふふうに考へておるところでございます。

ただ、そういった医師法第十九条違反の理由で医道審議会にかかった例は、いままでのところございません。

○片山基市君 わかりました。

そうすると、医道審議会が応招義務違反に関する厚生省の立場を十分にわきまえた人を委員として送られておられると思ひます。

そこで、この場合に、日本医師会の会員の人は何人おられますか。この医道審議会のメンバーのうち医師会のいわゆる会員は何人の構成になつておられますか。

○政府委員(石丸隆治君) この医道審議会の委員のうち、医師の行政処分を審議いたします医道審議会の審議部会というものがございまして、医道審議部の委員の構成の御質問だといふふうに考へますが、これは計十名で構成されております。そのうち官職指定になつておられる者二名でございます。学識経験者八名でございます。ただ、医師会

員であるかどうかということとはちよつとわれわれわかりませぬけれども、この十名のうち医師たる資格を持つておられる者が五名でございます。それから、歯科医師の資格を持つておられる者二名、その他学識経験者、こういう構成になつております。

○片山基市君 それでは、恐れ入りますが十名の方の名前を讀み上げていただきたいと思ひます。

○政府委員(石丸隆治君) 相沢豊三、岡本道雄、尾村偉久、澤瀉久敏それから葛西嘉賢、久下勝次、黒川利雄、鈴木勝、武見太郎それから山崎教男でございます。

○片山基市君 そうすると、この審議部会にも医師会の会長がおいでになつておられる。この会長はだれになつておられますか。

○政府委員(石丸隆治君) 長は黒川利雄先生でございます。

それから、医師会長は委員として出席をいたしております。これは歯科医師会長と医師会長が官職指定ということに入つております。

○片山基市君 そうすると、医道審議会の意見というものは、医師会、歯科医師会の先生方の大体御意見でおおむね判断ができるようになっておられる。こういうふうな理解をいたします。多数決とかそんなのは言つておられないので、雰囲気としてそういうことだと思つておられます。

そこで、日本医師会に対して、くどいようでありますが、厚生省は応招義務の周知徹底についてどのような方法をとつておられるのか、また日本医師会は応招義務についてどのような解釈、どのような立場をとつてきたか。日ごろから渡辺厚生大臣は、日本医師会の協力がなかつたら、行政は一步も動けないという意味のことを述べておられますから、私は医師会が、先ほど申しますように医師法第十九条による正当な事由がなければ診療を拒めない、こういうことについてみずから律する、または法律だけじゃなくてみずから律しておられると思つて、それについてもう一度申しますけれども、周知といふことか、そのことについてどのような徹底を図られておられるのか、そしてそれをし

ておられる医師会はどのように解釈しておられるのかということについて、若干詳しくそこは説明してもらいたい。

○政府委員(石丸隆治君) 先生御指摘のように、医師の応招義務という問題は、根本的には医師の倫理ということになるかと思つておられます。倫理という点、基本的には卒前、卒後の医学教育を通して、そういう医師の倫理観の教育というものは行われておるわけでございます。そういう点、医師も十分この規定の趣旨を理解しているものと考えておるところでございます。

それで、日本医師会に対してどういふことをやっておるかといふことでございますが、そういう観点について個々の問題といたしまして、特に最近救急医療の問題が社会問題化いたしましたおるわけでございます。そういう観点から医師会員の方にも協力を依頼しておるところでございます。しかし、やはり個々の医師と申し上げましても、末端で、末端という言葉は悪いかも知れませんが、地方において実際に診療に従事されている医師といたしましては、やはり都道府県を通じてわれわれ従来から指導いたしておるところでございます。通知等によりまして各都道府県あるいは関係機関に對しましての周知徹底方に努力をいたしておるところでございます。

それで、医師会がどういふふうなことを解釈しているかといふことでございますが、そういう点につきましてはわれわれ必ずしも十分承知いたしておりませんが、先ほど申したように、医師の倫理という面からこの応招義務については十分理解されているといふふうな考へておるところでございます。

○片山基市君 医師法第十九条は倫理規定だといふように局長おっしゃるんですか。

○政府委員(石丸隆治君) これは従来いふんないきさつがあるわけでございますが、従来はこれは罰則規定があつたわけでございますが、さきの医師法改正におきましてこの第十九条違反についての

罰則規定が削除されたといふような経過がございます。そういう意味で、罰則がないから直ちに倫理といふことではないといふふうな考へえすが、やはり基本的には医師の倫理として応招義務違反はないといふふうな、そういう解釈の上に立つてこの規定だといふふうな考へておられます。

○片山基市君 そうすると、診療に應ずる義務等という義務は医師にはない、こういうことですか。

○政府委員(石丸隆治君) もちろん義務はあるわけでございます。

○片山基市君 書いてあるんですから、診療に應ずる義務等といふことで、これを拒んではならないとなつておるんです。それをなぜ拡大解釈するんですか。いや、私は医者一人一人の個人生活を縛れなどと言つておるんでないんですよ。三百六十五日寝ずといふゆる患者を診ないなどといふような寝言を言つておるんじゃないんです。人は人としての生活しなればいけません。ですが、あなたがいまおっしゃつておられるのは、断れるように初めからなつておるのか、初めから医師としては患者を診るような気持ちであるのか、それに應ずるようになっておるのか、こういうことですが、どうでしょう。

○政府委員(石丸隆治君) 当然、医師は診療の求めがあつた場合には診療を行わなければならないわけでございますが、特別の場合にその免責規定があるといふふうな考へております。

○片山基市君 そうすると、その免責される理由をもう一度言つてください。先ほど私が健康上の問題やそういうことについて聞いたときに、いわゆる医師が健康上許さないときとか、不在のときとかいふことありまして、あの条項以外にどんな条項があるんですか、免除される。

○政府委員(石丸隆治君) さきに御説明申し上げましたように、三回の通知で出している以外にはございません。

○片山基市君 そうすると、応招義務はあると理解いたしますが、義務と言へばまた言葉がおかし

いというんなら、書いてあるんだから、法律変えてくださいよ、もう。医師法十九條変えない限りは義務があるんですが、ところが、医師会の斎藤副会長という方が、医師に救急医療は義務づけられないし、医師法にも応招義務はない。罰則規定も削除されている。これはしたんです。削除すれば、罰則さえなければ何でもやたらええという根性がよく見え透いていますね。大体こんなので医は仁術などと風上に置けるかと言うんだ。国民をこけにするにもほどがある。罰則がないからこそ尊重しておるんですよ。ないからこそ義務があるんですよ。義務などというのは権利とららはらです。そうでしょ。私は二八%の課税のことについてここで触れようと思いませんが、医師が何とかいわれるゆとりを持ってやってもらいたいと思う。診療報酬の決定がいろいろある。そんなことから何年前に決めたんです。それは尊敬する気持ちがあったんです。われわれは。ところがこのころは権利だと。農村に医者がおるの二八%のおかげでないかと言っておる。武見太郎といけんか太郎は。これ言うてるんですよ。自分の子飼いの委員会では、これは代議員会で。私は納得できない。ここでどう言っておるかというのと、医師法には応招義務はない。罰則規定も削除されている。医学医療の専門分化によって、専門外のこととは診療せぬが正しい。したがって、医師に救急医療を義務づけるのは法律違反であり、無効だ、こう言っておりますが、私はいま聞いておるのは原則的なことであって、基本的なことであって、三百六十五日医師に救急医療だといって夜中に行っても何でもかでもやれとは言いませんけれども、そういうような措置が、こんなこと言っておるんですが、これを認めるんですか。医師会がこういうふう公然と全医師を集めて言っておるんですから。これは厚生大臣はよろしいわ、あなた一番よく知っておるんでしょからね。そんなので医師——言葉のあやとしていろいろありましよう。しかし、私は進んで救急の医療とか救急災害とか緊急だというときにはほかの人と違う。

平生の毎日来るような患者はほっておいても、救急だけは守ろうというのが医師じゃないんですか。救急で命があるんじゃないですか。いつも何か金持ってきて来て、何か金歯を入れてください、何々してください、ちよろちよろ来るような患者ばかりでもうけつけて、こういうふうな患者でございまして、いや、あなたは、武見さんなどに言わせれば、ちよろちよろと、うるうる、作文をして、鉛筆なめなめと、こういうふうに言われておるんですよ。わしは読んでおるからね。局長や課長というのほろくでもないやつだと言われておる。それでもまあ、それだけ遠慮せよ、いや、かぬというのほろくのことなから、頭にくるんですよ。私は無学な徒でありますから、素人ですから、これはあなた専門家でないことは事実ですよ。しかし、武見太郎さんが医者では専門家かしらぬけれども、労働運動では専門家じゃねえ。同じ世の中には専門はいろいろあるさ。あんまり生意気は言わない。しかし、私たちは人格を否定されてまで黙っておれないです。どうです、これで医師法十九條がなくなつたなどというふうな褒言を医師会に言わして、どうですか、また局長から答えてください。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま先生御発言のような内容は、実は恐らく「社会保険旬報」五十二年の四月十一日の日医定例代議員会の記事でなからうかというふうに考えます。確かにこの記事の中にはそういう発言が書いてございます。ただ、同じような記事でございまして、「医師新報」の記事については、その点若干ニュアンスが違ふんではなからうかというふうに私とおるわけでございます。すなわち、この専門分化した医療、医学の中においては、専門外の患者については最終的にまでもどうも応招義務はないんじゃないかというふうなニュアンスではなからうかというふうな考えではおるわけ——この「医事新報」には書いてあるわけでございます、その点どちらが正しいのか、私もよくわかりませんが、やはり医師について応招義務があるということは、わ

れわれこの法律が十九條がある以上は、当然のことだというふうな考えでおります。

○片山善市君 局長がお答え願つたから、大臣にお聞きする必要があると思つたから、明快です。私が言いたいのは、去る四月一日、東京で、先ほど申しましたように日本医師会の第五十八回定例代議員会の席上、日本医師会の執行部である斎藤副会長から、先ほど申しましたように、医師法にも応招義務はないし、罰則規定も削除されている。医学医療の専門分化によって、専門外のこととは診療しないことが正しい、こういうことを言っておるんですが、それについては正確でない。いわゆる厚生省はそれについては賛成しない、こういうことにならうかと思つますが、いかがでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) そういう専門外の患者が来ましても、先ほど二十四年の通牒にございまして、その患者がなお診療を求めた場合にはその診療を実施すると。その応急措置をした後において専門の診療科のところへその患者を転送させるということが必要かと考えております。

○片山善市君 いま、そういうことについては間違いないと思つますが、もう一度、私が質問しておるのも専門外のことを最後まで診療してくださいと言つたのではなくて、少なくとも第一次救急医療について応招してもらいたいということであつて、それ以上にはありませんが、その質問の趣旨に乗りますか。

○政府委員(石丸隆治君) いろいろなケースがあるうかと思つますが、原則的にはやはり最初に頼まれたお医者さんが、何らかの形で診療をするということが必要かと存じます。

○片山善市君 そこで、実は今日の医師の総数は五十年四月一日で「国保新聞」によると十三万二千人台だというふうに書かれて、人口十万人に対して百十八人だとおっしゃっておるんですが、このような状態の中で、診療所というの開設者が四五・二%で最も多く、次いで病院勤務者が二八・七%、医療機関付属病院勤務者が二・二%

などになっておると書いておりました、医療施設の従事者が医師の九五・一%だということですが、このような状態のことについて間違いありませんでしょうか。

○政府委員(石丸隆治君) ただいま手元に細かい数字持っておりませんが、ちょっと正確にはお答えできませんが、大体の数字の感覚は、ただいま先生おっしゃつたようにわれわれ理解しております。

○片山善市君 そうすると、私の質問したいのは、診療所というのが医師の四五・二%おる。診療所というのは、御承知のように医師あるいは看護婦、医療従事者、こういう者についてはどういう割合なのか、といふことは、「神奈川県保険医新聞」というのがあるんですが、これによると開業医の日常診療はどうかという、神奈川の例で「その殆んどが二人医療(家族と医師)及び三人医療(家族、看護婦、医師)であつて、医師は又線技師、検査技師、看護婦及び事務員等数役をも兼ね、かつての三分の一の人員で三倍以上の患者を処理し」——「処理」といふふうな書いてあります。な、処理ですわ、これなます切るようなものですね。「処理し、このまま二十四時間態勢に入ることは不可能に近い。」というの、救急医療で二十四時間やれと、こういうふうに言っておると勘違いしておるようでありまして、実は開業医の——開業医といふのは正しくなくて、四五・二%、先ほど申しました診療所の四五・二%というの、診療所というのは開業医を中心として大方おるのだからと思つたのです。そこが二人か三人でやっておるというふうな現状なのかどうなのか。

○政府委員(石丸隆治君) 数字につきましましては、ただいま細かい数字は持っておりませんが、いわゆる診療所、特に個人立診療所の実態というの、大部分がただいま先生御指摘のような状態ではなからうかと考えております。

○片山善市君 実は、救急医療の問題のネックといふのは、八時間なら八時間以上店が開けない——店といふのは失礼でございますが、医業が

できないような場所がこれだけあるのだという前提で、残り、四五%を除いた四五%になります。それらが対象になりまして、しかし、研究所、いろいろなのがありまして、除くと、やっぱり実際稼働ができるのは三〇%ぐらいの医者になりますか。しかも、医者というのは、医者の不養生というように、大変疲れて病気になることが多い。それはたで見るとは、一日じゅうです、これは。一日じゅう立ち放し、一日じゅうとにか、重労働をやらなければいけません。手術などしたら、とにかく体じゅう汗がびっしょり、一キロも二キロも体重が減るほどやらなければ人の命は救えませんか。ですから、いま申しましたように、救急医療体制をとるとすれば、こういうような民間の開業医に全面的な協力を願うというても、それはそれぞれに大変な問題がある。

ですから、あなたの方が救急医療に関する百億円ですか、百一億円組んだと、こういうことになる。しかし、武見会長に言わせれば明快です。民間には一億しかくれないで九十九億、百億をどぶに捨てようなのだと、こう言われておられるのですが、私はどういような体制でやられるのか。お金のことでありませぬよ。開業医の諸君が、えらい日本の医療を守っておるのだと言いがら、いままでの人員の三分の一に削って三倍も四倍も仕事をしておるのだと、こういうように、これは神奈川の保険医が新聞に書いておるのですから、自分のことを書いておるのですから。そうすると、医療は出来高払い制度で、先ほど有島議員に対する答えては、いわけばかりしておりましたけれども、本当のことを言うていますわね。教をこなさなければ金もうけないし、借金した金を払おうとすればそれならいけません。お金のことをおとすれば、それは健康保険を変えていく、保険制度を変えていく非常に大きな問題だと思われ、救急医療に関しては、やはり私たちの主張としては、国のあるいは公の力がうんと加わって、第二次、第三次の救急体制を整える。そのかわり、金もうけをしたいかどうかかわりませぬが、昼の間ちよこ

ちよこつとやる診療所というのには余りお命預けることは、このようにせいかぬ。失礼な言い方をしますよ。したいのだけれども、そうならないでしょう。人員が三分の一しかない。仕事はこれだけこなしておるのだと、こういうことになっていきますから。いまお聞きするのは、民間の医療体制について、そういう数字を聞いたらすぐにわかるように、毎日医師会においてになっているという話だが、整理してほしい。私、数字くれないからけしからぬと、おっしゃるのじゃないのです。私は、このところ、国保新聞及び健保新聞に書いてあることを質問します。数字にはむずかしく言いません。こう言っておりましたが、案の定、適当にお答えをいただいた。適当というのは悪い意味じゃなくて、まあ、そのくらいいいです。数字を詰めようと思いません。しかし、四五・二%が診療所の人間であり、そうしてかつ、先ほど申しましたように、病院勤務者が二八%、約三〇%の勤務医だと。そのところで二八%の税金の問題が双方でかみ合ってきておる、こうありますね。というように、なことにしまして、非常に大きな政治的な解決を図らなければならぬ段階になったろう。救急医療をやるとすればどちらにウェイトが置かれるのか。それは民間の医者をお願いしてやる方法もあります。それはできておりませぬ。そういうことでもちよつと所見を述べてもらいたいです。○政府委員(石丸隆治君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、われわれ救急医療につきましては、第一次救急、第二次救急、第三次救急という段階分けにございまして、今後対策を立てていきたいというふうに考えておるわけでございます。それから、その分野をどういうふうに分けていくかという問題ではなかるかと思われ。すなわち、その地区に存在する医療機関、あるいは医師、看護婦等の従業者、そういった資源は限定されている資源でございますので、これをいかに有効に使うかということに尽きるのでなかるかというふうにご考えております。

それで、第一次救急ということになりますと、やはりなりに軽い患者さんが来られる。あるいは重い患者さんも来られるということになるかと思われ。そういう意味において、開業医の先生——これ四十数%の開業医がおられるわけですが、これを毎日というのとはなかなかむずかしいわけでございますので、その開業医の先生を当番医制で、いわゆる在宅当番医制、あるいは休日夜間急患センターを設置いたしまして当番で出てきてもらおう。すなわち、交代でこういって開業の先生たちの能力というものを活かしていきたいというふうにご考えておるところでございます。

ただ、やはりより高度の医療を必要とするような患者さんも非常に多いわけでございます。そういういたより高度の医療というものを担当する者として、やはり公的病院——これは公的使命があるわけでございますので、公的病院というものが中心になります。第二次救急医療を担当してもらう。第三次はこれは非常に高度でございます。恐らく公的でないとはほとんど不可能でございます。第二次救急医療につきましても、やはり公的病院が積極的にこれに参加してもらうというふうな方向で、わが国の医療資源というものをより効率的に使って国民医療を確保してまいりたいと考えております。

○片山巖市君 時間ございませぬので一つだけ。実は、災害救助法の二十四条については、医療従事者に都道府県知事の命令で従事命令が出せることになっておると思われ。その災害救助法の発動による従事に対しては、法三十三条によって都道府県がその費用を負担することになっておるのです。ところが、また日医の総会で、富山中部ブロックの代表が、医師を遇するに人足以下だと言っておりますが、人足以下の昭和五十一年の費用は幾らになっていませうか。○政府委員(曾根田都夫君) 五十一年度では、この実費弁償、日当といったしまして七千八百円を支給いたしておりますが、これは国立病院におきまして非常勤の医師のいわば雇上げ、これを基準に

いたしておりますので、私どもとしては一応妥当な線ではないかと思っております。○片山巖市君 救急医療あるいは災害救助法などというのは、人命が損なわれようとする大変なときです。そのどさくさに医師が出かけていけば——七千八百円というのには人足以下でありますから、これから最低賃金とかそんなところでは、厚生大臣、覚えていてほしいのですが、最低賃金の制定においては、人足以下がこのくらいですから、七千八百円です。人足以下がこれくらいですから、取り消してほしくない。そういうようにわれわれ国民を侮辱するような、何というところだろう。私も口は悪いですが、それは暴言を吐きますけれども、しかし、それは物のほずみであります。専門家だ、エリートだ、何である、テクノクラートだと言ふ者ならば、そんな言葉は起らぬはずです。人足以下だと言ふのです。いわゆる医者を、医師を遇するに人足以下だ、これが七千八百円。わかりました。一律ですから、私は、彼らがいかに金にあぐらをかき、汚れたものをやっておるかということのみならず示しておる。こういうものと対決せざるを得ない気がいたします。もっと謙虚に、お金、お金と言わないで、人の命を。そうしたら私たちはその人々の生活もいんなこととも尊重するように、守っていくようにしたい。早く診療報酬も変えてもらいたい、一年に一遍ずつ変えなきゃならぬようになっておるんだけれども、あなたがたがたして変えられない。しかし、こんなことを言つて、災害救助法で、家が流れているところに行つた、このときに、大体医者は仁術というなら、そんなときだけは金要りませぬ、うそでも言うのが普通じゃないですか。こんな金権亡者の集まりを弾劾したいという気持ちを申して終わります。御答弁を必要としません。ありがたうございました。

○委員長(上田哲君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時から再開することとし、休憩いたします。午後零時十分休憩

午後零時十分休憩

○小平芳平君 もう少し具体的に、内容の説明はもう少し繰り返さなくて結構ですから、具体的に次の二点をお答えいただきたいのです。

第一は、救急医療体制をとるがゆえに赤字が生ずるといふ、不採算になるというその点に対しては、いま御説明がありました、その点について一つ。

それからもう一つは、現在の診療報酬体系そのものをいっせよ正されるのか、改定されるのか、その二点について。

○政府委員(石丸隆治君) この救急医療に対します助成については、二つの点から五十二年度予算から考えておるわけでございまして、一つの助成は公的病院に対します助成でございまして、公的病院で特にその地区の救急医療に非常に貢献をしておりまして、そのために赤字を生じている、そういう病院があるわけでございまして、こういう病院に対しては公的病院に対する助成策といたしまして、生じた赤字に対して一定の割合で助成を行うというところでございまして。

もう一つは、今回の五十二年度予算から入りました救急医療対策としての助成でございまして。これは自治体病院は恐らく第二次救急医療を担当することになるかと思っておりますが、自治体病院がその地区のいわゆる輪番制という、病院間の輪番制の組織の中に入りまして場合には、その輪番に当たった日の一日の分幾らという、これはまだ金額的には今後さらに詰めたいと思っておりますが、そういう救急医療を担当した日数に応じて財政的な援助を行うという、こういう二つの方法から公的病院の救急医療に対する助成を考えておるところでございまして。

〔委員長退席、理事浜本万三君着席〕

○政府委員(八木哲夫君) 診療報酬の問題でございしますが、従来からも中医協で診療報酬の問題を御議論いただいているわけでございまして、診療報酬のあるべき姿というところにつきましては、やはり国民の経済力、さらに医学技術の進歩をいか技術料の中に取り込んでいくか、あるいは人件

費、物件費の増を考慮していくというところで、医療機関の経営が成り立つような診療報酬のあるべき姿というものを考えていくということが基本であるわけでございまして。特に、技術料の調整をどうするかということもございまして。ただ、診療報酬の問題として処理できますのは、一般的な医療機関の経営という問題でございまして、中医協の中でもいろいろ御議論がございまして、特に救急医療でございまして、そのほか看護行政とか、どちらかと申しますと公的な役割があるいは不採算部門、この部門までをすべて診療報酬の中で解決するというのはむずかしいのではないかと、そういう御意見があるわけでございまして、それはまた別のサイドで考えていかなければならない。しかし、救急医療の重要性にかんがみまして、先ほど医務局長からも御説明申し上げましたように、診療報酬の改定の際にできる限りの救急医療の面等につきましての配慮を考えていきたいと思います。夜間でございますとか休日等の加算というふうな制度が設けられたということもございまして。

○小平芳平君 何か逆なことを答えていらつしやるのですが、診療報酬で持つべきものを診療報酬が持たないために自治体病院が赤字を生ずる、赤字を生ずるから一般会計から補てんしろということとはむしろ論議がおかしいじゃないか。診療報酬として当然持つべきものを診療報酬で持つようにしてはほしい、こういう意見に対して診療報酬の是正をやるかやらないか、やるならいつやるかということをお伺いしているわけでは。

○政府委員(八木哲夫君) 診療報酬につきましても、先ほどもお答え申し上げましたように、当然医学技術も進歩してまいりますし、人件費、物件費も上がってくるというふうなことで、本来の医療機関の経営というものが成り立つということを中心にお考えいただくことが筋でございまして、そういうふうな意味からも従来からも診療報酬の改定というものが行われているわけでございまして、今後とも行われなければならないというふう

うに思われるのでございまして。ただ、診療報酬の改定の中でも医療機関が一応経営が成り立つというものでございまして、医療機関の中には公的な役割、不採算部門というものがございまして、これは公的な面で配慮しなければならぬという問題もあるわけでございまして、自治体病院等につきましても、公的医療機関の役割というものがどうしてもございまして、不採算部門というものがあられるわけでございまして、その部門をすべて診療報酬で解決するというのは不可能でございまして。

○小平芳平君 ですから、そういう後半のことは何も私言っているんじゃないですか。たとえば、入院料とか手術料とか、そういう具体的な例を挙げて、これこれの赤字になるというふうな述べておられたのです。ですから、そういうものに對する是正をいつやるかと聞いているんです。

○政府委員(八木哲夫君) 御指摘の点につきましては、入院料なり手術料個々の診療報酬の点数の問題につきましては、五十一年の昨年の四月に医科における診療報酬改定が行われたわけでございまして、齒科については八月でございまして、したがいまして、かかるべき時期には当然この診療報酬の改定というものは議論しなければ、中医協等の御意見を伺って議論しなければいけないわけでございまして、現段階におきまして、まだ中医協の開催状況その他諸般の情勢から、まだ時期は全未確定でございまして、いずれかの時期にこの問題を解決しなければいけないというふうなことを考えておる次第でございまして。

○小平芳平君 厚生大臣、かかるべき時期ですけれども、おおよそいつごろまでがぎりぎりだと思われませんか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まあこれはいま局長が言ったことと同じなんですけれども、皆さんの意見を聞いて決めていきたいと思っておりますが、去年の四月にやっておりますから、まあいろいろな事情等もありまして、なるべく早くやりたいとは思

思っているんですがね、まあ少し涼しくなつてからじゃないかというぐらゐのところではございまして。

○小平芳平君 私の発言している趣旨は、局長の説明の後半のことを言っているんじゃないか、それから、現実に赤字が出るように診療報酬ができていくことを一日も早く是正してほしいと、こう言っているわけですからお間違いのないようにお願いしたい。

それから次に、搬送と医療を一本化するかどうか、搬送と医療は現状のままでもいいかどうか、こういう点についてはその国の事情にもよると、それからわが国の特殊事情もあるということですが、労働組合の代表の方は一本化してほしいという意見も述べておられました、この点についてはいかがですか。

それが一つと、それから現に搬送している方々には医療についてどの程度の知識を持っていらつしやるか。

○政府委員(石丸隆治君) 搬送をどこが責任を持って行うかという問題でございまして。これは国によってみんなその実態が異なっております。わが国におきましては従来から搬送は消防の方にお願いをいたしておるところでございまして。医療はわれわれの方で担当しておるところでございまして。これをどう変えればいいのかという問題でございまして、やはりそれぞれの国の特徴があるわけでございまして、わが国におきましては従来からいろいろな実績ももつてきておるわけでございまして、消防の方でこの搬送についてはいろいろ御努力を願つて大体うまくいっているのではないかと、現段階におきましてはこの関係を特に変えるというところは考えていないところでございまして。

ただ、搬送を担当いたしますところと、それから患者を受け入れるところの情報の不足ということが非常に大きな原因になって、現在、社会的不安を起しているというふうなわけであつて、これは先ほど大臣からも御答弁申し

上げたところでございますが、そういった情報をさらに緊密化することによって、いわゆるたらい回し等の事態が起きないように今後してまいりたいと考えておるところでございます。そのための救急医療情報網の整備というものを五十二年度から考えておるところでございます。ただ最近、国民のいわゆる高齢化現象が起きてきて、疾病構造等も変わってまいりました。まして、最近近脳出血とかあるいは心筋梗塞等の患者さんが非常にふえておるわけでございます。こういった患者さんは非常に変化が早いわけでございます。そういった患者さんは今回救命救急センターとしておるわけでございますが、そういった患者さんに対しては従来のような搬送のみではなかなか十分な医療ができないというふうに考えておるところでございます。この救命救急センターには医師の乗り込みました、また特殊な装置を備えました救急車を備えまして、そこで患者さんの搬送を今度行っていくというところで、五十二年度予算に初めてそういった予算要求をしたわけでございます。

もう一つの、それでは現在消防の方で行っている搬送を担当しておる職員がどれだけの医療知識を持っておるかという問題でございますが、これは外国ではやはり衛生兵の人たちを使ったり、いろんなことをやっておるようでございます。わが国におきましても、そういった意味で消防の方の担当の職員の方に、そういった知識の普及ということを消防の方にお願いをしておるところでございます。まして、特にそういった訓練等につきましましては、われわれの方もできるだけの手伝いをしてまいりたいと考えておるところでございます。

○小平芳平君 実際、ある会合なら会合をやっている。そこで体のぐあいの悪い人が出た、そういうときに全く医療の知識のない人ばかりだと手の出しようがない。そこに、たまたまお医者さんなり看護婦さんがいれば、非常に皆さんが安心できるということを経験していらつしやると思うん

ですが、したがって、救急車が乗りつけて早速来てくれた、しかし、救急車の方がお任せしておきや大夫なんだからという人ではないと困るわけですよ。ですから、外国の例なんかいろいろと参考人の方はお話しをしておりましたが、わが国がいますぐその外国のようにできない事情にあるというふうな言われませんが、しかし、実際問題、この救急車を呼ぶ、救急車が着いた、救急車はこうなっているからこれで安心だというものがなければ困るでしょう。

○政府委員(石丸隆治君) この救急患者の搬送体系をどうするかというふうな、非常にむずかしい問題があるわけでございます。理想的に言えば、救急車に医者あるいは看護婦というそういった資格を持った人が乗り組むことが一番いいというふうに考えるわけでございますが、やはりわが国の現状におきましてはなかなかそこまできかない。人間の不足というふうなこともありましてなかなかそういうふうな救急搬送業務を担当されておられる消防の職員に対して、ある一定の教育を行うというのを現在消防の方にお願いをしている、そういった段階でございます。

○小平芳平君 とにかく、意識不明になって倒れた人がそこにいる、そういう場合に、情報センターと連絡をとるのですか、そうすると、ですから、そういう点ですね、もっと情報センターつくれば大丈夫だというふうなことを簡単に考えないで、市民が安心して救急車が着いたらお任せできると

いうふうにしてほしいということを申し上げて次へまいります。

この救急医療に限らず健康保険制度の全体的な改正ですね、抜本改正とかそういうふうな言いまですが、これは健保改正を政府は提案しているようですが、社会保障制度審議会の答申でも、「昭和五十三年を目途に健康保険の全面的見直しを行うとしているが、その検討の方向も明らかでなく、またこれまでの経緯からみても、そのままなすぎがたい。」としておりますが、この答申が出たのが二月ですが、五十三年度からと言ってももうやがて、やるならやるような方向が決まっておりますが、これはいかに間にも間に合うわけがないのですが、これはいかにがですか。

○政府委員(八木哲夫君) 医療保険の問題につきましては、四十八年度に大幅な制度改善が行われたわけでございます。当時の高度経済成長下にございましては、今後の所得の伸びを考えた場合に、十分大幅な給付改善、家族療養費の給付率の引き上げなり、高額療養費の限度額の設定、あるいは過去の政管につきましては赤字のたな上げ、国庫補助の定率化等の措置が行われた結果、何とかい

くんでないかということであったわけでございます。進歩、医療の進歩、医療内容の高度化等、さらに人口の高齢化等によりまして医療費はどんどんふえていく、一方それを賄います費用負担の面の所得の方はそれほどいかにないというふうなことから、いづれにしましても基本的な見直しをせなければいかぬわけでございます。当面御審議をお願いしております健康保険の当面の財政対策を主体にしました対策を講じなければいけないわけでございます。しかし、基本的に新しい時代に即応しました給付のあり方なり、あるいは負担のあり方なり、この辺を根本的に考える、見直しする必要があるのではないかと、見直しするから、社会保険審議会でもたまたま先生御指摘ございまして、制度審議会でも御意見をいただいているわけでございます。私どもも新しく時代に即応し

た制度の見直しをするという必要性があるのではないかと認識を持っておるわけでございます。そういうような意味で、五十三年度を目途にいたというふうなことから、すでに社会保険審議会がこの問題を取り組んでいただくということ、非常に忙しい委員の方々ではございますけれども、定例的に精力的に御審議いただきたいということ、すでに社会保険審議会を何回か実施いたしました。先般の社会保険審議会の中の、この問題のために健康保険問題等懇談会におきましてこの問題を審議するというところで、今後取り組むべき項目につきまして二十二項目というものを設定いたしました。これらの問題につきまして関係者の御意見をいただき、できるだけ国民の総意、各方面のコンセンサスをまとめていきたいというところで、ただいま社会保険審議会の健保問題等懇談会、この問題を精力的に取り組んでいただくというようにしておる次第でございます。

○小平芳平君 それで、見直しとしては健康保険の問題につきましては各方面からのいろいろな御意見があるわけでございます。なかなかむずかしい問題もあるわけでございます。できるだけ国民各層、各方面の御意見が一致した方向でいくということ、何ともしも必要であるわけでございます。従来からいろいろ御意見出ておりますけれども、新しい社会情勢、経済情勢に即応しまして、各方面から何をなすべきか、何か一致できるかという点につきましましての御意見を伺いたいということ、社会保険審議会の委員の皆さん方も精力的にこの問題を取り組んでいただいているわけでございます。いまの段階におきましては一応ことしの秋を目途にこの問題につきましまして審議を進めたいというところでございます。私どももできるだけそういう方向で努力してまいりたいというふう

に考えている次第でございます。

○小平芳平君 次に、ほかの問題になります。スモンの訴訟につきましては東京地裁の和解案というものが、第二次、第二次というふうな報道されておりまして、それから、厚生省はこの和解に対してどういう態度をとっているかという、その点について簡単にいいますから、そう余り細かい説明しなくて結構ですからお答えいただきたい。

○政府委員(上村一君) 裁判長が昨年の九月でございましたが、原告と被告双方に対して職権によって和解の勧告をされました。それで、ことしの一月に所見と第一次案が示されまして、三月十五日、被告としての国は和解のテーブルに着く旨表明をしたのでございます。その後、四月十八日になりまして、裁判所の方で和解案の第二次、つまり、一月に述べられました第一次で触れられなかった個所について述べられたのでござい

ます。国としましては、御案内のように、このスモンの問題というのは大きな社会問題でございますので、裁判所の勧めに応じまして和解の席に着いたのでございますから、双方の話し合いを積み重ねることによりまして解決できるやう、誠意を持って努力してまいりたいと考えておるわけでござい

ます。○小平芳平君 和解の席に着いて、誠意を持って話し合っていくということは、国として和解を進めていくということですか。

それから、その場合の因果関係は認めるということですから、その補償の責任はどうするということですか。

○政府委員(上村一君) 従来から裁判におきましては、その因果関係につきましてスモン調査研究協議会の報告に従うという表明をしておるわけでござい

ます。それから、まあ責任論につきましては、国としましては民事上の責任は認められないという

ことをこれまでの裁判の過程で主張しておるわけでございます。この和解の席に着きましたのは、先ほど申し上げましたように、非常に大きな社会問題であるということ、それから裁判長自

身、この問題は和解という道を通らなければ解決できないんじゃないかということで原告、被告双方に強い勧めがあったので席に着いたわけでござい

まして、先ほどお答えいたしましたように、着いたからには誠意を持って解決するように努力してまいりつものでおるわけでござい

ます。○小平芳平君 その誠意を持って努力するということ、損害賠償の責任をとりま

すということをお尋ねしているんです。○政府委員(上村一君) 民事上の責任の問題につきま

すは、先ほど申し上げましたように裁判で争っておるわけ

でございます。東京地裁以外の二十近い裁判所でも引き

ついでこの民事上の責任をめぐって争いが続いております

わけでござい

ます。したがって、その民事上の責任があるから和解の席に着いて損害賠償するということではござい

ません。○小平芳平君 実際問題、私がこうお尋ねしている点は、私たちが聞かれるんですよ、いろいろと

ですね。それで、実際スモン患者の方で和解を進めてほしいという方もいらっしゃるし、いや判決が必要だという方もいらっしゃるわけですよ。で、そのどちらの方からも共通して聞かれること

は、国はどう考えているのかということなんです。国はどうか考えているのかということなんです

です。それから、国の考え方が従来は局長がいま繰り返して答弁される、そういうことを国は言っていた

つ。つまり、因果関係と民事上の責任ということについて国は言っておりましたが、この和解のテーブルに着き、誠意を持って事を運ぼうという、それ

はどうか変わつたんじゃないですか、少しは。全く従来の裁判で述べてきたことから全然態度が

変わつてないことになったら、テーブルに着いて誠意を持ってということになるというの

はちょっとおかしいですね。○政府委員(上村一君) まあ裁判は引き続き

ておるわけでございますので、裁判での主張をいま申し上げたわけ

でございます。それから、その和解の席に着きまして、裁判長から一次案、二次案という

ことでおおよその輪郭が示されたものでござい

ますので、いまはそれを中心にその和解の議論に入

っておる最中でございます。また以上ちょっと申し上げることは

できませんが、御答弁していただくことありませ

んか。○国務大臣(渡辺美智雄君) 大体、局長の言った

ことで尽きておると思

いますが、それは長い間争ってきたわけ

ですから、事務的にはやはりいろいろの問題がある

んですよ。法律上の問題、薬事法上の問題とかね。そういうことで、まあ問題があるというの

うわけでございます。

○小平芳平君 この点については、この前の委員会で救済制度をつくる、つくりたくない、その基本的考え方について局長と私とはずいぶん違うところがあるが、はっきりしたままになっておりますから、繰り返しません、その救済制度の方はどうなりました。

○政府委員(上村一君) 先般もお答え申し上げましたように、昨年の六月にその研究会から報告が出されました以来、私も鋭意検討しております。最中ではございまして、成案を得次第、救済制度として制度化を図るよう進めてまいりたいと思っております。

○小平芳平君 いや、もっと、五十二年度予算の目玉であるとか、あるいは国会へいつごろ提案するとか、いろいろなことをこの前言ったんで、その後どうしました。

○政府委員(上村一君) 昨年の六月、報告をいたしましたが、鋭意検討中であるということでは先ほど申し上げたとおりでございます。それで、五十二年度の予算におきましては、この制度を具体化するのに必要な研究費をいたしまして約三千万円弱計上したわけでございます。これによりまして、新薬なりあるいは既存の薬の副作用の発生状況でございますとか、あるいは私どもの考え方は、薬の働きの程度の違いによりまして、薬の製造業者から提出させます率に違いを設けたいというふうな考えをおるわけでございますので、そういう違いをどういうふうな基準で判断するかとか、あるいはそういう何と申しますか、医薬品の副作用による健康被害というものをどういうふうに基準化するかと申しますか、ランクづけをするかとか、そういうことについて具体的な検討に入る、そういう予算を計上しておるわけでございまして、立法化につきましては、まだ最終的な成案が得られないわけでございますので、成案を得次第、なるべく早く世に問うよう努力したいというふうな考えをおるわけでございます。

○小平芳平君 厚生大臣、救済制度をつくる場合に、薬の大量生産大量消費、そしてその副作用がつきものみたいいま業務局長は説明しておりますが、それは副作用も起きるでしょう。ほどよく飲んでいけばいいものを大量に飲んで、それで簡単に済む副作用もきわめて重症になるとか、そういうことを前提にした救済制度では反対だと言っているわけですか。それから、それは現に被害が発生している、発生した被害に対する救済が必要だと、それは当然私ども基本的な賛成ですが、被害が発生した、被害者を救済する、これはもうやらなくちゃならないことですが、ただ薬の場合、余りにも大量生産大量消費、そうして当然副作用も副作用が起きる、健康被害が発生する、そういう場合に、救済制度をつくって、それから、あらかじめ企業に負担してお金を出させて、それでそのお金の救済すればいいんだと、するとますます大量生産をおるみたいなの出発点に疑問があるし、そういう行き方には反対だと言っているわけですが、いかがですか、お考えは。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 安易に救済制度をつくって、それであなたのおっしゃるよう大量生産で大量に飲まして、被害が出たらみんな国で持てみたいな話、われわれも反対です、それは、そういうことじゃ困る。ですからわれわれもいたしましては、まず薬の審査とか、それからいろいろ実験、動物実験はもちろんなこと、臨床実験等もあらかじめしてもらって、それに対するデータは厳重に検査をする、そういう関門を一つもろろん設けるわけですから、それでまた、使用方法を間違えて飲まされたり、使用方法に、効能書きに書いてない病気に大量に飲んだり、そういうことはこれはやっぱりそれを飲ました人の民事責任当然問われるわけですから、だからそういうような、また、いま局長が言ったように、会社の方にも資料その他に欠陥があったり隠したり、そのために当然被害があるのをわかっていてやったとか、そういうような民事責任を問われるようなものは対象にしません、それは、それは当然原因者負担、これはあたりまえのことです、あらか

じめそれがわかっていいる場合は最初から許可しませんが、それは、しかしながら、薬というのは、ともかくこれは被害はない、いろんな化学で勉強して全部やったんだけれども、被害がないと思っておつても起きる場合もあるんですね、これ、それは、何万人に一人なんていう特異体質の場合も、それは中にありますからね。ですから、防ぎようのない被害、それはそういうところまで全部何万人も臨床実験してからでなきゃ発売認めないよというところになれば、新薬はつくるな、許可するなという話と、これ、つながっちゃうし、新薬許可しないという話になれば、これまた大変な、一方において需要がその何千倍、何万倍もあるわけですから、これはやっぱりつらくざるを得ない。しかし、何万人も人体実験なんかできっこない。したがって、特異体質の人にぶつかるとある場合、そういうような場合は当然これは見ても、それは予見がつかないわけですから、そういうことのために、ひとつ救済制度というものをつくっていきましよう。こういうことであつて、救済制度をつくったから安易に薬を製造して、安易に許可して、安易に販売して、そういうことではございせん。そういうものは認めません、また、そういうつもりです。

○小平芳平君 厚生大臣の説明でよくわかりました。そういう姿勢でいっていただきたいわけですが、それならば救済制度をつくるに当たって、現在すでに大量生産、大量消費が行われているというふうな、多くの国民はそう考えていると思うんです。それに対する歯どめなり考え方の転換なり、それは現時点で考えられませんか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはまたいろいろ議論のあるところでございます。一つには保険というふうなもので点数を薬にもつける。そのために一錠一成分というふうなことで、一錠の薬には一つの成分しか入っていない。昔だったらすりばちへ入れてゴリゴリゴリゴリ、何といいますが、医者がかしらえて一服一服盛って飲ましたわけ

しょう。ところが、いまはばらばらでバラ売りです。それから、みんな、みんなのだからお医者さんもゴリゴリをやってませんわね。したがって、Aの会社、Bの会社、Cの会社の成分の違った薬をみんな混ぜるものだから、がさつと量として、こんなに多いように一つは見えるんだ、一つは、ですから、そういうような保険の上でのやむを得ない問題が一つあります、それは。

それから、よく言われるように、薬がうんと実勢価格よりもかけ離れて高くて、そのために薬をうんと投与するんじゃないかというふうなことが世間でよく言われるんです。私は、これはまあ物によって違いますよ。そうでない薬もあるし、中にはそろそろ製品でそういう物もある。そのために今回薬価基準を改正して、それからもう一つは銘柄別の取組制度にしよう。ともかく、高い物を買った人と安い物を買った人と同じ成分なら、どれで請求してもいいんだということになり、みんな高い値段で請求するに決まってるんですから、今度はそういう直そうじゃないか。高い薬の場合と安い薬の場合とはっきり名前を書きなさいよと。ですから、同じ成分だからといって安い薬使つて高い薬の名前書いて請求すれば、これは詐欺みたく今度はなるわけだから、そういうことでひとつ銘柄別に薬価を決めていこうじゃないか、こういうふうな改正しよう。それによって薬をうんと売ってもらうかというふうなことを少しでも抑えつけていこうじゃないかというふうに改正したいとは考えております。

○小平芳平君 それだけではちょっと物足りないし、また、私もちょっとその辺に意見があります。また、ちょっと時間がありますので、また、この救済制度についてしっかりした質問をしたいと思

います。

最後にありますが、厚生大臣が衆議院予算委員会で答弁なされた問題でしようか、年金に結びつかない人を早急に救済する、制度の全般見直しを検討するというふうな答弁されたというふうな報道され、そして非常に、実際年金に結びつかない

実行に移していただくことを特にいまのお答えもありましたが、要望をしておきたいと思っております。

二番目の問題としてお考えをお伺いしたいのは、新鮮血液の確保対策の問題であります。これは私がなげ取り上げるといいますと、心臓病の子供さんを持った親御さんたち、非常にこれはいま深刻な状況であります。文字どおり細心の注意を払って心臓病のお子さんを育て続けている親御さんたちにとって、また長い闘病生活の心臓病の患者にとって、心臓の手術というものはこれは希望と同時に文字どおり生命をかける不安の中に置かれるわけですが、特に家族の方にとってその場合の最大の問題というのは、おわかりのとおり手術に必要な新鮮血の提供者を探すという問題なんです。私はこういう親御さんたちのお話をずいぶんと伺わせていただきましたが、こういう方々の本当の心からの訴えがあるんであります。それは、ずっと各病院を調べたデータを私はいただいてまいりましたけれども、心臓手術のできる指定病院からのアンケートの結果を見ますと、百十九の病院のうち八十七の病院、約七五%の病院が、患者側で新鮮血液の提供者を自分で見つけて、そうして集めなければならぬと。しかもこの中には、名前は私挙げませんが、日本できわめて高水準にある大病院がほとんどそういう状況だという実態であります。こういう実態を厚生省は認識しておられるかどうか。新鮮血の提供者を集めるという事は、結局同じ血液型の人を探すことですね。まあ俗にA型が一番多くて、その次はO型、B型、A型、B型、こういう順番だと言われておる。しかも、この人には検査の日とそれから採血の日と二日来てもらわなきゃならぬ。しかも病気の無い人に限られます。こういう条件を満たす人を、少ないときは五人というときがあります、大体十人から多い場合は三十人集めなきゃならぬという人もおる。特にA型の場合を集めるのはこれはなかなか大変。これだけの中でA型の人是非常に少ないだろうと思っております。十人に二、三人、

まあ私は余り詳しいデータ持っていませんけれども、十人に二、三人だろうと思っております。こういう心臓病の子供さんを持つ親御さんたちのいるんなら、たとえば東京のある人は、この中に書いておるんですけれども、A型の子供さんの手術に新鮮血七分、献血手帳十冊を用意するようにという病院の指示で、友人、知人六十三人に血液型を聞いて回って歩いたが、同じA型は三人だけという例が、ここに東京都の江戸川区の方ですが出ております。それから、ちょっと長くなって済みませんがもう一つ言いますと、大阪の人の場合に、兄さんと弟さんが二十日間かかってやっと六十一人分確保したと、そういう例が一つ出ている。それから、実際に予定の血液が集められないで手術が延期されるという例もあると。こういう家族の文字どおり命をかけた手術の心配を抱えながら、つてからつてを求めて、場合によっては見も知らない人に事前検査日と採血日の二日間を割いてもらわなきゃならぬと。大変な苦勞であります。しかも、このお礼が大体まあ採血日で安くて一万円上げなきゃならぬと。事前の検査で五千円、そのほかお食事もお出さなきゃならぬ場合もある。遠くから来てもらう人はマイクروسをを用意したり、飛行機代を払ったり、新幹線に乗ってもらうたりしても集めなきゃならぬと。こういう実態が生々しく報告されております。私は、社会福祉、社会保障、公衆衛生に最大の責任を負うというの

は国の憲法上の義務であって、本朝来議論されている問題もこういう国の責任の問題だと思っております。それで、全国で年間一百万例ぐらいのこういう心臓手術が行われていると、こういう状況であります。大変実態の話が長くなりましたが、こういう実態の認識について厚生省はどう見ておられる、そしてこの家族の血液集めの苦勞などについてどう考えていらっしゃるかという点、さらに具体的な対策について伺いたいと思っております。

○政府委員(上村一君) いまお話しになりました「全国心臓病の子供を守る会」の調査等も目を通

しておるわけでございます。いま御指摘になりましたように、心臓手術のような大手術には血液成分のすべてが要る。しかも働きのいい、何と申しますか非常に新鮮なものが要ると。そこで、お話の中に出てまいりましたように、手術そのものが患者あるいは患者の家族にとって大きな出来事であると同時に、そういう新鮮血の提供者を集めるのに非常に手間とお金がかかるという点につきましては、私もこれは何とかしなければならぬ問題じゃないかというふうな認識を持っておるわけでございます。

そこで、どういふふうな対策を進めていくかというところでございます。実際にこの問題は非常にむずかしい問題でございますが、どうしても新鮮血を確保するために、あらかじめその新鮮血を提供する献血者、血液を提供する人というのを登録しておかなければならぬ。登録をしておかなければ予定された手術日の前日あるいは一週間前に検査をするということもできなくなるわけでございます。現在、わが国において血液の供給をしておりますのは日赤を中心とする血液センターでございます。そこで、日赤あるいは都道府県の血液センターでは献血の予約登録制度というのをやっております。そこで、現在全国で六十

五ございいますセンターの中で、四十一のセンターまでがこういったことができるようになったわけでございます。いま登録されております者が約十八万七千人という数字になっておるわけでございますが、私も、今後ともこういったセンターの指導を通じて、登録者がよりふえていくように指導してまいりたいというふうに思っております。それから同時に、こういったことを御承知しない患者さんあるいは患者の家族がおられますと、非常に戸惑いを感じられるということもあると思っております。その血液センターの中に相談員を置いて、そういう患者なり家族の相談に応ずる。現在まだ日赤の中央センターは七カ所ぐらいしかできておりませんが、こういうものを

を今後さらに充実を図っていかねばならぬんじゃないかというふうに思っております。

○内藤功君 やはり緊急な問題にはなっていないと思っております。それで、昨年たしか十七国会でも、参議院でこの問題についての請願が採択をされておる。こういういろいろな動きを反映しまして、たしか昨年度は厚生省も新鮮血液確保の推進費を計上をされたけれども、残念ながらこれはどうも政府案の中には見えなくなりましたという実情があると思っております。これはもうぜひ厚生省としては、最低限、二千八百七十七万円というわずかなものであります、国家の全体から見ればですね。しかも、国の責任を果たす上においてはきわめてきわめて微々たる額と言っても過言ではないと私は思っておりますが、こういうものをぜひもう一回強く推進をしていくということが大事だろうと思っております。少なくとも五十三年度においてはこの実現のためにがんばらなくちゃいかぬだろうと思っております。私も、こういう実態をよくもう一回認識されて、大臣にひとつ子供の命を守る立場から、この問題についての抱負をお聞かせ願ひ、またこれに取り組む決意です、ね、一たんは概算要求の中へ入っているんだから、ぜひこれはがんばってもらいたいと思っておりますが、どうですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) この質問は、片山さんから予算委員会でも似たような趣旨の御質問がございました。日本では献血運動ということがまだ足りないと思っております。で、外国から半分も輸入しているじゃないかというふうなことで、そういうことをやめて国内でみんなから血をもらうような運動を厚生省はもっとやれと。それでやりやすいような援助、助成をしろというふうなお話がございます。まことに、これもな話だし、やっぱり助け合い運動ですから、これは地域社会の中でいろいろな機関を通して、厚生省が旗を振るといふことはまあとどうかと思っております。日赤とか別な団

を今後さらに充実を図っていかねばならぬんじゃないかというふうに思っております。

体を通して間接的に、労働組合とか―片山さんのところなんか自分で労働組合の委員長で、自分が組合員全部やらしているというんですから、そういうことを各組合でみんなやってもらったら大変なことに私はなると思っています。したがって、そこらのところは、まあ権力者でない者が、そういうことをやって、それに対してわれわれの方で、その何らかの陰の助成を目立たないようにする、こういうことが一番いいんじゃないかと、こう思っておるわけです。したがって、いい知恵があったならばひとつぜひ教えていただいで、私はやりたいという情熱を持っておりまして、いろいろ教えていただきたいと、かように考えております。

○内藤功君 まあ表に出て旗を振ることはなるべく控えて、陰の力を出したいという事は、その言葉自体は大変よくはいと思つてます。ただ、その陰の力というものは、力になるようなものでなくちやいかぬ。特に、労働組合とか日赤とか言われますけれども、やはりこれらの力は限度があるんであって、国の責任だということですね。けさからいろいろ議論されている問題は、国の責任という事は、これはまあさばり言えれば憲法に書いてあるわけですね。憲法の二十五条に、国は公衆衛生、それから社会保障について全面にわたって責任を負うというところから出てきて、もう免れることのできない国の責任でありますから、そういうひとつ自覚の上でやっつけてほしいと思つております。

次にもう一点、これは原爆被爆者の健康診断についての訴えを私も受けております。もちろん、これは後に法案が出たときにこの問題詳しくまた議論をいたす機会がありますが、とりあえずきょう提起をしておきたいのは、現在被爆者の方には医療法に基づいて年二回の定期の健康診断、それから年二回を限度とした希望健診が行われておりますが、一般検査項目の中で、いままでのはかに肝機能検査が追加されることになりましたが、全国の被爆者の方々のやはり切実な要望の一つとして、一般検査にさらに心電図、それから

血糖値、血液像と、こういった項目の追加を要求しておられるわけなんです。特に昨今、この被爆者の方の年齢が四十代、五十代という中高年齢になられるに伴って、高血圧だとか、それから脳血管などの循環器の機能障害と云うものが増加をきておられます。去年の調査によると、広島、長崎両県の健康管理手当受給者障害区分というものをみますと、六三・一%というものが循環器機能障害となつております。やはりこういう点から言つて、どうしても心電図の検査というのは欠くべからざるものである。現に東京都などではこういう要望を入れまして、独自に心電図の検査も予算を計上して実施をしておると言われております。この問題も、やはり国会の請願採択されておる問題で、ぜひこれは早急に検査項目の追加という問題を実施すべき問題だと私は思つております。この点について御見解を伺いたい。

○政府委員(佐分利輝彦君) ただいま御質問のございました健康診断の内容の充実、改善は、ただ被爆者の健康診断の問題だけでなく、公衆衛生の健康診断サービス全体の非常に重要な問題でもございます。そういう意味で、いろいろ私も専門家の意見を聞き、検討を重ねていっているのでございますけれども、まず具体的に御指摘のございました心電図につきましては、たとえば東京都のような非常に医療機関の発達したところ、専門医の多いところならばできるでございましょう。また、広島市、長崎市のようなところもがんばればできないことはないと思つてございまして、広島、長崎でも郡部に参りますと、専門医の関係等いろいろと実施能力の問題が出てまいります。したがって、ほかの県におきましては、なおさら実施能力の点で問題が出てまいります。端的に申しますと、一日に何百人とか、あるいは千人近い心電図の測定をいたしました場合に、それをだれがどうやって診断するかという大きな問題があるわけでございます。それと同じように、血液の糖の検査だとか、あるいは血液の白血球の種類の検査だとか、こういったものは心電図の検査以上に非常

に技術的にむずかしい問題がございます。そういう意味で、私もできるだけ早く健康診断内容の充実、改善を図るよういろいろと努力をしておりますのでございまして、現在のマンパワーとか、あるいは実施能力から見ますと、きわめて困難ではなからうかと考えております。なお、現在の一般健診ですべてに血圧の測定をいたしておりますので、血圧の高い方は精密検査で心電図の測定ができるわけでございます。また、血糖の検査は、現在の一般検査で、尿の検査の中で、尿の中の糖の検査をいたしておりますので、さらに精密検査で血糖の検査をすることができるようでございます。

また、血液像につきましては、かねてから原爆被爆者の一般検査には特に血液系統の健康診断に重点を置いておりました。また血色素の量を調べいは血球の数を調べたり、そのようなところから、やはりこの方は血液像を精密検査で調べたいいのではないかと云うような指示をすれば、かなり御期待に沿えるようになっていのではないかと考えております。

○内藤功君 いまの点については、昨年の四月の十四日に被爆者の団体の方々から当時の田中大臣に対していろいろ具体的な細かい要求が出されておるところであります。なお、この問題は、法案の審議の際にも引き続き質問し、議論をしていく中に入れておきたいと思つております。そこで、次の問題として私が伺いたいのは、全国の寝たきり老人、高齢者であつて長期間自宅で臥床を余儀なくされておる、いわゆる寝たきり老人の方に対する訪問看護の問題であります。いろんなむずかしい問題がありますが、困難な条件を乗り越えながら、これに対する訪問看護というところが、各地方自治体でいろんな形ではあるけれども、ずつと行われてきております。東京都では、五十二年度から六区六市で行われようとしておる。これには自治体が直接管理する場合、自治体が保険証に明示、指導してやるような場合、それ

から医療機関に委託して行うような場合、いろんな形が存在をしようと思つておりますが、いま大きなやっばり一つの患者、医療機関、さらに福祉担当者の中での要望になり、世論になつてきているとは否めないだろうと思つておる。それで伺いたいのは、厚生省としては、こういう高齢者で、いわゆる寝たきり老人と言われる人の数、実態、これをどうふうにか把握をしていられしやるか。それから、それに関連をして、いま全国で看護婦さんの資格を持っていながら実際には仕事をしていない、労働時間の関係だとか職場のいろんな労働条件の関係で就労できていないが、仕事はできるけれども就労していないというふうな人は大体どのくらいの数に達しているか、というふうにお考えか、そういう実態の認識をまず伺いたいと思つております。

○政府委員(菅根田都夫君) まず、寝たきり老人の数でございますが、ここで寝たきり老人と私も言いますのは、おおむね半年以上床につきまわりの老人の意味でございますが、四十七年の実態調査の結果、全国約三十五万人と推計いたしております。

○政府委員(石丸隆治君) 看護婦の就業状況でございますが、これ新しい数字がちょっとないので恐縮でございますが、昭和四十八年、厚生行政基礎調査による数字でございます。これは推計数字でございますが、当時看護婦総数五十二万六千人でございまして、そのうち現に看護業務に従事している人数が三十四万六千人でございまして、他の業務に、看護業務以外に従事している者二万八千人、いわゆる潜在と考えられる人が十五万二千人という、こういう状況になつておるところでございます。これは毎年末で就業者の数だけわけられとつておるわけでございますが、それでは五十年末におきます看護婦の現在就業している人数は三十九万五千人という、こういう数字になつております。

○内藤功君 こういふ三十五万人のいわゆる寝たきり老人の方が厚生省の数字でもある。一方にお

いて、約十五万人というお調べですが、看護婦の資格を持ちながらいわゆる潜在看護婦の方がいる。この結びつきを一つは考える必要がある。潜在看護婦の方全部が働ける条件じゃないと思うんだけれども、看護婦さんの仕事をやめてからまだ日が浅い人だとか、それから健康状態がいい人、年齢が比較的高齢でない人という人を選んで、国の適切な指導のもとにこういう寝たきり老人の方々のお世話をするということが非常に大事であると思うんですね。私は、いろいろ実際に当たった人の話を聞くと非常に大変な、たとえば体をふいてあげる、それから沐浴といいますが、入浴をさせてあげる、それから褥瘡といつて床ずれの手当てをしてやる、それから薬は飲んでいられるかどうか、食事はちゃんと食べられていられるかどうかという面だけじゃなくて、精神的な面の看護が非常に大事だといふんですね。家族と特にならなくて、いろいろかどうか、病気が闘病意識といふか、いろいろものほちゃんとして持っているかどうか、それから家族は寝たきりの人が一人いますと、私の知り合いにもいるんですが、その人中心に仕事の時間をつくり、それから家族の買物の時間をつくり、生活の時間もそれ中心に動いていく。大変なこれ問題があるわけですね。そういう問題はやっぱり看護婦さんのきめ細かいところでもってお世話をし、解決していくと。しかし、これがうまくいくと非常に家庭が明るくなり、本人の病状もよくなるという事です。これは医療政策上はぜひやっていかねばならぬことだと。この必要性についてはどのようにももちろん認めます。これは局長と大臣に一言ずつお願いしたい。

○政府委員(石丸隆治君) 寝たきり老人、特に在宅老人に対してどういふ方策をとるか、先生御指摘のとおりでございます。やはり寝たきり老人に対してリハビリテーションと申し上げましょうか、やはり起きて動くという意欲を持たせるといふ、そういうことが必要でございます。そのほか臨床看護の面で先生御指摘のような面で行

な仕事があるかと思えますが、特に意欲を持たせるといふようなことで看護婦さんの能力を活用するといふことは必要だといふふうに考えておるところでございます。

看護婦の問題は、これはこういった訪問看護だけでなく、病院勤務の看護婦も非常に現在人員不足でございます。潜在看護婦の能力活用という点については全般的な問題でわれわれ考えておるところでございます。特に潜在看護婦になる一つの大きな原因として保育問題が、赤ちゃんの保育の問題があるわけでございます。こういった点、院内保育所を設置するといふようなことで、離職を防止すると同時に、またその保育のために職を離れている看護婦さんに戻ってきていただくというのを考えておるところでございます。

特に潜在看護婦さんの能力を掘り起こすというよな意味でナースバンクの予算を取っておるわけですが、この潜在看護婦さんを登録して職業あっせんをするといふような点を考えておるわけでございますが、特にそういう潜在看護婦さんは病院には勤務できないけれども、在宅でそういう医療機関からの委託を受けて訪問看護等をやるといふようなことはできるかと、できる人も多かろうかと思っております。そういう点、看護婦対策全般の一部としてそういう点、さらに今後検討してまいりたいと思っております。

○内藤功君 ところが、実際には国がまだこれに対して責任持って乗り出してきていない。いま一生懸命やっているのは自治体ですね。今年度から板橋区とか江戸川区とか大田、品川、新宿などが東京都では区で始めましたが、こういう区だとか、東大和とかいう市、あるいは横浜だとか、長野県でもやっておると思うのです。北海道とかね、というところの地方自治体にも任せられておる。こういう乏しい予算の中で非常な苦勞をし、創意をもってやっておる。それから一部の民間医療機関でこれが献身的にやられておる。これはどうしてもこの勢いは、お年寄りの医療費の無料化問題もそうでしたが、自治体から出資するのはあ

程度やむを得ないとしても、もう国の出番じゃないかと思うのです。国が出てこなければ、こういう自治体や医療機関はもう本当に限界なんです。力の。私はあちこちでその話を聞く。国がどういふふうに出ていくかというの、いろいろな法制上の問題、予算上の問題、これはわかるが、まず第一歩をどこから開くかという問題。まず、私は昭和五十年の厚生科学研究で、たしか若松栄一さんという、これは元の公衆衛生局長、あの人がたしか訪問看護の研究をやったように私は物の本で見てもありますが、この研究は完成したんです。この研究の内容というのはどういふもので、せつかくこういう研究したんだから、ぼくは厚生省に仕事をやらせる面であらうから、この研究はどうなっているのか、これをもとにどういふふうにやっていくのか、そこからまず聞きたいです。

○政府委員(曾根田都夫君) 若松局長の研究の結果の詳細は存じておりませんが、この訪問看護に対する国の姿勢という点では、実は五十二年度予算との関連でも部内で議論があったのでございまして、先ほど先生御指摘になりましたように、訪問看護、いま幾つかの都道府県、地方公共団体でやっておりますけれども、実施主体がいろいろな形態に分かれておる。まず実施主体がどういふふうな、国が統一的にやるとすれば、実施主体はどう考えたらいいかというところが一つ、それからいま行われておりますのは保健婦あるいは看護婦が主力となった訪問看護ですけれども、その訪問看護の業務内容を具体的にどうするかという問題、これとの関連で主治医との関係をどうするか、実はそういう問題につきましても少し詰める必要があるんじゃないかというふうなこともございまして、それから先生御指摘のように、老人医療無料化問題、いま見直しの作業ということで、省内の老人保健医療懇談会で御検討しておりますけれども、実は訪問看護の問題はこの懇談会における討議事項の重要な一つの柱でもございまして、したがって私どもは先ほどの残された問題の詰めをさらに重ねまして、本年度中には訪問

看護について国がどういふ態度で助成その他を考えるか、これについては実は結論を出したいといふふうに考えております。

○内藤功君 そうすると、本年度内にどのように国が助成をするかということ、本年度じゅうに結論を出したいということまで来ているわけですね。

○政府委員(曾根田都夫君) 老人医療無料化問題の見直しは、もともと本年度内を目途として作業を進めておりますので、当然この訪問看護をどうするかというものはその重要な一環でもございまして、私どもとしては本年度内にこの問題についてある程度めどをつけたらいいという考えでございます。

○内藤功君 ただ私は聞き間違いでなければ、老人医療の見直しということが福祉の後退、つまりせつかくこの全国の老人の方と全国の医療機関の方々の力で、そして国民的な支持のもとにできてきた無料化の有料化への逆行ということになることについては、これは私どもは断じて聞き逃すわけにはいかない、見逃すわけにはいかないということをここで申し上げておきたい。

もう一回本論に戻りますが、この訪問看護についていろいろ実施主体の問題とそれから医師との関係、そのほかにも言われた、この二つが主な問題のように言われたんですが、これは実施主体の問題はいろいろな形が地方によってあってもいいと思っております。実施する初期の段階では、とりあえず実施をする都道府県に補助を与える、国の予算の中で補助を与える。私はざっと計算してみましたが、全国で三十五万人のうちとりあえず看護婦の緊急の派遣を要する人を三分の一として十万人としてみる、十万人、試算です。専門のあなたの方にやってもいい。そして大臣はいですか、一回五千円と、これはどういふ名目かはいろいろ問題あるだろうが五千円、とにかく予算を計上する。そうして月に四回行っていたら、すると十二月、十万人掛ける五千円掛ける四回掛

る十二月。これは全く素人の一議員の試算であり
ますが、そうすると二百四十億というものがこれ
出てくる。専門家から見るといろいろ突つくと
ころあるでしょうが、考えりゃ幾らでも考えられ
る。二百四十億というのはこれは厚生省の予算の
中でも、救急医療費の予算の倍あればできるん
ですね。そしてこれを計上していく。とりあえずこ
ういう形で助成していく、補助していく。そうし
て、その次の段階では実施主体をだんだんそろえ
ていく。公的扶助の実施、さらに社会保険の中に
織り込んでいくという方法も先にいけば考えられ
るのかもしれない。そういう段階を置いた考え方
があると思う。そこで私はお伺いしたいのは、現
在厚生省としてここで言える範囲でいいけれど
も、いろんな研究はしてきたらどうかと思う。ど
ういうような到達点にあるかというのを、も
う時間ないから最後に聞いておきたいのは、どう
いう到達点にいま来ているかということをもう少
し詳しく聞きたい。あと、これから検討し調査し
ていきたいエックスの部分、残りの部分はここと
こことここだという部分はどこなのかというの
を、もうちょっと詳しく言ってもらいたいです。

さっきの答えだと去年金子満広前衆議院議員に対
して、三木総理大臣の名前で出た答弁書から余り
出ないわけなんです、出ないわけなんです。去
年から一年たっているんだから、どういふところ
をいま話して、どういふ研究をしていて、
どこがいまエックスになっていっているかというこ
ともうちょっと局長詳しく言ってくれないです
か。

○政府委員(會根田都夫君) 実は先ほど申し上げ
ました老人保健医療問題懇談会の審議が、来月あ
たりからそろそろ核心に触れる御審議を願うこと
になるのですから、私がここで具体的なことを
申し上げるのはいかかかと思いますが、たとえば
先ほど御指摘のありました実施主体の問題、これ
はなお検討の余地があるというの、単一の実施
主体を想定してではなくて、結果として御指摘の
ようにあるいはいろいろな複数の実施主体がやっ

て適当な場合も当然あり得ると思うんですけれど
も、そういう問題も含めて、これから核心に触れ
る実は論議に入っていきますので、それ以上具体
的なことは差し控えていただきたいと思うの
ですが。

それから、当初お話のありました若松元局長、
これも実は懇談会の有力なメンバーでございま
す。
○内藤功君 実施主体はある程度複数であって
も、過渡期の一時期においてはそれを認めながら、
多様性を認めながら、国の補助というものを考え
ていくべきだと重ねて私は一つの方法として申し
上げておきたい。
それから、さっきちょっと言われた医師との関
係は、医師法十七条のことを言うんじゃないかと
思うんですが、医師法十七条、医師でないとい
業ができないという条文でしたね、たしか。そこ
らあたりの解釈は、私はもう都道府県市町村で現
実にやっているということ。それから、医業を医
師以外がやらぬということなんです、これは。要
するにせ医者を取り締まる法律でしょう、これ
は、十七条というのは。私はこれ、医師法は素人
ですけれども、法律は素人ですけれども、思うん
です。これは医者以外のにせ医者がやっちゃい
けない。看護婦さんなり保健婦さんなりが医者の
大きな一般的な指示、指導のもとに行くというこ
とは、これは医師法違反じゃないでしょう。です
から、これはさっきの質問のように、医師会が何
と言いかわからないけれども、これは言いがかり
だと思えます。これは問題ないと思うんです、
これは。われわれの言っているのも医師の指導と
いうことを否定するんじゃないんだから、医師の
指導指示のもとに看護婦さん、潜在看護婦さんの
力量を発揚するということですから、これは問題
ない、これは言いがかりだと思えます。これは
きちんとして、きっぱりとした法的解釈の態度で当
局は臨んでもらっていいんじゃないか。余りここ
ばかり強調すると問題がそれるけれども、ここは
そう思うんですが、それはどうです。

○政府委員(石丸隆治君) 訪問看護の問題は、こ
の老人医療の問題だけでなく、すでに実績とい
たしましては結核医療の問題あるいは母子衛生の
問題で、すでにいろいろな事業においてそういう
た訪問看護の実績があるわけでございまして、そ
ういう意味においては医師法十七条の問題とは直
接の関係はないというふうに考えておるところで
ございます。ただ、その個々の行為については、
またいろいろな問題があるかと思いますが、原
則的には医師の指導のもとに診療介助という行為
の場合には、これは看護婦業務として割り切れる
わけではございません、医師法の十七条に抵触す
るものではないというふうに考えております。

○内藤功君 そうすると、いまやっているのは何
というところでやっているんです。この結論
がいま核心に触れているというの、もう一回
言ってください。

○政府委員(會根田都夫君) この懇談会は、いま
までは諸外国の制度、国内制度の問題点その他あ
るいは老人医療を現場で担当しております関係者
からの事情聴取、そういったことに主としていま
までの審議を割いてまいりました、これからいよ
いよ本来の問題点、それぞれの項目について議論
を進める段階になっておりますので、そういう意
味でいわば委員の本格的な論議がこれから始まる
という意味で申し上げたわけでございます。
○内藤功君 私はこれをぜひ老人医療を後退させ
ない、お年寄りの医療を後退させない、これがた
とえば老人医療費の一部有料化というものと込み
になって出てくるというふうなことは、まずこれ
ははっきりそういうことがあってはならぬという
ことを申し上げておきます。そうして、いまこの
制度をぜひ実現するために厚生省の一段の努力を
願いたいと思うんですね。私はさっきから言っ
ていますように、こういう寝た切り老人の方を救う
ということの責任は、さっきから法律上の
責任についての議論がはなはだはつきりしていま
せんが、大臣、やはり国の責務だということをは

きりと頭に置かれて、これについて訪問看護、寝
たきり老人の訪問看護の問題について、積極的な
前向きなやっばり姿勢を示してもらいたいと思
うんですが、最後に大臣のこれについての決意、抱
負などを伺いたいと思っております。
○国務大臣(渡辺美智雄君) 貴重な御意見ござ
いますから、十分参考にして審議を進めたいと思
います。

○内藤功君 ほかの問題もあつたんですが、
ちょっと時間の関係で、政府委員で来ておられ
質問できなかった方にはお呼びします。
○委員長(上田哲君) 質疑を続けるに先立ちまし
て、この際傍聴人と盲導犬の取り扱いについて御
報告を申し上げます。
過日、当委員会の理事会におきまして、柄谷委
員から、当委員会において盲導犬の問題について
質疑をしたが、その際、盲導犬を伴った目の不
自由な方の委員会の傍聴を希望されておられるの
を許可してほしい旨の発言がありました。協議の
結果、目の不自由な方と盲導犬との密接一体関係
を配慮いたしまして、これを認めることにいたし
ました。

なお、議院運営委員会理事会におきましても、
本問題につきまして協議を行い、一般的な問題と
してはなお検討を要するが、今回の社会労働委員
会の件については、これを前例とせず、試行的な
意味で、社会労働委員会理事会の決定どおりとす
る旨、決定いたしました。
よって、本日の委員会に柄谷委員の御紹介によ
り盲導犬の傍聴の申請がございましたので、委員
長はこれを許可いたします。
それでは、ひとつ御苦労ですが、関係の方、盲
導犬をよろしく。――丁寧に扱ってください。大
丈夫ですか。落ちつきましたか。――じゃ、質疑
を続けます。
○柄谷道一君 質問に先立ち、一言お礼を申し上
げます。
本日、私が当委員会で盲導犬問題を質問するに

当たり、三名の視覚障害者の方々が傍聴を申し出ましたところ、傍聴規則など種々の観点から盲導犬の帯同について意見がありました。盲導犬は第二の目であり体の一部であるという配慮からこれが認められました。これは多くの視覚障害者に希望と勇気を与えるものであり、議連及び当委員会の委員長及び理事の方々の温かい御理解に、心より敬意と感謝の気持ちを表明したいと存じます。

厚生大臣、あなたはアイメイトという言葉を知りだと思えます。それは人と盲導犬、盲導犬の使用者同士という縦と横の連帯関係を愛情と信頼を込めて述べた言葉であります。私はある書物で身障者の方の、「自分たちは守られた障害者ではなく、自分と闘う障害者であり、障害者を普通人と同様に扱う社会の温かい敵しさにこたえ得る自分自身の自立する心を持ちたい。」という言葉を読みまして、深い感銘を覚えたことがございます。視覚障害者が精神的に独立し、勇気をよみがえらせ、社会復帰を可能とするために、その基本となる歩行の自由を回復させる、そのための盲導犬の普及は福祉政策の重要な柱の一つであると思えますが、大臣の所信をお伺いいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) たいまアイメイトについてのお話がございましたが、私もさように心得ております。日本の住宅の構造、あるいは東京のような交通事情、こういうようなところから、非常に盲導犬の問題についてはこれを普及させることは困難であると思えますが、しかし、そういうところばかりあるわけじゃございませんので、その他の地域においては盲導犬の利用というものは今後新しい分野において検討をしてみたい、かように考えます。

○柄谷道一君 統計によりますと、全国の視覚障害者の数は二十五万人に及んでおります。私にはもちろんこれら一般の視覚障害者に対する福祉の施策は一層拡充しなければならぬと思えます。しかし、この問題につきましては改めて質問の機会を得ることとして、今日は盲導犬問題に限りた

と思うのであります。

全国で盲導犬使用可能な盲人は二千人であると言われております。しかし、昭和五十一年十二月末の盲導犬の実働数は百八十八頭にしすぎません。これはアメリカ、ドイツ、オーストラリア、オランダ、フランス、イタリヤ等、盲導犬が普及している国と比べ、余りにも少ないと言わなければなりません。これは、昭和十四年にドイツから四頭の訓練済み盲導犬を民間人が輸入して陸軍に献納し、戦軍人がこれを使用した。その死亡後、盲導犬は絶えたまま敗戦を迎え、その後も盲導犬事業が特殊の公益法人の献身的な努力やボランティア運動で支えられ、国がこれに対して何らの助成、補助もしなかつた行政の姿勢によるものだと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(曾根田都夫君) 盲導犬の普及につきましての国の責任のお話がございましたが、決してまあ国の責任を逃れるわけではございませんが、やはり先ほど大臣が申し上げましたように、諸外国と日本の場合の住宅その他、やはり生活様式の相違、交通事情、そういうことがこの普及の大きな妨げになったのであって、もちろんこれから大いにこの普及を図る、その場合にわれわれとしても十分御援助しなきゃならぬと思っておりますけれども、普及それ自体はやはり先ほどのような理由がその背景にあるのではないかとこのように考えております。

○柄谷道一君 私はその社会の背景そのものをまきり否定するものではございません。しかし、盲導犬事業の二本の柱は、盲導犬の育成と指導員の養成であります。盲導犬の育成は、使用犬種はドイツ・シェパード犬、ラブラドル・レトリバーを主体としたしまして、生後一年ないし二年二カ月の素質のあると思われるものを音響テストをして可能な犬を購入する、その後八カ月の各種訓練を行う必要がございます。百八十八頭の実働犬数中百一十一頭を養育しております財団法人東京盲導犬協会の昭和五十年年度の収支決算表によりますと、一頭当たりの育成実費は八十万円以上に及

んでおります。しかも、この法人は理事長個人の土地、預金等の私財の寄付を基礎として設立され、全く営利行為を行っておりません。それでもこれだけの経費を要するのであります。東京都、横浜市、川崎市、埼玉県などの地方自治体の委託費による場合を除きますと、法人や個人の寄付によつて収入の多くが賄われて、盲人個人が盲導犬を購入しようとするれば一頭目で十五万円、二頭目で九万円を負担しなければ事業の存続が不可能でございます。私は、こうした実態、視覚の障害者にとつて十五万円の購入費というのはきわめて大きな額でございます。しかも、飼育費、犬舎、犬の健康管理費等を考えますと、その経費の負担は莫大であります。しかも、盲導犬の実働期間は六年から九年。十年もすれば定年となります。ドイツでは盲導犬が健康保険で購入できると聞いておりますし、アメリカでは福祉財団経営の訓練校から安価で供給される点も聞いておりまして、全アメリカで一万一千頭が活動して聞いておりまして、これは確かに行政の姿勢がまだそこまで届かなかつたということの意味するのではないかと、こう思うのであります。いかがですか。

○政府委員(曾根田都夫君) この盲導犬の關係事業に対する国の助成について、これまで全く議論がなかつたということでもないようでございますが、そのような議論が内部で行われたこともありませんが、やはりまだ、これは結局はPRの問題にならうかと思つてなすべき事業が多くあるわけでございますから、そうした場合に国の助成のいわば優先順位といえますが、重点といたしますか、というふうなことで、どうも時期尚早というふうな議論がなされたようでございますが、要は、やはりこれから本場に事業が盲人福祉のために必要であるという中で、積極的な普及を図るという意味において、国も応分の援助をすること、これは当然将来の方向としては考えなければ

ならないのではないかとこのように考えております。○柄谷道一君 指導員の養成は、大臣、三年間の養成期間とその後の二年間のインターンを必要とすると言われております。しかも、その待遇は、さきに私が述べました東京盲導犬協会の場合の決算書を見てみますと、訓練士一人当たり年間賞与を含めて百十三万八千八百円でございます。私は、この盲導犬の育成訓練事業は、ごま福祉に対する訓練員の使命感によつて辛うじて支えられておると、こう言つても差し支えないと思つております。ただいま局長からのお話もございましたけれども、大臣として今後の温かい国の助成措置というものについて前向きのお答えをいただきたい、こう思うわけであります。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 先ほどからお答えをいたしておりますとおり、日本の場合はいろいろな背景が、住宅が土足で上がれないとか、それから非常に狭いとか、あるいは都会の交通事情がきわめて激しいとか、いろいろな事情がありますから、国が普遍的に全国に普及をさせるということろまではなかなかいかならないと思います。それからもう一つ、何て言いますか、犬に対する一般の人の理解ということも足りない。そこで、私としてはせつかく非常にいいお話だと思つて、国が助成をして全国的に広げるといふところまではなかなか踏み切れないのではないかと。しかし、しかし御提案というものはやはり場所によつては非常に有効に働いておるといふ事例もあるようにございますし、各国の状況等も調べ、それから現在日本でやつておる事情等も検討いたしまして、これは試験的に明年度何らかの形で、国が直接持つかあるいはいろいろさういふところ寄付をしていただくことをあつせんをするといふこともございますから、何らかの形でこれは費用の問題等も絡むこととございますが、それは育成をする方向でやりたいと、そういうふうにお約束をしてもよいと思つております。

問題点は、盲導犬の運輸機関の利用が制限されて
いるということであり、国鉄につきましても、
旅客営業取扱基準規程第四百条の第四号によりま
して、駅長が列車等の状況により、運輸上支障を
生ずるおそれがあると認められた場合を除き、全国盲
導犬協会連合会に登録された盲導犬であつて、
ハーネス（引具）によりつなされたものであると
き」は無料で乗車ができる、こういうことになつ
ております。しかも、この場合、従来は慣例とし
て氏名、犬名、地区、卒業番号などを新卒、削除、
住所変更の都度旅客局長に届けておりましたけれ
ども、質問をめぐつての事前折衝の中で、国鉄当
局は今後この手続は不要であり、携行している証
明書——皆これを持っておられます、大臣。この証
明書の提示によりまして乗車ができるようにした
といふ国鉄当局からの明確な答えがございまし
た。しかし、その他の運輸機関は協会が各社と個
別に乗車願いと念書を提出しまして、契約を結ば
なければ乗車できません。現在、利用できるのは
航空関係は日航、全日空、東亜国内航空。公営の
電車、バス、地下鉄は東京都のほか八市。私鉄は
首都圏十三社、近畿地区六社、その他の地区八社。
バスは協会傘下の全社の利用ができるものは七都
県、個別九社。タクシー、ハイヤーになりますと
静岡県個人タクシー協会と、長野、石川両県のハ
イヤー協会があるのみでございます。いま大臣は
東京の中心地は交通が錯綜していると、こう言ひ
ましたけれども、私鉄とかバスが自由に乗せてお
りますのはむしろ首都圏及び近畿圏なんです。そ
ういふ地域に比べてもっと交通状態がいい地方
が、むしろ乗車を制限している。これは理解のま
だなさといふこと以外の何物でもないと思つて
います。私は盲導犬は第二の目であり、生きたつえで
あると思ひます。運輸省令の改正等によりまして、
私は少なくとも国鉄並みに全面的にその乗車を認
めるべきではないか、こう思つておられますが、
当局の御意見を伺ひます。

○説明員（沼越達也君） 御指摘のとおり、国鉄に
比べまして地方の私鉄、バス等におきまして事前

連絡を必要といたしましたり、あるいは盲導犬に
口輪をするといふような条件を加えたり、いろい
ろ利用上の条件が厳しくなつておるようござい
ます。この件につきましても、やはりその地域社
会の理解という問題もあると思ひます。しかし、
まあ視覚障害者の行動範囲の拡大という見地か
ら、私どもの方としまして十分実情を調査いた
しまして、しかるべき措置をとりたいと思つてお
ります。

○柄谷道一君 これは厚生大臣にお願ひしておき
たいんですけれども、この前、福岡で御両親が亡
くなられた。東京の私鉄は乗れます。新幹線も乗
れます。福岡に着きます。そうするともう福岡の
駅に着いた途端に、後は民鉄も、バスも、タクシー
も一切乗れないわけです。そこで、やむを得ず再
び新幹線に引き返して来たという事例もございま
す。私はこのような実態を考えますならば、いま
前向きな答弁がございましてけれども、ひとつ国
務大臣として運輸当局と十分話し合ひを願ひま
して、国鉄でもう実験期間の五年間何事故が起
きてないんです、こういう実態の中で、私は速
やかに行政姿勢として国鉄に準ずる体制がとられ
るべきだ、これを阻む理由はもう全くない、こう
思つておられます。大臣の善処をお願いしたい
と思ひますが、いかがですか。

○国務大臣（渡辺美智雄君） 国鉄において実験を
して何ら支障もないといふようなことございま
すので、やはりこれは理解の問題でございませ
ん、理解をしておらうように、厚生省は福祉の心
でやると言つておらうから、私は、ですから
運輸大臣にも、それはひとつ私鉄の方に乗せても
らうようにあなたから言つてくれといふことを私
からも要請をいたします。

○柄谷道一君 第三の問題点は、公共施設やホテ
ルの利用が制限されていることでございます。去
る四月十二日、衆議院に對しましては、全国盲導
犬協会連合会の方から、公共施設への自由な立ち
入りをお願いしたい旨の請願が出されてお
ります。私は、たとえば大阪の厚生年金会館でチャ
リティショーが開かれた。盲人の方がそのチャ
リティショーに出席するために向きましたと
ころ、厚生年金事業団の管轄するこの年金会館に
おいても入場を拒否された。また盲導犬を連れて
外国の方が来日しようとしても、ホテルの受け入
れが困難であるといふことで、これを断念いたし
まして、日本の視覚障害者に対する理解の薄さ
といふものについて嘆かれたが、その来日を断念
された。こういうたくさん事例を聞いておりま
す。私は公共施設はもう厚生省の決断いかんの問
題ではないかと、こう思つております。またさ
らにホテル協会、ホール協会等とお話し合ひを
願ひまして、ぜひこれらの制限の撤廃に御努力を
願ひたい、こう願つておられますが、いかが
でございますか。

○国務大臣（渡辺美智雄君） 私は突然の話なの
で、盲導犬をホテルに入れるといつても、どうい
うふうか、それはやっぱり排他もすることだろ
う、どういふふうかそれを処置しておるか、よ
くわかりません。わかりませんので、いまここ
こうするといふことはお答えできませんが、外国
等でもやっておることもあるようですから、そ
ういふところもよく調べて、やはり支障のないよ
うな形で、極力それは目の不自由な方に協力をし
てもらうようにそれはお願いをしてみたい、かよう
に考えております。少し調べさせていただきます。

○柄谷道一君 第四は、道交法の問題でございま
す。きよりの傍聴者を見てもおわかりのように、
革製のハーネスをつけた盲導犬は主人の左側
について、パイロットとして行動いたします。し
たがって、左手は常にこのハーネスのために使用
しなければなりません。しかし道交法の第十四条
で、盲人は白杖の携行が義務づけられております。
すると、右手には白杖を持たなければならぬ。私
のすぐ近くに訓練所があるわけでございますけれ
ども、雨が降つたら一体かさはどうして差すんだ、
荷物があつたらどうして持つんだ。いまはかさも
持てない、荷物も持てないというのが実態でござ
います。私は現在の道交法は全く盲導犬のことを

りますので、今後、たとえば盲導犬とはどういうものか、あるいは盲導犬の育成ないしは体系的な教育といったものが法制的に十分確立されてきて、しかも運転者から見て盲導犬とそれ以外の犬との区別がつくというような形になりました場合には、前向きに各施策とあわせて検討してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○柄谷道一君 ぼくは、全国の盲導犬協会連合会はその定義として、「国又は自治体が認められた公益法人に於て、五年以上の経験のある指導員により充分訓練された犬が、使用する盲人と共に、法人の定める四週間以上の歩行指導を修了した後、ハネスをつけ、使用者証を所持した使用者本人と歩行する場合に盲導犬と云う。」という定義がもうすっかりできるのではないかと、「盲導犬としての課程を修了しても、ハネスをつけていない場合、又は歩行指導を受けた使用者以外の人が伴った場合は盲導犬と認めない。」これはもうはっきりしておるわけです。これは施行令に入れられるわけです。しかも、運転者の識別ということでもございませぬけれども、たとえば専門家によって白色の夜光テープをハネスに装着するという方法をとれば、容易にこれは識別できる問題でございませぬ。要は、私は現在の道交法は作成した当時、やはり盲導犬という意識がなかったという点に由来するのではないかと。もうこれは法改正は決断の問題だと思ふんですね。いまさら定義がどうだ、識別はどうだ、こういうことを言っているもう状態ではない。速やかにこういう点は厚生省と警察庁が詰めて、厚生省の指導もいただきながら、やはり現実にかさも差せないということは大変ですから、ぜひ道交法の改正を急いでいただきたい。もう再度お願いしたいと思います、大臣いかがですか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) まあ、法律のことですから、それは必要に応じて改廃すればいいのであって、そこが警察庁の方は安全の問題とかいろいろ考えて、いま言ったようなことをむしろ心配をして言われたことだと思います。しかしながら、

根本は盲導犬というものは恐らく考えてなかったでしょう、正直のところ。ですから、これが普及をするということになれば、当然それらは改正をされなきゃならない。私からも警察担当の大臣にそれはお話しをしてみます。いづれにいたしましても、よく勉強をしておられますから、早急に勉強をして、それで御要望の趣旨に沿うように、できるだけ、それは目の不自由な方は非常にお気の毒な方ですから、その方々を守っていくように厚生省としては指導的立場で働きかけてまいるつもりでございませぬ。

○柄谷道一君 第五番目は、検疫の問題でございませぬ。検疫法によりまして、盲導犬といえども、これを連れて外国旅行し帰国した者、または盲導犬を連れて来日する外人、それにつきましては三週間ないし六カ月係留されることになっております。いわばその間目を奪われるわけにございませぬ。私ももちろんわが国に狂犬病の侵入を防がねばならぬというこの防疫上の視点はきわめて重要である、これは否定はいたしません。しかし、盲導犬というのは絶えず主人と生活をともにいたしておりまして狂犬病の危険が少ないこと。また同時に、異常を発見すれば直ちにその飼主にはわかっているわけにございませぬ。しかも、予防注射、健康管理等は十分に行われておるわけにございませぬ。したがって、私は防疫、いわゆる検疫という重点は重点として踏まえながらも、いわゆる視点が体の一部であり目である、こういう視点が立つならば、何らかの特例の措置というものが講ぜられてしかるべきではないかと。たとえば、自宅に保留してそして一定期間に報告をする義務を課すとか、チェックはチェックとしての方法を厳重にすることとあわせて、やはりその期間といえども、三週間、半年これ目を奪われると大変でございませぬから、特段の措置というものが配慮されてしかるべきである、こう思うんでありますが、いかがでございませぬか。

○説明員(新井昭三君) わが国におきます狂犬病の発生は、戦後は昭和三十一年を最後といたしま

して、その後全く発生を見ていない状況でございませぬ。わが国は世界でも数の少ない清浄国ということに相なっております。海外からの狂犬病の侵入を防止するために、すべての輸入する犬につきましては検疫を実施しております。これは先生御承知のとおりでございませぬ。その検疫のための係留期間といたしましては、輸出国におきます狂犬病の発生の有無、あるいは輸入犬についての狂犬病の予防注射の時期、こういうふうなものであるが、本病があらゆる哺乳動物がかかるという病気でございませぬ。しかも感染し発病した場合にはその致命率が高くて高い、一〇〇%死ぬと、こういうふうなこともございませぬ。そのために非常に厳しい検疫措置をとっております。このために非常に厳しい盲導犬につきまして特にその係留期間につきまして、例外措置を講ずると、こういうことは困難ではあるうかというふうなことを考えておる次第でございませぬ。ただ、先生いま御指摘ございましたように、自宅保留というお話がございました。これは狂犬病の防疫上差し支えない範囲で、家畜防疫官が適当な方法を指示いたしました。狂犬病が広がらない範囲内においては自宅保留ということも認めておるわけにございませぬ。

○柄谷道一君 私、狂犬病非発生の特定期間、これは世界で十二カ国ございませぬ。そういう国へ行つて帰ってくる、この場合は現行法でも十二時間以内の保留ということになっております。まあ狂犬病発生地帯に行つてないわけですから、これは十二時間の時間をできる限り短縮して、視覚障害者に対する便宜を取り計らうべきであらうと思ひます。その他の問題につきましても、私は自宅保留などの活用によりまして、防疫上の視点と、さらに視覚障害者の福祉という視点と、これの調和を図る必要があると、こう思うわけにございませぬ。時間が私三十分制限されておりますので、まだまだ申したいことは数多くあるんであります。最後に大臣にお伺いしたいことは、私は視覚

障害者の苦しみは、読めない、書けない、歩けない、これが三つの苦でございませぬ。ところが、第一の読めないというのは点字である程度解消されます。書けないという問題についてはかなタイプで解決をされつてございませぬ。また、録音機やオプタコンでも補われております。しかし、第三の苦しみである歩けないというこの苦しみからは解放されておられません。私は盲導犬というものは、視覚障害者にとって行動の拡大、独立心の育成、健康の増進、不安感の除去、さらに社会復帰、こういう意味で極めて重要な意味を持つておると思ひます。しかし、わずかな質問の中で指摘いたしましたように、わが国にはまだ各般の面において、今日まで率直に盲導犬に対する行政上の配慮が目が届かなかつたというのが率直な実態であらうと思ひます。今後、國務大臣として、これらの問題解決のために大臣としての善処方について力強い確約を求めまして、私の質問をこれで終わりたいと思ひます。大臣の御所信をお伺いします。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 大変現実的な実務的な御提案でございませぬ。いろいろ各省間にまたがるむずかしい問題もあるようございませぬが、そういうふうなことも調整をして、御趣旨が実現できるように最大限の努力をしてみたいと思ひます。

○柄谷道一君 質問を終わります。

○委員長(上田哲君) 立たれたついでに大臣、委員長から、よけいなことなんでしょうが、初めてのことをやったんで、それに乗らしてもらつて一言申し上げたいのは、呼び方なんです。盲導犬という言葉は、何か法制上の経過があるのかもしれないけれども、その言葉自身が大変社会的に問題にもなつておる。私は大臣に一つ敬意を表するのは、目の不自由な方ということをやつてお使ひになつておられて、これは大臣いいと思ふんです。で、その言葉の使ひ方というふうなことは、ひとつ統一をしるというふうなことは、いろいろなことを考へてみるというふうなことは、こういう機

ます。

健康診査の結果に基づき、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかっている疑いのある者が、必要な診療を受けることができるようにするため、医療費の支給等の援助を行うことといたしました。

第四には、妊産婦ホームヘルパーの派遣であります。

日常生活あるいは乳児の保育の上で必要と認められる妊産婦の家庭にホームヘルパーを派遣することといたしました。

第五には、家族計画に関する施策であります。

家族計画に関し、相談に応じて必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて受胎調節のための器具、または医薬品を交付することといたしました。

第六には、母子保健のための地域組織の育成等あります。

母子保健に関する活動を推進するため、母子保健推進員を置き、地域組織の育成を図ることといたしました。

第七には、母子保健施設の充実であります。

従来の母子健康センターは、母子保健センターと改称し、従来の助産事業中心から本来の保健指導業務を中心にするともに、家族計画に関する業務も加え、名実ともに母子保健のセンターとし、市町村に設置することといたしました。

また、必要に応じ、安静を必要とする妊産婦の休養、乳児の養育を目的として母子休養施設を設置できるようにいたしました。

第八には、市町村長の事務の拡大であります。

以上のような各施策がきめ細かに実施されるよう、都道府県知事から市町村長にその事務を移行いたしました。

第九には、助産婦等の専門職員の確保であります。

国及び地方公共団体は、保健婦、助産婦等の専門職員の養成に努めるとともに、現在の職員に対しては研修の実施に努めることといたしました。

最後に、その他、調査研究体制の整備及び安全な出産を確保するための体制の整備等に対しても、国及び地方公共団体が努力すべきことといたしております。

なお、わが党の医療政策としては、将来出産費については疾病と同様、すべて医療保険の現物給付で行うこととする所存であります。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に児童福祉法の一部改正案につきまして、その提案理由と概要について御説明申し上げます。

国の将来はその国の児童を見よと言われているように、子供の健康を守り、丈夫に育てるということは、家庭の幸福にとっても社会の繁栄にとっても重要なことは申すまでもありません。まず、健康な子供を生むことであり、そのためには母性の健康管理が第一であります。また、児童の健康診断、保健指導並びに医療給付を徹底強化し、もって健全育成を図る必要があります。

しかしながら、児童が罹患する疾病は複雑化長期化しており、これに対する医療費の援助は必ずしも十分なものとは言えない現状にかんがみ、慢性特定疾患の児童に対し、医療の給付を行い、児童の福祉の向上とあわせて患者家庭の医療費の負担軽減に資するために、この改正案を提出する次第であります。

次に、改正案の概要について申し上げます。

第一には、小児慢性特定疾患医療に対する給付についてであります。

都道府県知事は、血友病、悪性新生物、その他の治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額になる疾病にかかっている児童に対し、その治療のために必要な医療の給付を行うことにより児童の健全な育成とあわせてその家庭の負担軽減を図ることといたしました。

第二には、小児慢性特定疾患医療の給付の内容についてであります。

その内容は、一、診察、二、薬剤または治療材料の

支給、三、医学的処置手術及びその他の治療、四、病院または診療所への収容、五、看護、六、移送、といたしました。

第三には、小児慢性特定疾患医療の実施についてであります。

この医療の給付は、厚生大臣の指定した病院、診療所または薬局に委託して行うものとしたしました。

第四には、小児慢性特定疾患医療の給付に要する費用についてであります。

この医療の給付に要する費用は国及び都道府県の負担といたしました。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(上田哲君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(上田哲君) 戦時災害援護法案を議題とし、発議者片山基市君から趣旨説明を聴取いたしました。片山君。

○片山基市君 私、ただいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本社会党、公明党及び日本共産党を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、三十余年を経た今日も、なお戦争の傷跡がさまざまに形で、原体験を持つ人々の生活のしかり、あるいはいやされぬまま亡くなられていく現実を見過すことはできません。終戦の年、昭和二十一年に亡くなられた方々は、本年が仏教で言えば三十三回忌、すなわち身近な縁者で営まれる最後の法要の年でもあります。このような年に、去る四月二十一日、衆議院においては、全党による原爆被爆者援護法案の共同提案がなされ、いまここに戦時災害援護法案を提案することに

なりましたのは、提案者の三党のみでなく、まさに戦争犠牲者の方々の執念と申すべきであります。

し。振り返ってみますと、太平洋戦争では広島、長崎に投下された原爆による被災者を含め、米軍の無差別爆撃が銃後と言われていた非戦闘員とその住居を、一瞬にして血みどろの戦場に変え、わが国の全土にわたる諸都市を次々と焼き払っていき

ました。

昭和二十年四月十三日、状況窮迫せる場合に必ず国民戦闘組織に関する閣議決定は、新たななる兵役義務により兵として動員し、統帥権下に服役せしめ得る必要な法的措置を講ずることを決め、昭和二十年六月二十二日に即時公布された義勇兵役法では、国民義勇隊に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊産婦等を除くのほか、可及的広範に包含せしむるものを徴兵し、いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによっても、当時すでに平和な銃後は存在せず、戦場そのものとなっていたのであります。

これによる一般市民の死傷被害は、沖縄を除いても優に八十万人を超え、罹災人口で言えば、実に一千万人を超すと言われています。中でも昭和二十年三月十日の東京大空襲は、わずか二時間余りの爆撃によって、全都の四〇％が灰じんと化し、約十万人の市民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの一物理学者が、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、いまままでになされた空襲のうち、最も惨害をほしいままにした空襲と指摘するほどでありました。しかるに政府は、今日まで戦争犠牲者対策を軍人軍属及びその遺家族など約十八万人に限定してきたのであります。その後、準軍属と言われる人々など、それぞれ新たな対象とされる範囲の拡大はあったものの、銃後の犠牲者にまで広く援護の手を差し伸べようとする努力は、まさに皆無に等しかつたのであります。

ところがたとえ、同じ敗戦国である西ドイツでは、昭和二十五年に戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき傷病の範囲をきわめて広範に規定したため、援護の手は一般市民の犠牲者にまで行き届き、その対象は、実

昭和二十九年未現在において四百十五万人にも上っています。

わが国の戦争犠牲者対策については、原爆被爆者に対する特別措置は別として、今日なお軍人軍属等に限定しようとする政府の態度に、戦争の過ちを悔い改めようとする姿勢が見られないばかりでなく、その態度のよって来るところが、軍事優先の思想にあるのではないかの疑念さえうかがわれるものであります。戦後三十三年を経た今日、いまだに放置されたままの一般戦災者に対する国の援護措置を望むのは、ひとり提案者のみでなく、国民の声として一層高まっているのであります。

本案は、このような国民の要求を背景に立案されたものであり、また、すでに第七十一国会及び第七十七国会における本委員会で同じ趣旨の提案がなされている歴史的経過に基づくものでもありません。

次に、本案の要旨について簡略に申し述べますと、さきの大戦で空襲その他の戦時災害によって、身体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法、以下特別援護法と言います。及び戦傷病者、戦没者遺族等援護法、以下遺族援護法と言います。に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行おうとするものであります。ただし、遺族に対する援護については、遺族年金にかえて、一時金たる遺族給付金、六十万円を支給することとしております。

援護の種類別に申し上げますと、第一に、療養の給付、療養手当一千万円支給及び葬祭費四万四千円の支給、支給要件、給付内容等はすべて軍人軍属におけると同じ、また第二、第三についても同様であります。

第二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道への無賃乗車等の取り扱いであります。

第三は、障害年金または障害一時金の支給であります。

第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債とします。

て六十万円の支給であります。遺族の範囲は、死亡した者の父母、子、孫、租父母で、死亡した者の死亡の当時、日本国籍を有し、かつ、その者によって、生計を維持し、または、その者と生計をともにしていた者としております。なお、遺族援護法による遺族年金におけるような、受給者が一定の生活資料を得ることができないこと等の受給要件を設けないものとしております。

第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲は、おおむね軍人軍属等における同じであります。なお、この法律による援護の水準を特別援護法または遺族援護法による軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことに伴い、これらの法律による軍人軍属に対する援護で、なお軍人軍属に対する援護の水準に達していないもの、すなわち、遺族一時金及び弔慰金の額については、同一レベルに引き上げる措置を講ずることとしていたしました。

最後に、施行期日は公布の日から一年以内で政令で定める日としております。何とぞ慎重御審議の上、本案の成立を期せられんことをお願いいたしまして、提案理由の御説明を終わります。

○委員長(上田哲君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。本日はこれにて散会いたします。午後四時十二分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦時災害援護法案(山本市君外二名発議)

戦時災害援護法案
戦時災害援護法

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で

定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかつた者で当該戦時災害にかつた当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十三年法律第六十八号)以下「特別援護法」という。及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二十七号)以下「遺族援護法」という。(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分(第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。)に限る。)の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの遺族には、遺族給付金として六十万円を支給する。

2 遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)、子、父、母、孫、祖父及び祖母で、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が生じ、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、死亡した者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

5 遺族給付金に関しては、前各項に規定するものを除き、遺族援護法中遺族一時金に係る部分

の規定の例による。

(調整規定)
第三条 第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む)による給付(遺族に対する年金たる給付を含む。)でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。

(政令委任)
第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特別に關しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別援護法の一部改正)
第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度の障害又は旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号)恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう。」第三十一條第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「(同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。)」を削る。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)
特別援護法の一部改正に伴う経過措置

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四
条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳
は、この法律による改正後の特別援護法第四
条第一項の規定により交付されたものとみなす。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第四条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十
三年法律第二百十九号)の一部を次のように改
正する。

第十三条第二項中「第百六十八号」を「第百
六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法律
第 号)によりその例によるものとされる
場合を含む。以下この項において同じ。」に改め
る。
(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五
十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「戦没者遺族」の下に
「戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を
加える。

第五条第六十三号の三中「第百六十八号」を
「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二
年法律第 号)によりその例によるものと
される場合を含む。第二十九条第一項において
同じ。」に改める。

第五号第六十三号の六の次に次の一号を加え
る。
六十三の七 戦時災害援護法の定めるところ
により、障害年金等を受ける権利を裁定し、
及び障害年金の額を改定すること。
第十四条の三第四号の六の次に次の一号を加
える。

四の七 戦時災害援護法を施行すること。
第二十六条の三第一項中「戦傷病者」の下に
「戦時災害傷病者」を加える。

第二十九条第一項の表援護審査会の項中「戦
傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「戦時災害
援護法によりその例によるものとされる場合を
含む。」を加える。
(身体障害者福祉法の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第十九条の二第二項中「第百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法
律第 号)によりその例によるものとされ
る場合を含む。第四項において同じ。」に改める。
(精神衛生法の一部改正)

第七号 精神衛生法(昭和二十五年法律第百二十
三号)の一部を次のように改正する。
第三十二条第六項中「第百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法
律第 号)によりその例によるものとされ
る場合を含む。」に改める。
(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の十四第一項中「第百六十八号」
を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十
二年法律第 号)によりその例によるもの
とされる場合を含む。以下第七十二条の十七第
一項ただし書において同じ。」に改める。
(結核予防法の一部改正)

第九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六
号)の一部を次のように改正する。
第三十四条第一項中「第百六十八号」を「第
百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十二年法
律第 号)によりその例によるものとされ
る場合を含む。次条第二項において同じ。」に改
める。
(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二
十六号)の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項第一号中「第百六十八号」
を「第百六十八号。戦時災害援護法(昭和五十
二年法律第 号)によりその例によるもの
とされる場合を含む。」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四
十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第二項第五号の次に次の一号を加え
る。
五の二 戦時災害援護法(昭和五十二年法律
第 号)に基づく年金たる給付
第七条第二項第四号中「第五号」を「第五号
の二」に改める。
(通算年金通則法の一部改正)

第十二条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第
百八十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項第四号中「第百二十七号」の下
に「若しくは戦時災害援護法(昭和五十二年法
律第 号)を加える。
(児童扶養手当法の一部改正)

第十三条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第
二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第十四号の次に次の一号を加え
る。
十四の二 戦時災害援護法(昭和五十二年法
律第 号)に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費は、百三億円の見込
みである。
四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案
件を付託された。
一、原子爆弾被爆者等援護法案(衆)

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会(第五十
一条―第五十四条)
第六章 雑則(第五十五条―第五十七条)
第七章 罰則(第五十八条―第五十九条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下さ
れた原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置
かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の
精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、
一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の
支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を
援護することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の
各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手
帳の交付を受けたものをいう。
一 原子爆弾が投下された際当該の広島市若し
くは長崎市の区域内又は政令で定めるこれら
に隣接する区域内にあつた者
二 原子爆弾が投下された時から起算して政令
で定める期間内に前号に規定する区域のうち
で政令で定める区域内にあつた者
三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下
された際又はその後において、身体に原子爆
弾の放射能の影響を受けるような事情の下に
あつた者
四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事
由に該当した当時その者の胎児であつた者
(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする
者は、その居住地(居住地を有しないときは、
その所在地)の都道府県知事(広島市又は長崎
市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。
以下同じ)に申請しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査
し、申請者が前条各号の一に該当すると認める
ときは、その者に被爆者援護手帳を交付するも

原子爆弾被爆者等援護法案
原子爆弾被爆者等援護法
第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 援護(第四条―第四十三条)
第三章 不服申立て(第四十四条―第四十八条)
第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾
被爆者相談所(第四十九条―第五十条)

のとす。
3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
- 二 医療の給付
- 三 一般疾病療費の支給
- 四 医療手当の支給
- 五 介護手当の支給
- 六 被爆者年金の支給
- 七 特別給付金の支給
- 八 葬祭料の支給
- 九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に

限る。

- 2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。
 - 一 診察
 - 二 薬剤又は治療材料の支給
 - 三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
 - 四 病院又は診療所への収容
 - 五 看護
 - 六 移送
- 3 医療の給付は、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

(医療機関の指定)

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八条第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八条第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第

百六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払ったときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があるとき認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾病、先

天性疾病及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関（以下「被爆者一般疾病医療機関」という。）から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に対し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。

ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、国民健康保険法、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第五十二号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第九十号）若しくは日本学校安全会法（昭和三十四年法律第九十八号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が国民健康保険法による療養の給付を受け、又は受けることができたときは、当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に当該厚生大臣が第三項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に關し必要がある場合について、それぞれ、準用する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

18 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、その全部又は一部を行わないことができる。被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたときも、同様とする。

20 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。）により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額七万円の範囲内において、介護手当を支給する。

3 被爆者年金の額は、十八万円とする。

のうちに、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に應じ、十八万円を超え、三百八十万円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改定をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項第一号又は第二号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)
第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)
第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その

者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)
第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関し、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)
第二十九条 死亡した第二号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。
(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)

第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和五十三年四月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)
第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の子については、養父母を先にし実父母を後にする。

1 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和五十三年四月一日前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族(以下この条において「遺族」という。)以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。)

2 子(昭和五十三年四月一日(死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。))において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

3 父母

4 孫(昭和五十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

5 祖父母

6 兄弟姉妹(昭和五十三年四月一日において、

遺族以外の者の養子となつていない者を除く。)

7 第二号において同号の順位から除かれていない子

8 第四号において同号の順位から除かれていない孫

9 第六号において同号の順位から除かれていない兄弟姉妹

10 第一号において同号の順位から除かれていない配偶者

11 前各号に掲げる者以外の遺族
(特別給付金の額及び記名国債の交付)
第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき六十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)
第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令の規定により恩給法第七十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金、同法第三十九条の二に規定する遺族一時金その他特別給付金に相当する給付を受けた、又は受けることができる者があつた場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四条 第二十七條第四項の規定は、同順位
の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求
若しくはその支給について、同順位の相続人が
二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求
若しくはその支給について、国債の記名者が死
亡し同順位相続人が二人以上ある場合におけ
るその者の死亡前に支払うべきであった元利金
の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若
しくはその記名変更について、それぞれ、準用
する。
(葬祭料の支給)
第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡した
ときは、その葬祭料を行う者に対し、葬祭料とし
て、死亡した者一人につき十万円を支給する。
(被爆者年金等の支給の制限)
第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料
(以下「被爆者年金等」と総称する。)の支給を
受けることができる者が、故意に、障害者若し
くは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故
を生じさせた場合には、その者には、当該障害
又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族
が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位
者を故意に死亡させた場合には、その者には、
当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支
給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずるこ
とによつて当該先順位者又は同順位者となるこ
ととなる者を故意に死亡させた者についても、
同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者
が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、
若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示
に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡
若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生
じさせ、その障害の程度を増進させ、若しく
はその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度
を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合に
は、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆

者年金等の全部又は一部を支給しないことがで
きる。
(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無
償取扱い)
第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支
払うことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、
航路又は自動車線に乗車又は乗船することがで
きる。
2 前項の規定により乗車又は乗船することがで
きる回数、区間その他同項の規定の実施に関し、
必要な事項は、政令で定める。
3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、
航路及び自動車線の運賃を負担するものとす
る。
4 前項の規定による負担の方法その他必要な事
項は、運輸大臣が定める。
(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)
第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を
受ける権利は、その支給を受けることができる
事由が生じた日から、特別給付金については三
年間、被爆者年金については七年間行わないと
きは、時効によつて消滅する。
2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当
該被爆者年金がその全額につき支給を停止され
ている間は、進行しない。
(援護を受ける権利の保護)
第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利
は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえるこ
とができない。ただし、被爆者年金を受ける権
利を別に法律で定めるところにより担保に供す
る場合は、この限りでない。
(公課の禁止)
第四十条 租税その他の公課は、この法律により
支給を受けた金品を標準として、課することが
できない。
2 援護に関する書類及び第三十二条に規定する
国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸
借に関する書類には、印紙税を課さない。
(不正利得の徴収)

第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽り
その他不正の手段によりこの法律に基づく援護
を受けた者があるときは、国税徴収の例により、
その者から、当該援護に要した費用に相当する
金額の全部又は一部を徴収することができる。
2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(交付金)
第四十二条 国は、政令で定めるところにより、
医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこ
の法律又はこの法律に基づく命令の規定により
都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府
県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給
及び事務に要する費用については、広島市又は
長崎市)に交付する。
(子又は孫に対する適用等)
第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げ
る者の子(同条第四号に該当する者を除く。以
下この条において同じ)又は孫から申出があつ
た場合には、これらの者に対して、第五条から
第七条までの規定の例により、健康診断を行う
ものとする。
2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定
める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認
定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみな
してこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金
及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。
第三章 不服申立て
(異議申立期間)
第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する
処分についての異議申立てに関する行政不服審
査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受
けた日の翌日から起算して一年以内とする。
2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわら
ず、前項の異議申立てについては、同法第十四
条第三項の規定を準用しない。
(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)
第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する
処分についての不服申立てに対する決定をする

に当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の
意見を聴かなければならない。
(時効の中断)
第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分
についての不服申立ては、時効の中断については、
裁判上の請求とみなす。
(不服申立てと訴訟との関係)
第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分
取消しの訴えは、当該処分についての異議申立
て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後
でなければ、提起することができない。
(再審査請求)
第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者
援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しく
は葬祭料の支給に関する処分についての審査請
求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して
再審査請求をすることができるものとする。
第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子
爆弾被爆者相談所
(原子爆弾被爆者保護施設)
第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設
置しなければならない。
2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者
小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治
療を含む。以下この項において同じ)を必要と
する被爆者を収容し、その保護を行う施設とす
る。
(原子爆弾被爆者相談所)
第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、
原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。
2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び
生活上の問題について相談に応ずる施設とす
る。
3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆
者相談所を設置した都道府県及び市に対し、そ
の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を
補助することができる。
第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会
(設置及び権限)

第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽り
その他不正の手段によりこの法律に基づく援護
を受けた者があるときは、国税徴収の例により、
その者から、当該援護に要した費用に相当する
金額の全部又は一部を徴収することができる。
2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(交付金)
第四十二条 国は、政令で定めるところにより、
医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこ
の法律又はこの法律に基づく命令の規定により
都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府
県(広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給
及び事務に要する費用については、広島市又は
長崎市)に交付する。
(子又は孫に対する適用等)
第四十三条 都道府県知事は、第二条各号に掲げ
る者の子(同条第四号に該当する者を除く。以
下この条において同じ)又は孫から申出があつ
た場合には、これらの者に対して、第五条から
第七条までの規定の例により、健康診断を行う
ものとする。
2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定
める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認
定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみな
してこの法律の規定(被爆者年金、特別給付金
及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。
第三章 不服申立て
(異議申立期間)
第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する
処分についての異議申立てに関する行政不服審
査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受
けた日の翌日から起算して一年以内とする。
2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわら
ず、前項の異議申立てについては、同法第十四
条第三項の規定を準用しない。
(原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取)
第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する
処分についての不服申立てに対する決定をする

に当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の
意見を聴かなければならない。
(時効の中断)
第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分
についての不服申立ては、時効の中断については、
裁判上の請求とみなす。
(不服申立てと訴訟との関係)
第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分
取消しの訴えは、当該処分についての異議申立
て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後
でなければ、提起することができない。
(再審査請求)
第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者
援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しく
は葬祭料の支給に関する処分についての審査請
求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して
再審査請求をすることができるものとする。
第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子
爆弾被爆者相談所
(原子爆弾被爆者保護施設)
第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設
置しなければならない。
2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者
小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治
療を含む。以下この項において同じ)を必要と
する被爆者を収容し、その保護を行う施設とす
る。
(原子爆弾被爆者相談所)
第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、
原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。
2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び
生活上の問題について相談に応ずる施設とす
る。
3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆
者相談所を設置した都道府県及び市に対し、そ
の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を
補助することができる。
第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会
(設置及び権限)

に当たつては、原子爆弾被爆者等援護審議会の
意見を聴かなければならない。
(時効の中断)
第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分
についての不服申立ては、時効の中断については、
裁判上の請求とみなす。
(不服申立てと訴訟との関係)
第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分
取消しの訴えは、当該処分についての異議申立
て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後
でなければ、提起することができない。
(再審査請求)
第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者
援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しく
は葬祭料の支給に関する処分についての審査請
求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して
再審査請求をすることができるものとする。
第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子
爆弾被爆者相談所
(原子爆弾被爆者保護施設)
第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設
置しなければならない。
2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者
小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治
療を含む。以下この項において同じ)を必要と
する被爆者を収容し、その保護を行う施設とす
る。
(原子爆弾被爆者相談所)
第五十条 都道府県並びに広島市及び長崎市は、
原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。
2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び
生活上の問題について相談に応ずる施設とす
る。
3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆
者相談所を設置した都道府県及び市に対し、そ
の設置及び運営に要する費用の全部又は一部を
補助することができる。
第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会
(設置及び権限)

第五十一条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることが出来る。
(委員)

第五十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。
(専門調査員)

第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。
(政令への委任)

第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則
(戸籍事項の無料証明)

第五十五条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。)は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことが出来る。

(権限の委任)
第五十六条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。
(省令への委任)

第五十七条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他

その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十八条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第八条第二項各号に規定する医療を行った者又はこれを使用する者が、第十五条第三項(第十六条第六項において準用する場合を含む。)の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の間問に對して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)
二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)
(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際、現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六條 この法律施行の際、現に旧被爆者医療法第八条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九条第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七條 この法律の施行の際、現に旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十条第一項又は第十七条第一項の規定により厚生大臣が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた特別手当、健康管理手当、保健手当、医療手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金の額の自動的改定措置)

第十三條 被爆者年金については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和五十二年(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の七月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(見舞金の支給)

第十四條 国は、昭和三十三年四月一日から昭和四十一年六月三十日までの間に沖繩県の区域内に住所を有していた第二条各号に該当する者であつて、当該期間内に医療機関において厚生大臣の定める負傷又は疾病につき医療を受けたものに對し、政令で定めるところにより、十万円を限度として、見舞金を支給する。

(調査)

第十五條 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(地方財政法の一部改正)

第十六條 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十七條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十二年法律第六号)」第十三条第三項(第十六条第六項

において準用する場合を含む。に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三条第四項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）」に改める。
（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
（厚生省設置法の一部改正）

第十九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第五十五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」の定めるところにより、「原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）」の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに」に改める。
第九号第三号を次のように改める。

三 原子爆弾被爆者等援護法を施行するに
と。

第九条第三号の二を削る。

第十五条中「検疫所」を「国立原子爆弾被爆者保護施設」に改める。

者保護施設」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（国立原子爆弾被爆者保護施設）

第二十条の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護（治療を含む。以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置

及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表中

原子爆弾被爆者
者医療審議会

厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者等援護法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

（精神衛生法の一部改正）

第二十条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）」に改める。
第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者等援護法」に改める。
（結核予防法の一部改正）

（結核予防法の一部改正）

第二十二号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）」を加える。

第三十五条第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第二十三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法（昭和十四年法

厚生大臣の諮問に応じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

（租税特別措置法の一部改正）

第二十六条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）」に改める。
（国民年金法の一部改正）

（国民年金法の一部改正）

第二十五条 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五号第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）に基づき年金たる給付

第七号第二項第四号及び第五号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

（通算年金通則法の一部改正）

（通算年金通則法の一部改正）

第二十六条 通算年金通則法（昭和三十六年法律

第八十一号）の一部を次のように改正する。

第四号第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）」

に基づき「障害年金」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）」

に基づき「障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法

（昭和五十二年法律第 号）に基づき被爆

者年金」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

（児童扶養手当法の一部改正）

第二十七条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律

第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十二年法律第 号）に基づき年金たる給付

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約千六億円の見込みである。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
一、雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業（第六十二条―第六十五条）」を「第四章 雇用安定事業等（第六十一条―第六十五条）」に改める。

第一条中「資するため」の下に「失業の予防」を加える。

第三条中「行方不明」の下に「雇用安定事業」を加える。

「第四章 雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業」を「第四章 雇用安定事業等」に改める。

第四章中第六十二条の前に次の一条を加える。

（雇用安定事業）

第六十一条の二 政府は、被保険者及び被保険者であった者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、景気の変動その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場

合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 事業活動の縮小を余儀なくされ、その雇用する労働者を休業させる事業主に対して、当該休業に必要な助成及び援助を行うこと。
- 二 事業活動の縮小を余儀なくされる間においてその雇用する労働者に職業に関する教育訓練を受けさせる事業主に対して、当該教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるものほか、被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

2 政府は、前項に規定する事業のほか、被保険者等に関し、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業の転換又は事業規模の縮小（以下この項において「事業転換等」という。）を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 事業転換等を余儀なくされ、当該事業転換等に伴い必要となる教育訓練をその雇用する労働者に受けさせる事業主に対して、当該教育訓練に必要な助成及び援助を行うこと。
- 二 事業転換等を余儀なくされ、当該事業転換等のための施設又は設備の設置、整備等に伴いその雇用する労働者を休業させる事業主に対して、当該休業に必要な助成及び援助を行うこと。
- 三 前二号に掲げるものほか、被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であつて、労働省令で定めるものを行うこと。

3 前二項に規定する事業の実施に関して必要な基準は、労働省令で定める。この場合において、前項各号に掲げる事業の対象となる事業主をその行う事業の属する業種の種別により定めようとするときは、あらかじめ、労働大臣は、当該業種に属する事業を所管する大臣と協議するものとする。

第六十二条第一項中「被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）を「被保険者等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同項第四号とする。

第六十五条中「前三号」を「第六十一条の二から前条までの規定による」に改める。

第六十六条第三項第三号中「千分の三」を「千分の三・五」に、「三事業率」「四事業率」に改め、同条第四項第一号中「三事業率」を「四事業率」に改める。

第六十八条第二項中「三事業率」を「四事業率」に改め、「得た額は」の下に「雇用安定事業」を加える。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「千分の十三」を「千分の十三・五」に、「千分の十五」を「千分の十五・五」に改め、同条第五項中「並びに雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要した費用の額（翌年度への繰越額を含む。）の合計額」を削り、「千分の十一から千分の十五まで」を「千分の十一・五から千分の十五・五まで」に、「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三・五から千分の十七・五まで」に改め、同条第六項中「同項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額」を「同項第一号の事業に係る一般保険料の額の総額」とを合計した額から当該合計した額に四事業率（千分の三・五の率を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額を減じた額」に改める。

第三十条第一項第一号中「千分の三の率を雇用保険率で除して得た率（次号において「三事業率」という。）を「四事業率」に改め、同項第二号中「三事業率」を「四事業率」に改める。

る。

（労働保険特別会計法の一部改正）

第三条 労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一般会計からの受入金」の下に「雇用安定資金からの受入金」を、「積立金からの受入金」の下に「雇用安定資金から生ずる収入」を、「失業給付費」の下に「雇用安定事業費」を、「繰入金」の下に「第八条の第二項の規定による雇用安定資金への繰入金」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（雇用安定資金の設置）

第八条の二 雇用勘定に雇用安定資金を置き、同勘定からの繰入金及び第十八条第三項の規定による組入金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する雇用勘定からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れられるものとする。

3 雇用安定資金は、雇用安定事業費及び前条の規定による雇用勘定からの徴収勘定への繰入金（労働保険料の返還金の財源に充てるための額に相当する額の繰入金に限る。）を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより、使用することができる。

（雇用安定資金の経理方法）

第八条の三 雇用安定資金の受払は、大蔵大臣の定めるところにより、雇用勘定の歳入歳出外として経理するものとする。

第九条に次の一項を加える。

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、当該年度の雇用安定資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

第十一条第二項中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に、「添付」を「添付」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

3 雇用勘定にあつては、前項の書類のほか、当該年度の雇用安定資金の増減に関する実績表を添付しなければならない。

表を添付しなければならない。

第十七条第二項中「及び同条第二項」を「並びに同条第二項及び第三項」に、「添付」を「添付」に改める。

第十八条の見出し中「剰余金」を「剰余金等」に改め、同条第一項中「又は雇用勘定」を削り、「これを当該各勘定」を「これを同勘定」に、「なければならぬ」を「不足を生じたときは同勘定の積立金からこれを補足するものとする」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 雇用勘定において、毎会計年度の歳入額（雇用安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳入額（次項において「四事業費充当歳入額」という。）を控除した残りの額とする。）から当該年度の歳出額（雇用安定事業、雇用改善事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に係る歳出額（次項において「四事業費充当歳出額」という。）を控除した残りの額とする。）を控除して残余があるときはこれを同勘定の積立金として積み立て、不足があるときは同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

第十八条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 雇用勘定において、毎会計年度の四事業費充当歳入額から当該年度の四事業費充当歳出額を控除して残余があるときはこれを雇用安定資金に組み入れ、不足があるときは雇用安定資金からこれを補足するものとする。

第十九条中「雇用改善事業費、能力開発事業費及び雇用福祉事業費並びに」を「及び」に改める。

第二十一条の申出し中「積立金」を「雇用安定資金及び積立金」に改め、同条中「労災勘定」を「雇用安定資金並びに労災勘定」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十

紹介議員 浜本正之外四百九十九名
岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三二八六号 昭和五十二年四月八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 三重県津市新町一ノ三ノ二三 青木元雄外四百九十名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三二八七号 昭和五十二年四月八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 長野市新諏訪町六八九 羽田厚子外八百十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三三二六号 昭和五十二年四月八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 長野県上水内郡豊野町蟹沢二四ノ四 三井英行外八百八十三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三三二七号 昭和五十二年四月八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市伏見区桃山筒井伊賀東町四七ノ二六 西村裕外五百八十八名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三三二八号 昭和五十二年四月八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 秋田県平鹿郡平鹿町醍醐三島 斎藤たけ子外四百九十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三三二九号 昭和五十二年四月八日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 栃木市今泉町一ノ二八ノ八 秋間咲子外八百九十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三三六四号 昭和五十二年四月九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 三重県松阪市内五曲町四三ノ八 坂井且易外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三三六五号 昭和五十二年四月九日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 大阪府淀川区加島一ノ三七ノ四五 荒木光子外六百十三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三三三号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市山科区竹鼻立原町二五ノ四 久保章外百十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京池ノ内二ノ九 田中早苗外百四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三四号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府宇治市菟道車田三六ノ七 新字良則外百二名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三五号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府舞鶴市長浜一二五 三輪紀勇外百五十五名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三六号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市東山区安井下弁天町 藤江健一外百六十名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三七号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府向日市寺戸町向畑一九ノ四 田中正夫外七十三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三八号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府相楽郡精華町東畑 平岡光則外百五十一名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五三九号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都府綾部市小畑町 村上勝一外百六十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五四〇号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市下京区新町花屋町 藤田喜代子外八十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五四一号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市伏見区深草池ノ内町六ノ六 上原紀子外八十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五四二号 昭和五十二年四月十一日受理

医療保険制度の大改悪反対等に関する請願

請願者 京都市北区紫野西蓮台野町一一 森本美也子外百二十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二一六号と同じである。

第三五四三号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都市左京区聖護院蓮華蔵町四六
富治林正美外九十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五四四号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都府綾部市大島町 大嶋文隆外
百十名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五四五号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都府竹野郡弥栄町黒部三、三七
九 坪倉千代子外百四十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五四六号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都市西京区下津林六反田一ノ四
鈴木真理外百一名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五四七号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都府中郡大宮町下常吉六五 大
木厚子外百九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五四八号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都市伏見区石田内里町一 中村
康郎外百八名

紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五四九号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都市右京区山ノ内大町四 中畑
ちづる外百十五名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五〇号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都府舞鶴市田中町二九ノ三 山
本敏之外九十三名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五五一号 昭和五十二年四月十一日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 京都府長岡京市奥海印寺東代 山
本夏枝外九十六名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三五六二号 昭和五十二年四月十二日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 山梨県北都留郡上野原町上野原
一、三二六 杉本博子外五百六十

九名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三八〇九号 昭和五十二年四月十四日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願(九進)
請願者 北海道亀田郡七飯町本町三九五
石井千代子外千七百八十三名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三八二四号 昭和五十二年四月十四日受理
医療保険制度の大改悪反対等に関する請願
請願者 新潟県豊栄市三ツ屋一三七 阿部
倉蔵外五百名

紹介議員 志吉 裕君
この請願の趣旨は、第二一一六号と同じである。

第三三〇一号 昭和五十二年四月八日受理
社会保障対策の充実に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡王寺町久度二ノ一
五ノ一八 山崎智子外四千九百九
十九名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三三〇二号 昭和五十二年四月八日受理
社会保障対策の充実に関する請願
請願者 広島県呉市広町一四、七五七ノ九
吉井悦男外七千十六名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三三〇三号 昭和五十二年四月八日受理

社会保障対策の充実に関する請願
請願者 広島市黄金山町一ノ九 吉川八恵
子外五千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三三二五号 昭和五十二年四月八日受理
社会保障対策の充実に関する請願
請願者 福岡市博多区駅南三丁目 前野二
郎外四千三百四十五名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三三二五号 昭和五十二年四月十二日受理
社会保障対策の充実に関する請願
請願者 岐阜市山吹町五ノ五六 川岸渉外
五千名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三六四九号 昭和五十二年四月十二日受理
社会保障対策の充実に関する請願
請願者 石川県石川郡鳥越村広瀬 広川美
栄子外六千三百二十五名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一三八六号と同じである。

第三二〇四号 昭和五十二年四月八日受理
病院の診療報酬引上げに関する請願
請願者 岡山県津山市津山三〇六 金田
満寿子外百八十九名

紹介議員 上田耕一郎君
病院経営を救済し、国民医療を維持させるため、
次の事項の実現を図らるたい。
一、病院の診療報酬を十七・四パーセント以上

引き上げること。

二、右診療報酬改定を即時実施すること。
現行診療報酬は五十年一月から五十一年二月までの経済変動に対応するものとして算定されたもので、その後今日まで人件費、物価の上昇があるにもかかわらず、これが診療報酬には全然加味されていないので、病院経営は医療原価膨張のしわ寄せを受けて一箇月平均十七・四パーセント以上の赤字が発生しており、これが病院組織医療の機能維持に重大な障害をもたらしている。

第三二〇五号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 神奈川県小田原市久野四六小田原市立病院内 成田桂子外二百五十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二〇六号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 兵庫県姫路市竜野町五ノ三〇ノ一 姫路赤十字病院内 大塩富美子外三百二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二〇七号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 岡山市海吉一、七八四ノ四 応武百合子外三百三十一名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二〇八号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 秋田県横手市根岸町五ノ三二公立横手病院内 大塚吉太郎外二百五十八名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 埼玉県所沢市中新井三ノ二一ノ三ノ二〇一 岡田実外二百五十二名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二一〇号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 愛知県春日井市東山町二、二七六 梶田功外二百二十二名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二一八号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 青森県八戸市根城三ノ一三ノ一六 上野陽子外三百六十八名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二八九号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 岡山県津山市二階町六七 岡田京子外三百六十五名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二一九号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 富山県小矢部市島中九ノ二三 長谷川真澄外二百九十三名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三三三〇号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 富山県氷見市柳田四一四ノ二 小林絹子外二百九十名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三三三二号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 青森県上北郡野辺地町鳴沢九ノ一 二公立野辺地病院内 田中秀男外二百六十名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三三三三二号 昭和五十二年四月八日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 福岡市南区大楠三ノ一ノ一福岡赤十字病院内 阿部忠外三百十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三三三六号 昭和五十二年四月九日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 福井県坂井郡三国町覚善町立三国病院内 石黒政子外三百三十三名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三三六七号 昭和五十二年四月九日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 島根県松江市南田町一四三ノ一 福田武雄外三百六十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三四五四号 昭和五十二年四月十一日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 静岡県焼津市中里一、二九九焼津市立総合病院内 水野慎次郎外二百五十八名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三四五五号 昭和五十二年四月十一日受理

病院の診療報酬引上げに関する請願

請願者 愛知県犬山市犬山中之宮四六ノ五 鹿島昭外二百二十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三二一五号 昭和五十二年四月八日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県飯田市上飯田一、二二七ノ五 小倉万寿外三名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三二一六号 昭和五十二年四月八日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市北深志一ノ八ノ一四
高沢正外十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三二一七号 昭和五十二年四月八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県塩尻市大門三ノ一三ノ六
市村幹子外十五名
紹介議員 佐々木静子君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三二一八号 昭和五十二年四月八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市井川城四、〇五六ノ
一 中村芳明外十九名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三二一九号 昭和五十二年四月八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町北穂高三〇
山田英夫外十九名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三三二〇号 昭和五十二年四月八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市沢村二ノ六ノ一〇
石井政春外十九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市里山辺南小松四、三
九〇 小岩井志づ子外十八名
紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三三二二号 昭和五十二年四月八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市岡田四七 赤羽文市
外十九名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三三二三号 昭和五十二年四月八日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市沢村二ノ六ノ三〇
中野富美子外十九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇三号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県南安曇郡穂高町有明二、九
五九 小島広江外十九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇四号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市落町一ノ九ノ二 伊
藤勇外十九名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇五号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市女鳥羽一ノ四ノ二
武居善徳外十九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇六号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市浅間温泉一七二 小
林磯子外十九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇七号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市落二ノ一ノ四四 戸
田英夫外十九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇八号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市島内三、七八八 浜
島喜夫外十九名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四〇九号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県北安曇郡白馬村北城二、三
五七 松沢義介外十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四一〇号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県松本市島内六、四六五 野
池正男外十九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四一一号 昭和五十二年四月九日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県木曾郡木祖村藪原一、一六
五 藤沢義広外十一名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四九八号 昭和五十二年四月十一日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県木曾郡木曾福島町新開四、
一七九 和泉清弘外十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三四九九号 昭和五十二年四月十一日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県木曾郡木曾福島町五、三五
四 大橋章外十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇〇号 昭和五十二年四月十一日受理
母性保障についての法の改正に関する請願
請願者 長野県木曾郡木曾福島町上八沢
一、七七六 森口美知子外十五名
紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇二号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県木曾郡木曾福島町五、三三

八 花村善弥治外十名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇三号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県木曾郡木曾福島町一、一一

九ノ三 原正己外十九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇四号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県木曾郡木曾福島町丘の上

一、八八二ノ一 小坂弘外十九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇四号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県木曾郡木曾福島町一、八二

一ノ二 根井文子外十六名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇五号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市新村二、一七六ノ七

松木美咲外八名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇六号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県岡谷市川岸駒沢八、五九四

宮沢和子外五名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三五〇七号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市和田二、六六三 上

原富子外十八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六〇〇号 昭和五十二年四月十二日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市県二ノ八ノ一六 柳

沢三子外十九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六〇一号 昭和五十二年四月十二日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市里山辺北小松四、〇

七九 川西道子外十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六〇二号 昭和五十二年四月十二日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡山形村二、六四〇

中村幸二外十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六〇三号 昭和五十二年四月十二日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市大村五九二ノ四 幅

実外十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六〇四号 昭和五十二年四月十二日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県高田北条一八四 荒井信子

外十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六〇五号 昭和五十二年四月十二日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市白坂一ノ六ノ二〇

所靖外十九名

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六八八号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市中央四ノ七ノ二 青

木つるみ外十七名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六八九号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県南安曇郡穂高町白金二、〇

二九 相馬嘉江外十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六九〇号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県岡谷市大柴町二ノ九ノ八

酒井忠英外十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六九一号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県諏訪市大手町一ノ五ノ一一

山口栄一外十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六九二号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県諏訪郡富士見町落合八、五

九九 小林丈人外十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六九三号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県諏訪市末広一ノ七 村上

美登里外十五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六九四号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県岡谷市成田町二ノ三ノ一六
逸見介蔵外十九名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三六九五号 昭和五十二年四月十三日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県大町市常盤三、六〇四ノ七
九 伊藤文麿外十九名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七六九号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市島内七、二二六ノ五
竹内植外三名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七七〇号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野市若槻東条五八一 桜井喜授
外三名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七七二号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野市徳間一、一四四駒沢新町第
二Cノ一五 高池茂外四名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七七三号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野市南堀三八ノ三四 西沢久子
外一名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七七四号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野市若里上河原一、三六五ノ一
九 遠藤一子

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七七五号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野市上松五ノ一〇ノ七〇 綿林
優子外十九名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七七六号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野市吉田四ノ七ノ一九 小池良
子

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三七二七号 昭和五十二年四月十四日受理

母性保障についての法の改正に関する請願

請願者 長野県佐久市取出七四八 井出純
則外十九名

この請願の趣旨は、第三〇二七号と同じである。

第三二二四号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県佐世保市日字町七四〇 唐
島貞子外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二二五号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部町芝四〇〇ノ
三 野上静雄外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二二六号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部村清川三、
七二五ノ一 山本美鈴外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二二七号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部村清川三、
七二五ノ一 山本美鈴外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二二八号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡印南町三、二四三
上山広吉外九名

第三二二九号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡川辺町和佐一、四
三九 柏木邦男外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部町東吉田二〇
五ノ四 堅田英夫外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二三一〇号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都世田谷区南島山六ノ一二ノ
八ノ二〇二 吉野克己外九名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二三一一号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保二ノ三四六
渡辺晴安外五名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二三一二号 昭和五十二年四月八日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都新宿区西大久保二ノ三四六
渡辺晴安外五名

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三三三三号 昭和五十二年四月八日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 東京都東大和市桜ヶ丘一ノ一、四
四九ノ三 小林修三外十一名
紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三三三三三号 昭和五十二年四月八日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市権常寺町一、三七
八 徳永重徳外十九名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一一二号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市原分町五七一 門
博康外十九名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一一三号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市山手町五四九ノ二
前田善敬外十九名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一四号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市陣の内町一〇〇
田中馨外十九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一五号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市中通町五八二ノ一
松岡隆外十九名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一六号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市小佐世保町一〇ノ
一六 松本キク外十九名
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一七号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市小島町二二ノ一
具原洋子外十九名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一八号 昭和五十二年四月九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市小佐世保町二三ノ
一八 桃野英子外十九名
紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四一九号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市光町一ノ二五 浦
川裕子外十九名
紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四二〇号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市御船町一五ノ六
古川政司外十九名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四二二号 昭和五十二年四月九日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市桜木町二九ノ三
岩永英治外十九名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四八八号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市吉岡町一、五六九

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四八九号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市日野町三八八ノ四
橋本純子外十九名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九〇号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市石坂町一五六 辻
順子外十九名
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九一号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市大和町一、一一二
鹿川渥外十九名
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九二号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市黒髪町一八四 松
田洋治外十九名
紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九三号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市梅田町一〇ノ三
馬渡要三外十九名

紹介議員 鈴木美枝子君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九四号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市長畑町一、三四一
山下静江外十九名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九五号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市松山町一ノ一 福
田紀子外十九名

紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九六号 昭和五十二年四月十一日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県佐世保市横尾町一、七七五
田中礼子外十九名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三四九七号 昭和五十二年四月十一日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡芦辺町湯岳今坂触二
九一 長嶋猛外十九名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九〇号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡浦町渡良南三五
一 武原トキ外十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九一号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡浦町釘山二七五
山内キクノ外十九名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九二号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡勝本町東二、三九七
豊坂朝子外十九名

紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九三号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡勝本町上場触八七四

外元英子外十九名

紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九四号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡浦町片原三〇〇
吉田栄子外十九名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九五号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡勝本町上場九九九
久保裕外十九名

紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九六号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡芦辺町国分当田触
一、一六五 富場マル子外十九名

紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九七号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡石田町筒城東二八二
西ヤス子外十九名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九八号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡勝本町百合畑五七七
生池敏明外十三名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三五九九号 昭和五十二年四月十二日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡石田町池田西触七九
四 三木幸枝外十九名

紹介議員 野口 忠夫君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三六〇六号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡浦町東四五四
宮下光恵外十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三六〇七号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願
請願者 長崎県杵岐郡芦辺町中山四五
一 深見淑子外十九名

紹介議員 野々山二三君
この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三六〇八号 昭和五十二年四月十三日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県佐世保市今福町一六ノ三
柴田信子外十五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三六九九号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県佐世保市庵浦町九九五 川
内昌子外十八名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇〇号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県佐世保市春日町三二ノ四三
塩足浩子外十名

紹介議員 浜本万三君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇一号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎市岩屋町六二ノ五 堀川達
郎外十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇二号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷六四
請願者

五 堀田諄子外十九名
紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇三号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県佐世保市大宮町四六ノ一五
山口正子外十五名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇四号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎市大橋町八ノ六 松江絃子外
四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇五号 昭和五十二年四月十三日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡香焼町五七三ノ七
壇小津江外十五名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七〇八号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡西彼町八木原一九
九 塚本勝外十九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七七九号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県諫早市西郷町一三七 井手
尾弘外十九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八〇号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町脇田六二
四ノ五 山本忠幸外十九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八一号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町高浜二、
一七七 山口富子外十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八二号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎市西泊町三〇二 田平多江子
外十九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八三号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県大村市原口町七七一 平坂
請願者

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎市芒塚町二三六ノ五 平城重
富外十六名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八四号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町脇田町
二 徳永マヌエ外十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八五号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町野母二、
四九五 河原繁芳外十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八六号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡外海町池島公住四
八ノ九 綿野圭子外十六名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八七号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百
三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県大村市原口町七七一 平坂
請願者

南海子外十九名
紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三七八八号 昭和五十二年四月十四日受理
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三十三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡高島町一、三〇〇
田崎和子外十九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二〇八七号と同じである。

第三二四四号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋市中区東区神丘町二ノ五二
石川明子外十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二四五号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県額田郡幸田町菱池字桜塚一
二〇ノ三 松田正雄外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二四六号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県額田郡幸田町秋字研山二〇
草次修外十九名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二四七号 昭和五十二年四月八日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市内田町一、五〇七ノ
一六 賀川栄外十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二四八号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町五四二ノ一
長江辰雄外九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二四九号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市背戸側町三一 伊佐
治一外十九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五〇号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋市中区猪高町藤木団地二
ノ五〇九 市来宏外九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五一号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町九三六 太
田成江外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五二号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋守山区小幡大屋敷三八ノ
一 松田力雄外九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五三号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市菱野団地原山台二二
ノ一〇ノ五〇八 林光子外九名

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五四号 昭和五十二年四月八日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市品野町八ノ一六三
加藤錦外九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五五号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県刈谷市神明町六ノ三二 二
宮純一外九名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五八号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋千種区唐山町一ノ五五第
一唐山荘内 平岩義夫外九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二五九号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋市中区栄五ノ四ノ五木村方
小島要外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二六〇号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市東栄町根の鼻四九
三ノ一 加藤ちあ外十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二六一号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県碧南市源氏町四ノ四五 梶
川千代外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二六二号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町五三五 高
見弘外十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第三二六三号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市京町六四 村川悦朗
外十九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

請願者 福島県会津若松市門町黒岩花見
ケ丘二一八 長谷川市郎外八名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三三八九号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七〇号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七五号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六一七号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 名古屋守山区小幡稲荷前八ノ一
奥村良彦外十九名

請願者 名古屋市中川区百船町一ノ八
村上菅男外十九名

請願者 愛知県岡崎市柱町下弁当 柵木
昇外九名

請願者 福島県耶麻郡猪苗代町金曲六四
藤原幸夫外九名

紹介議員 前川 且君

紹介議員 森 勝治君

紹介議員 山崎 昇君

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三三九〇号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七一号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七六号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六一八号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市山手町二六 水野純
子外十九名

請願者 名古屋市南区西桜町八九ノ三 成
田春海外十八名

請願者 愛知県岡崎市柱町々々九ノ八二
太田清外九名

請願者 福島県会津若松市湊町原新橋一三
八 小坂優外九名

紹介議員 松本 英一君

紹介議員 森下 昭司君

紹介議員 吉田忠三郎君

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三三九一号 昭和五十二年四月九日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七二号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七七号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六一九号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町九四一 加
藤孝司外十九名

請願者 愛知県瀬戸市上品野町一、三五〇
友愛寮内 森川義郎外十六名

請願者 愛知県西春日井郡師勝町久地野六
二七ノ一 藤森直忠外九名

請願者 福島県北会津郡北会津村中石甲一
〇 大江一志外五名

紹介議員 宮之原貞光君

紹介議員 森中 守義君

紹介議員 和田 静夫君

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三四六八号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七三三号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六一五号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六二〇号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 愛知県瀬戸市上品野町一、〇七三
高見秋市外十九名

請願者 愛知県瀬戸市苗場町一ノ二 河野
泰子外十九名

請願者 福島県耶麻郡磐梯町磐梯辻堂一、
七五一 小野トミ子外九名

請願者 福島県双葉郡大熊町下野上清水六
二 渡部新治外九名

紹介議員 村田 秀三君

紹介議員 矢田部 理君

紹介議員 阿具根 登君

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三四六九号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三四七四号 昭和五十二年四月十一日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六一六号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

第三六二二号 昭和五十二年四月十二日受理

請願者 愛知県額田郡幸田町菱池鵜取三七
鈴木節子外十六名

請願者 愛知県碧南市天王三二五 杉浦友

請願者 愛知県岡崎市柱町下弁当 柵木
昇外九名

請願者 福島県会津若松市門町黒岩花見
ケ丘二一八 長谷川市郎外八名

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県双葉郡富岡町仏浜西原一二
三 高木正文外九名
紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六二二号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県双葉郡富岡町上郡山清水九
二 千葉良以外九名
紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六二三号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県双葉郡尾村落合西の内八
馬場清武外九名
紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六二四号 昭和五十二年四月十二日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県いわき市錦町安良町七五ノ
一 薄葉直行外十二名
紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八一号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県いわき市後田町源道平三二
大津勝彦外九名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八二号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県会津若松市米代二ノ二ノ一
九 松下滋外七名
紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八三号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県笹谷中条二ノ九 齊藤鶴吉
外九名
紹介議員 片山 甚市君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八四号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町油井前作一二
伊藤信也外五名
紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八五号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町油井瀧石八
菅野敏夫外三名
紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八六号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町油井台七五ノ
二 高野良一外五名
紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三六八七号 昭和五十二年四月十三日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県安達郡安達町沢川日向九五
高橋操外七名
紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七四九号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市名倉一〇〇 鏡明
紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五〇号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市安積町荒井宇安部五
ノ一二二 和知政光外一名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五一号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市名倉一〇〇 秋山健
二外四名
紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五二号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市島一ノ二七ノ一六
長谷川勝久外五名
紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五三号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市日和町広の入五八
ノ一五 森田シゲ子外九名
紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五四号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市大槻町針生一三〇
宗形敏博外九名
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五五号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県須賀川市仁井田字明内四五
大槻淑雄外九名
紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五六号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市名倉一〇〇 大場勉
外九名
紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五七号 昭和五十二年四月十四日受理
大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県郡山市名倉一〇〇 浦山誠
一外九名
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三七五八号 昭和五十二年四月十四日受理

大腿四頭筋短縮症「患者」救済に関する請願

請願者 福島県田村郡小野町谷津作字平館

三ノ四 吉田あくり外八名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一二二四号と同じである。

第三二五五号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 広島県福山市伊勢丘二ノ一

藤原豊

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二五六号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市室積沖田A P二ノ一二

兼本征朗外二名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二五七号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市丸山町一二二 中村弘

宣外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二五八号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市室積沖田A P七ノ三二

山口県光市室積沖田A P七ノ三二

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市三井四六八ノ一 内藤

喜吉外九名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二五九号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県熊毛郡大和町岩田一、〇二

一ノ一五 河村靖外十名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二六〇号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市岩符町一三二 横山進

外六名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二六一号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市浅江宮ノ下七六二ノ五

藤井勉外九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二六二号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市室積沖田A P七ノ三二

山口県光市室積沖田A P七ノ三二

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

坂井勝外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二六三号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県徳山市瀬戸見町一ノ一六

三上隆司外九名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二六四号 昭和五十二年四月八日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市浅江二、一〇一 富本

守外七名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九二号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市花園町一〇ノ一八 田

村信夫外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九三号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市室積中央三、五〇一

吉野龍馬外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九四号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市浅江二、一〇一 前川

裕外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九五号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県徳山市青山町七ノ三二 田

村克朗外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九六号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 山口県光市岩符町二四七 渡辺時

夫外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九七号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

請願者 福岡県直方市感田字八辻一、〇一

〇ノ二八 野田一郎外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九八号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
の技術改善に関する請願

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二九八号 昭和五十二年四月九日受理

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
技本改善に関する請願

請願者 北九州市戸畑区境川一ノ二ノ五ノ

四一 井窪哲二外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三三九九号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 福岡県宗像郡福岡町一、六四五ノ

二四 花田典之外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四〇〇号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 北九州市八幡東区帆柱一ノ七ノ四

大井吉夫外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四〇一号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 福岡県直方市知古一ノ三ノ二九

土井義章外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四〇二号 昭和五十二年四月九日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 山口県光市光井高畑五五七ノ一

福西偕行外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四七八号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市大門町大門二、八七

二 五十嵐千代丸外九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四七九号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市伊勢丘七ノ一八一ノ

四七 富田清雄外九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八〇号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市豊町一ノ五ノ一昌連

ビル内 石田弘俊外九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八一号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市引野町四五六ノ二

高木忠良外九名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八二号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県府中市中須町一、〇〇三ノ

一 青木善造外九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八三号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市伊勢丘一ノ一第三寮

内 入江正昭外九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八四号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市引野町四五六ノ四六

野副修外九名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八五号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市大門町津之下一六一

ノ三八ノMI八〇三 山野上純夫外

九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八六号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市春日町能島二〇四

永田真治外九名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三四八七号 昭和五十二年四月十一日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市伊勢丘三ノ八 釜江

保太郎外九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六〇六号 昭和五十二年四月十二日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市向陽町五九ノ二六六

内田二三男外九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六〇七号 昭和五十二年四月十二日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市引野町一八〇ノ一

川口勇外九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六〇八号 昭和五十二年四月十二日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 広島県福山市引野町四五六ノ二
河田勝次外九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六〇九号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
技本改善に関する請願
請願者 広島県福山市引野町四五六ノ一八
ノB六四一 曾根照寿外九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六一〇号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市戸畑区東翰ヶ谷七ノ五〇
七 手島直治外九名
紹介議員 神沢 浄君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六一一号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 広島県福山市引野町六六九ノ一八
中津治正外二名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六一二号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 広島県福山市春日町浦上二、八九
三ノ五三 西山房夫外九名
紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六一三号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 広島県福山市向陽町五九ノ四六八
早坂文孝外九名
紹介議員 栗原 俊夫君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三六一四号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 広島県福山市伊勢丘二ノ一ノ一
橋口昌男外九名
紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七〇六号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 広島県福山市赤坂町九三八ノ一
牧平正年外九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七〇七号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 北九州市八幡西区鉄王二ノ一ノ七
ノ一〇三 吉津弘外九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七〇八号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県光市岩狩町一二二 宇佐美
誠啓外四名
紹介議員 佐々木勝子君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七〇九号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県光市室積村五、五七〇ノ一
岩根敏夫外九名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七一〇号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県光市花園町四ノ三 阿健治
外八名
紹介議員 志苦 裕君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七一一号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県光市丸山町一二九 陶山実
外九名
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七一二号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡大和町東荷一、六一
九 守田博一外九名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七五九号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡大和町三輪一、〇六
五ノ二 中山英俊外九名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六〇号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県熊毛郡大和町二〇ノ二 山
本慎吾外九名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六一号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願
請願者 山口県下松市大手町二ノ一〇 内
山義弘外九名
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六二号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の
技本改善に関する請願

請願者 名古屋南区鳴浜町二ノ二〇 本
田由美外九名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六三号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 山口県光市光井二、九六四 中野
欣典外九名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六四号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 名古屋南区天白町三ノ九 後藤
隆政外九名
紹介議員 辻 一彦君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六五号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 名古屋南区天白町三ノ九 石渡
操外九名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六六号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 名古屋南区天白町二ノ六 岡村
忠外九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六七号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 愛知県犬山市塔野地深田三ノ七二
古屋清光外九名
紹介議員 田 英夫君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三七六八号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等
の技本改善に関する請願

請願者 名古屋南区上浜町四一八 千葉
進外九名
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第三二六五号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県天理市東井戸堂町九八ノ三
村田平八郎外八名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二六六号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸一、一一
八 岡本正治外九名
紹介議員 宮之原貞光君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二六七号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良市法華寺中町六〇八 向井美
喜子外八名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二六八号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県御所市関屋一七 岡田豊
三郎外九名
紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二六九号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村赤滝九七〇
平田一美外九名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七〇号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村桂原六四〇
新井栄三外九名
紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七一号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県御所市元町一三〇 柏木章
人外九名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七二号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県御所市古瀬二〇〇 中谷久
栄外九名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七三号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 三重県阿山郡阿山町円徳院一、三
四一ノ一 杉野理一外八名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七四号 昭和五十二年四月八日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 三重県上野市荒木二四〇 葛原利
雄外九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七五号 昭和五十二年四月八日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良市南宮町四ノ三八六ノ四
清水宏頼外九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三二七六号 昭和五十二年四月八日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県大和郡山南郡山町六二五
中東清文外九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二二号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸二九 中
村由美外九名

紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二三号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町谷田一、七二
一 東野友一外九名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二四号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町谷田二五三
舟元貞子外九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二五号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町谷田二六〇
宮崎恵子外九名

紹介議員 西ヶ久保重光君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二六号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町谷田一、五〇
○ 金田多嘉子外九名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二七号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県御所市関屋三、五八〇 東
野繁雄外六名

紹介議員 案納 勝君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二八号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町越智二一九
前川実外八名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四二九号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良市佐保山一、九〇〇 神林国
治外九名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四三〇号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村桂原五七 辰
巳義光外九名

紹介議員 大塚 喬君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三四三一号 昭和五十二年四月九日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村桂原二一 上
村昌業外九名

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三五〇八号 昭和五十二年四月十一日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村桂原 平井藤
作外九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三五〇九号 昭和五十二年四月十一日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川 辻清美
外九名

紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三五一〇号 昭和五十二年四月十一日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村一五七 森本
正明外九名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三五一一号 昭和五十二年四月十一日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川五九 脇
坂武男外九名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三五一二号 昭和五十二年四月十一日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川五九 堂
崎善一外九名

紹介議員 神沢 淨君
この請願の趣旨は、第二三二一号と同じである。

第三五一一号 昭和五十二年四月十一日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川 木村梅
数外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 久保 亘君

第三五一四号 昭和五十二年四月十一日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川八三 茶
木隆太郎外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 工藤 良平君

第三五一五号 昭和五十二年四月十一日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川四一九
橋本利市外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 栗原 俊夫君

第三五一六号 昭和五十二年四月十一日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川九 森本
清外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 小谷 守君

第三五一七号 昭和五十二年四月十一日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村脇川二九 橋
本新次外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三六二五号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸六〇一
山内弘昭外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 小山 一平君

第三六二六号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸七 辰巳
澄子外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

第三六二七号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸二七 北
村四郎外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 沢田 政治君

第三六二八号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸八〇 尾
崎英雄外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 志志 裕君

第三六二九号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸九一 水
本潔外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 杉山善太郎君

第三六三〇号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸五四六
向井夏枝外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 鈴木美枝子君

第三六三一号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸一四五
弓場俊次外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 鈴木 力君

第三六三二号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村川戸三五 上
中真樹子外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 瀬谷 英行君

請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸二一 上
中久太郎外九名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

第三六三四号 昭和五十二年四月十二日受理
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願
請願者 奈良県吉野郡黒滝村中戸二一
中竜ノ助外九名

この請願の趣旨は、第二三二号と同じである。

紹介議員 竹田 現照君

第三二九一号 昭和五十二年四月八日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 大阪市西淀川区御幣島二ノ二ノ
三 樋口和恵外五百名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 粕谷 照美君

第三六三九号 昭和五十二年四月十二日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願
請願者 名古屋市中熱田区沢下町一七ノ三愛
知保育団体連絡協議会内 中田照
子外四千九百九十九名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 粕谷 照美君

第三八〇八号 昭和五十二年四月十四日受理
国の保育予算の大幅増額等に関する請願(二通)
請願者 京都市南区吉祥院九条町四 中塚
孝之助外六百七十二名

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

紹介議員 粕谷 照美君

第三二九二号 昭和五十二年四月八日受理
国民の社会福祉実現に関する請願

請願者 大阪府高槻市安満西の町二一ノ一
ノ三〇三 角谷繁子外千九十六名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三三六三号 昭和五十二年四月九日受理
国民の社会福祉実現に関する請願

請願者 東京都稲城市平尾四九八ノ一平尾
保育園分会内 神山智子外六千九
百九十九名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三六三八号 昭和五十二年四月十二日受理
国民の社会福祉実現に関する請願

請願者 富山県永見市地蔵町七ノ五一 冬
木敷外千三百六十名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三八〇七号 昭和五十二年四月十四日受理
国民の社会福祉実現に関する請願

請願者 京都市東山区今熊野南日吉町九〇
高山修一外千名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六一一号と同じである。

第三二九三号 昭和五十二年四月八日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願(四通)

請願者 奈良市六条町一、三六四 中川芳

子外三千五百八十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三二九四号 昭和五十二年四月八日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 名古屋市中区西白山町三六 松下
金夫外千名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三四四四号 昭和五十二年四月九日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 愛媛県今治市南日吉町一 門岡信
光外千名
紹介議員 青島 幸男君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三五三一号 昭和五十二年四月十一日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 山形市旅籠町一ノ一〇ノ三〇福祉
会館内日本社会福祉労働組合山形
県支部内 石栗栄市外二百名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三五六一号 昭和五十二年四月十一日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 岐阜県高山市赤保木町一、二二二
面家政和外千名
紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三六五〇号 昭和五十二年四月十二日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 岩手県宮古市山口三ノ八ノ二六
小林美貴子外千名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三七一六号 昭和五十二年四月十三日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 佐賀県伊万里市松島町三六三ノ八
伊万里市高齢者就労事業団内 牧
野正雄外百名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三七三七号 昭和五十二年四月十三日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 宮崎県延岡市天神小路二五五ノ四
河野一正外千名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三八二七号 昭和五十二年四月十四日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 福井市経田町九二ノ五 新家三朗
外千名
紹介議員 下村 泰君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三八二八号 昭和五十二年四月十四日受理
増員をはじめとする労働行政体制確立に関する請
願

請願者 千葉市川崎町一 大阪富士工業株式
会社千葉支店内 戸城輝一外二百
名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第三〇六一号と同じである。

第三三二四号 昭和五十二年四月八日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 秋田県鹿角市尾去沢町新山二九
白井末吉外八十一名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第三五五五号 昭和五十二年四月十一日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 秋田県大館市釈迦内街道上四九ノ
五 浅岡三郎外八十名
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第三七一五号 昭和五十二年四月十三日受理
じん肺法の一部改正に関する請願

請願者 東京都豊島区要町二ノ九 柳谷留
次郎外六十五名
紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第二九七〇号と同じである。

第三四三八号 昭和五十二年四月九日受理
中国残留日本人肉親探し並びに里帰り・永住帰国
に関する請願

請願者 長野市浅川屋敷田 斎藤忠栄外四名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第三三三三号 昭和五十二年四月九日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 福井県敦賀市市野々一五 大沢そね外五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三四五一号 昭和五十二年四月十一日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 札幌市南区川沿町一、六八二ノ二 六 松田タカ子外十三名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三七一七号 昭和五十二年四月十三日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 滋賀県大津市伊香立下在地町 日野一恵外十四名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三八二九号 昭和五十二年四月十四日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 滋賀県大津市馬場二ノ四ノ一 北村綾子外十四名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第八〇号と同じである。

第三四三三三号 昭和五十二年四月十一日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 広島県比婆郡東城町戸字 亀屋伍助外三千四百六十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三五二二号 昭和五十二年四月十一日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 名古屋守山区白沢町八九ノ三 元山幸子外九百五十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三五三三三号 昭和五十二年四月十一日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 長崎市平和町二〇ノ五 宮下ソコ外二千四百七十七名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三五七八号 昭和五十二年四月十二日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 名古屋守山区北内町四ノ三三ノ一 古田幸外二千二百名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三八一一八号 昭和五十二年四月十四日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 名古屋守山区池園町二ノ六三 龜沢深雪外二百八名

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三八一九号 昭和五十二年四月十四日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 埼玉県飯能市下加治二二九ノ二 吉田靖外五千二百四十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三八二〇号 昭和五十二年四月十四日受理

原子爆弾被爆者の援護法制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場一ノ一九ノ五 杉山秀夫外四千九百二名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第三五一九号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 富山市諏訪川原一ノ九ノ七 牧野昭子外二百名

紹介議員 向井 長年君

母性保障に関する次の施策に一日も早く取り組むため、母性保障基本法を制定されたい。

すべての女性を対象とし、いついかなるころに

おいても「母性」を保障することを前提とし、

一、出産の費用及び妊娠から産後一年間の通院に

至るまでの費用の無料化を図ること。

二、勤労婦人の生休、産休、通院、つわり休暇、

育児休暇、子看休暇等の制度化と保障を図ること。

三、安心して預けられる保育所(零歳からの)の増設と内容の改善、充実を図ること。

四、家庭婦人の健康診査、乳がん、子宮がん検査の徹底と無料化を図ること。

五、出産のときのホームヘルパー制度の確立を図ること。

六、母子保健センターの設置と内容の充実を図ること。

七、中、高校における性教育や母性教育の充実を図ること。

八、母性保護審議会の設置を図ること。

理由

私どもは昭和三十六年以来母性保障基本法の立法

化を主張し、最近では第七十七回国会(昭和五十

一年五月)に議員立法として法案が提出されたが、

審議未了に終わっている。このたび、政府が示した

「母性の尊重及び健康の擁護」についての方策

の程度でも、農村婦人、家庭の主婦などの「母性」

を保障する施策として不十分であり抜本的な解決

を期待することはできない。

第三五二〇号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市東雲町二ノ三ノ五 三 高津豊子外二百名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三五二九号 昭和五十二年四月十一日受理

母性保障基本法制定に関する請願

請願者 群馬県館林市城町二ノ一 山口和子外二百名

紹介議員 和田 春生君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三五六〇号 昭和五十二年四月十一日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 徳島市佐古三番町二一ノ五 陶久
金繁外百五十二名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三六三三三号 昭和五十二年四月十四日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 京都府綴喜郡田辺町宮津六八 片
山伸一外百九十九名

紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三六三三六号 昭和五十二年四月十二日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 三重県度会郡玉城町勝田三、一七
二 松本静子外二百七名

紹介議員 栗林 貞司君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三六三三七号 昭和五十二年四月十二日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 香川県小豆郡土庄町上庄五八三
塩見忠久外二百名

紹介議員 田淵 哲也君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三七二三三三号 昭和五十二年四月十三日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 高知市南泰泉寺一五八 走崎欣也
外百九十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三七三三六号 昭和五十二年四月十三日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 三重県度会郡小俣町六、九一五
大西いね子外四百五十五名

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三七三九六号 昭和五十二年四月十四日受理
母性保障基本法制定に関する請願
請願者 富山県西砺波郡福光町一、一九六
ノ四 片山とき子外二百名

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三五一九号と同じである。

第三五二二二号 昭和五十二年四月十一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都目黒区中町一ノ二四ノ一七
栗田育二外二千八百十五名

紹介議員 山中 郁子君
一、現行の最低賃金を即時廃止すること。
二、次の内容を基本とする最低賃金を制定する
こと。

1 すべての労働者に適用すること。
2 全国一律の最低賃金を基本とすること。地
域、産業ごとに最低賃金を決定する場合は全
国一律最低賃金の額を上回るものとすること。

3 最低賃金の額は、当面、単身労働者の生計
費を基礎に定め、物価スライド制を採用すること。
4 同数の労使代表を中心に構成される最低賃
金委員会を確立し、その委員会に最低賃金額
を決定する法律上の権限を与えること。

5 この最低賃金制度の実施のために必要な施
行、監督機構と罰則を設けること。

三、この最低賃金は、失業保障、生活保護、年金
など社会保障給付額および農漁民、中小零細業
者の自家労賃、下請単価の基準とし保障するこ
と。

第三五二八号 昭和五十二年四月十一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 愛媛県宇和島市和霊中町二丁目
内田弥太郎外千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三五五四号 昭和五十二年四月十一日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 北海道釧路市駒場町四ノ三 小甲
栄治外九百四十九名

紹介議員 塚田 大願君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三五七〇号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 鹿児島市下荒田町四ノ五四ノ二五
本間康男外千九百四十四名

紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三五七一号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 静岡県焼津市浜当目四ノ五ノ九
種石茂雄外二千五百三十六名

紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三五七二二号 昭和五十二年四月十二日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 北海道岩見沢市天町三条東四丁目
早瀬キヨ外千九百九十九名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三五七三三号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 東京都目黒区下目黒四ノ五ノ八
佐藤隆外千三十二名

紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三五七四四号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 広島県始良郡始良町西餅田八二八
松園道生外四千二百七十八名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三六五三三三号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 和歌山県田辺市芳養町松原 岡本
草宏外千九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三六五四四号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 大阪市此花区西九条五ノ三 向井
金蔵外千三十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三六六七号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 福岡市東区若宮五ノ二八 荒津勝
美外千二十三名
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三六六九号 昭和五十二年四月十二日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 滋賀県甲賀郡信楽町黄瀬五六〇
大西英一外千八百九十七名
紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三六七〇号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 札幌市白石区北郷二ノ九 中村幸
子外二千五百三十名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三七一八号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 岡山市犬島二〇八 井上富子外四
千二十四名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三七一九号 昭和五十二年四月十三日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 北海道岩見沢市元町二条東五丁目
菅原トミ子外千九百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三七九七号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 北海道名寄市東二条北六丁目 石
野末松外二千八百二十一
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三七九八号 昭和五十二年四月十四日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願
請願者 高知市北泰泉寺七七一 近森馬尾
外千七百七十九名
紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三五二二号と同じである。

第三六五一号 昭和五十二年四月十二日受理
病院の診療報酬引上げに関する請願
請願者 北海道帯広市東一条南一丁目近
田荘内 山本綾子外二百十二名
紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三二〇四号と同じである。

第三六六六号 昭和五十二年四月十二日受理
水道事業に係る国庫補助率の引上げ等財政措置の
強化に関する請願
請願者 茨城県水戸市三の丸一ノ五ノ三八
茨城県議会議長 千ヶ崎惣右衛門
紹介議員 郡 祐一君

巨額の先行投資を必要とする水道事業については、少なくとも一般公共事業並みの取扱いを前提に、水道水源開発費及び水道広域化施設整備費に對する補助率の大幅な引上げと補助わくの積極的な拡大を図るよう強く要望する。

理由 水道施設整備、水源開発に對する助成は、農業用

水及び工業用水道事業に比較して、極めて手薄い現状であるため、建設事業費の大半は水道料金に転嫁され、併せて物価の上昇等による経営管理費用の増大と相まって、大幅な料金改訂を余儀なくされている。

第三七九二号 昭和五十二年四月十四日受理
健康保険制度(法)改正に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会
議長 岡田与一
紹介議員 野口 忠夫君

政府管掌健康保険の赤字解消は、被保険者負担によることなく、国庫負担金の大幅引上げなど政府の責任において行うとともに、政管健保制度の抜本的な改善を図るよう強く要請する。

理由 政府は、政管健保財政の立直しを図るため、標準報酬月額の上昇引上げ、初診・入院時の一部負担金の増額、ボーナスからの特別保険料の徴収、高額療養費の自己負担限度引上げなどを内容とする健康保険制度の大幅改正を行おうとしているが、このことは引き続き不況にあえぐ国民生活を更に圧迫するものであり、到底容認できるものではない。

第三七九五号 昭和五十二年四月十四日受理
日雇健康保険制度の改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷二ノ四ノ二
四ノ二五 川村とも子外二百七十
九名
紹介議員 戸田 菊雄君

日雇労働者の健康と生命を守る立場から、日雇健康保険制度の廃止には反対であり、被用者保険としての現制度を存続・確立するため、次のよう改善されたい。

一、すべての日雇労働者が日雇健康保険に加入できるように適用の拡大を図ること。

二、不況などで働くことのできない日雇労働者も医療を受けられるように、支給要件を緩和すること。

三、日雇労働者の保険料は、政管健康保険の被保険者並みとし、労使の保険料負担割合を三対七にすること。但し、中小零細企業主の負担増に對し国が補助するようにすること。

四、国庫負担を増額し(五割程度)安定した制度にすること。

五、分べん費、埋葬料、傷病手当など給付を政管健康保険並みに改善すること。

六、当面、日雇健康保険制度を政管健康保険制度に統合し、将来は被用者健康保険の全統合をめざすこと

理由 日雇健康保険制度は、五十年決算による単年度赤字が百四十一億円になるなど財政窮乏が問題になつてはいるが、日雇労働者にとつてこの制度は、生命に直接かかわる重要な制度であり、いま制度の改善、安定確立が強く望まれている。日雇労働者は主に屋外で肉体労働に従事し、広く建設、運輸、港湾、製造部門などで、社会の建設に貢献してきている。それにもかかわらず、有給休暇や一時金、退職金等のないことなど賃金、労働条件は極めて劣悪であり、特に石油ショック以来の不況とインフレの進行により、働きたくとも仕事のない状態が慢性化し、日雇労働者の生活と健康は深刻な事態に追い込まれている。

第三八一七号 昭和五十二年四月十四日受理
日雇健康保険制度の改善に関する請願
請願者 横浜市旭区上白根町三六ノ一〇三
塩田文字子外六百七十四名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三七九五号と同じである。

第三八〇二号 昭和五十二年四月十四日受理

健康保険法の一部改正案反対等に関する請願

請願者 群馬県前橋市総社町総社三、五六

九ノ三群馬県保険協会内 三保

金治郎外二百五十一名

紹介議員 西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一八六四号と同じである。

第三七九号 昭和五十二年四月十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 京都市東山区東大路三条西海子町

四六 松村清義外十名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三八〇号 昭和五十二年四月十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 長野市松代町西寺尾一、八三七

北沢安雄外三十名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三八二六号 昭和五十二年四月十四日受理

建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・

法制化に関する請願

請願者 岩手県江刺市稲瀬佐野一三三 及

川正元

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第三八一〇号 昭和五十二年四月十四日受理

医療保険の大改悪反対等に関する請願

請願者 北海道函館市深堀町一三ノ二八

福田とし外八十八名

この請願の趣旨は、第八八四号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君

第三八二二号 昭和五十二年四月十四日受理

全国一律最低賃金制と雇用保障制度確立に関する

請願

請願者 奈良県吉野郡大淀町下淵 田原喜

一外六百三十九名

紹介議員 神谷信之助君

一、十六条職権方式の現行最低賃金法を廃止し

て、次の事項を基本とした全国一律最低賃金制

度を緊急に確立すること。

(一) 最低賃金制度は、全国一律最低賃金額を決

定し、そのうえに地域別の最低賃金額を積み

あげられるようにすること。

(二) 最低賃金の決定は、労働者の生活費を基準

に決定するようにすること。

(三) 最低賃金額の決定は、中央・地方に労使同

数と少数の公益代表の委員による最低賃金委

員会を設け、そこで決定するものとし、公益

委員は、労使の同意を得て任命すること。

二、次の事項を基本とした雇用保障制度を緊急に

確立すること。

(一) 雇用保険法に基づく失業給付日数を大幅に

延長し、給付日額を大幅に引き上げること。

(二) 一方的な解雇を規制するために次のことを

実施すること。

1 労使同数と少数の公益代表による雇用調

整委員会を中央・地方に設置すること。

2 規模別に一定以上の労働者を解雇しよう

とするときは、一定期間に委員会に届け出

なければならぬものとする。

3 委員会は、解雇規制にかかわる必要な勸

告を行い、使用者は勸告通知をされるまで

労働者を解雇してはならないものとするこ

と。

4 使用者が勸告に従わない場合には、勸告

の公表、職業紹介停止の措置を講ずること。

三、企業倒産に伴う不払い労働債権の保全のため

に次のことを実施すること。

(一) 企業倒産により不払いとなった賃金、退職

金等の労働債権を保全し労働者の生活と権利

を守る給付金制度を創立すること。

(二) 国が全企業主から徴収する賦課金をその財

源とし、中小・下請企業負担には軽減措置を

講ずること。

第三八二二号 昭和五十二年四月十四日受理

全国一律最低賃金制と雇用保障制度確立に関する

請願

請願者 大阪府堺市新在家町西三ノ一ノ一

九 鳥居美智江外九百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三八二二号と同じである。

第三八二三号 昭和五十二年四月十四日受理

全国一律最低賃金制と雇用保障制度確立に関する

請願

請願者 大阪府豊中市庄本町三ノ一二ノ一

八 美納益男外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八二二号と同じである。

昭和五十二年五月十四日印刷

昭和五十二年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W